

# ラーク利 活用 カポイント集

- データ利活用の共創が生み出す新しい価値 -

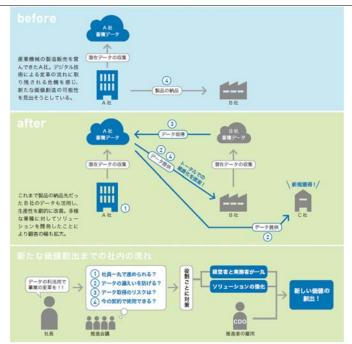




# 【序論】データ利活用に取り組み始めたA社の物語

# データ利活用の共創が生み

- A社は、産業機械の製造・販売事業を営む総社員数310名、年間売上80億円の会社であるが、A社が販売してきた産業機械の市場は成熟しており、企業としての成長力を失いつつある。
- また、昨今、先進的なベンチャー企業だけでなく、職人的な技術を磨いてきた企業や伝統的な製造業者もデジタル技術による革新的なサービスを始めているという情報に触れ、DX<sup>1</sup>時代の流れに取り残される危機感を持ち始めた。
- そこでA社の社長は、第四次産業革命とも呼ばれる事業環境変化への対応を検討している。データ利活用を通じて既存事業の提供価値を高めつつ、データ利活用を前提とした将来の成長基盤への投資を行うことにより新たな市場創造の可能性を見いだそうとしている。
- 一方で、データの利活用を促進するために経営者として果たすべき役割に悩んでおり、社員が同じ方向に進んでいない状況を打破できていない。



【図1.A社のデータ利活用フロー】

1 本書において、DXとは、「デジタルトランスフォーメーション」を指す。本書の9頁の注釈4に定義を記載。

# *出す新しい価値。*

報道:道路形状の計測データ等から三次元地図データを自動車メーカーや地方自治体に提供する X 社、船舶の運航や機器稼働データと気象海象データとを紐づけたデータを船社や造船所・機器メーカーに提供する Y 社2、グルメサイト等の複数のサービスサイトのデータを横串で収集・統合・活用するデータ基盤を形成し、消費者の生涯に寄り添う新たな付加価値を提供する Z 社は、経営者と実務者が共通の方針でデータ利活用に取り組むことで企業価値を高めています。

社長:とても興味深い取り組みだ。まずは私が方針を示し、共通の方針に沿ってデータ利活用を進めることで当社事業を変革し、DXによって競争上の優位性を確立できれば、わが社が生き残れる確率は上がるのかもしれない。

# ・・・【ある日の経営会議】・・・

社長:わが社も第四次産業革命への対応を本格化するぞ!これまでも IT 化を進めてきたが、最近の急激な IoT 化の流れに対応すべく、新たなデジタル技術を活用する新規事業にも力を入れていく。そこで、**中** 長期的な視点に立って事業の在り方を抜本的に検討し直したいと思うのだが、どうだろうか?今始めないと手遅れになるのではないかと考えている。

開発部門:新規事業に関しては、機器搭載のセンサやエッジ側の処理装置によって必要なデータを収集 し保有しており、それらを分析することで、①最適なメンテナンスのタイミングの提案が可能です。また、他社の機器と連動すれば②クライアント企業に対してトータルに最適な製造工程の提案も可能です。また、操作パネル等により作業員の動静を把握することで、③労務管理や作業効率の改善提案をできる可能性もあります。

社長:うむ、自社製品の競争力を高めつつ、他社とも協調すべきは協調するということだな。実現していくにはどのような検討が必要になる?

販売部門:②の実現には他社機器のデータが必要であり、③の実現には労務データも必要となります。 しかし、クライアントはデータの提供に必ずしも積極的ではありません。また、データ分析についても 当社にはノウハウが足りないため、データ分析に強いベンダーへの依頼が必要ですが、他社との秘密保 持義務があり、データを安易にベンダーに提供できない状況です。

社長:現状の契約関係はどうなっている?

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 本書の114頁にY社の詳細な事例を記載。

法務部長:当社が取得しているデータは、①の目的では使用できますが、②や③の目的では、契約上の目的外使用になる可能性が高いため、同意なく使用することはできません。また、ベンダーへの提供については、他社が秘密として管理している「営業秘密」等を流出させた場合のリスクが非常に大きいため、データ提供時には十分な検討が必要です。また、個人情報やパーソナルデータに該当する可能性についても検討が必要となります。

知財部長:データの提供については、不正競争防止法の改正により、**他者への提供を想定した上で管理 しているデータ (限定提供データ3)** に対する不正取得等を不正競争行為とする規定が整備されています。この制度を用いれば不正にデータが流通した場合にも民事措置が可能です。いずれにせよ、積極的なデータ利活用を進めるためにも、関係部門と頻繁に意見交換を行っていきたいと考えています。

社長:確かに他社の秘密情報の漏えいや、わが社の技術の流出があれば、新聞沙汰になるのはもちろん、今後の事業遂行にも大きなダメージがあるのは間違いないだろう。

しかし、それが足かせになって、何も行動をしないことこそ経営上のリスクではないだろうか。

開発部門:まずはクライアント企業との PoC (Proof of Concept: 概念実証) から進めるのはいかがでしょうか。 PoC で効果に納得いただければ、データを提供するメリットも感じていただけますし、あくまで実証段階であり提供するデータの範囲を限定して行うことも可能なため、製造ラインにいきなり組み込むよりもクライアントのハードルが下がります。

社長:分かった。**現在取り組んでいるソリューション力の強化(モノからコトへ)という流れを実現するため**、早急に各部門が連携して進めてくれ。経営企画部長には、次回の経営会議で報告してほしい。

経営企画部長:承知いたしました。各部門には、追ってヒアリングのご依頼をさせて頂きますので、ご協力をお願いします。(<u>次回は3ヶ月後だが、このスピード感で良いのだろうか・・</u>)

# ・・・【3ヶ月後の経営会議】・・・

経営企画部長:クライアントのB社が、当社のソリューション構想によって自社の生産性向上が図れそうだと期待を示しており、PoC でデータを提供してくださることになったため、B社とのPoC 用の契約書案をお持ちしました。契約書案は、経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版」を基に、外部の弁護士にも相談しつつ法務部と知財部にて作成し、B社とも摺り合わせ済みですので、押印をお願いいたします。

社長: PoCによりデータの取得を進めることで、ようやく技術上の課題や、データ管理等のノウハウをしっかり蓄積できそうだな。並行して、データを管理する準備は整えているんだろうな。

経営企画部長:恐れ入りますが、PoC については契約書の作成まで進みましたが、実際のデータの管理体制についてはデータ利活用を推進する権限が誰にも与えられていないことから、部門間の調整がネックとなり、どの部署でどのように管理すべきなのかが定まらない状況にあります。

社長: CDO (Chief Data Officer) を誰かがやれば良いだけだろう。そんなことで数ヶ月も止まっていたのか。

経営企画部長:それが、**潜在的なリスクが懸念されるとなると誰もやりたがらない**ため、責任者を押しつけ合う状況になっております。

#### ・・・【その後の報道】・・・

報道:経営者と実務者が一丸となりデータ利活用を推進したA社は、トータルに最適な提案により新しい価値を生み出すことでB社の生産性を劇的に改善させ、さらには多様な業種の生産性を向上するソリューションを開発したことにより、データを提供したクライアントの満足度も高く、大変評価されています。

<sup>3</sup> 本書の26~29 頁に限定提供データの詳細な説明を記載。

データ利活用に向けて、**経営者に求められる役割**とは何か?

検索Q

関連キーワード 経営者向け

A社の社長は「中長期的な視点に立って事業の在り方を抜本的に検討し直したい」と発言しているが、経営者は「実現したいビジネスモデル」の明示や、データ利活用により「他社との共創を推進する」というような方針の提示も大切。

**対象となるデータ**には、どのようなデータがあるか?

検索 🔾

関連キーワード 実務者向け 21 頁

A社の社長は「何も行動をしないことこそ経営上のリスク」と発言しているように、経営者が示した目 的及び方針に即して必要なデータとはどのようなデータであるか等のデータの特定作業が求められる。

不正競争防止法上の**営業秘密、限定提供データ**とは何か?

検索へ

関連キーワード

実務者向け 26 頁

A社の法務部長と知財部長が「営業秘密」や「限定提供データ」と発言しているが、それぞれどのような要件があり、どのような管理方法が求められるのかを把握し、社内に周知することが大切。

#### データを利活用する際の検討事項とは何か?

検索Q

関連キーワード 実務者向け

夫粉名四% 30 頁

A社の法務部長が「契約上の目的外使用になる可能性が高い」と発言しているが、データ提供先の目的 外使用等データ利活用にあたっての懸念点を解消するために契約・法律・システム設計等の観点からの 検討が大切。

データ利活用に向けて、どのような**社内体制**を構築すべきか?

検索Q

関連キーワード

実務者向け 128 頁

A社の社長が「CDO を誰かがやれば良いだけ」と発言しているが、データ利活用は様々な部署と連携 し、的確かつ迅速な意思決定を必要とするため、意思決定権限やプロセスを明確にすることが大切。

データ利活用の**リスクが顕在化した場合の備え**とは何か?

検索へ

関連キーワード 実務者向け

142 頁

A社の経営企画部長が「潜在的なリスクが懸念される」と発言しているが、実際にリスクが顕在化した場合に初動を迅速に行うために、具体的な対策を周知しておくことが求められる。

# 目 次

1. 本書の目的・位置付け	!
2. 経営者が今、しなければならないこと	1
データ(情報資産)利活用を行う目的の明確化と方針の提示	13
目的・方針を実行するために必要な環境の支援	14
	2
3-1. 利活用の対象となるデータ(情報資産)の特定	2
3 - 1 - 1. 対象データの種類と特性	24
【解説】不競法が定める「営業秘密」と「限定提供データ」について	20
3 - 2. データ利活用に向けた検討事項	30
3 - 2 - 1. データの提供	3
3-2-1-1. データの提供に係る事例	3
3-2-1-2. データの提供に係る検討事項(Q&A形式)	30
(1) データ提供先からの漏えい	38
(2)データ提供先による目的外使用	4
(3) 派生データや成果物の帰属	5
(4) 営業秘密・限定提供データ	5
(5) 提供するデータの品質	5
(6)他社から取得したデータを提供する場合	60
(7)提供データに個人情報や著作物等を含む場合	6
(8) その他留意事項	69
3-2-2. データ取得・保有	7
3-2-2-1. データの取得・保有の具体的なイメージ	74
3-2-2-2. データ取得・保有に係る検討事項(Q&A形式)	70
(1)他社のデータを取得・保有する際の検討事項	78
(1-1)データの取得方法や管理方法についての懸念	79
(1-2) データの品質についての懸念	80
(1-3) データの取得に関連して法的な問題が生じることについての懸念	8
(1-4)その他留意事項	89
(2)自社内でデータを取得・保有する際の検討事項	9
(2-1)法的保護に関連する取得・保有	9
(2-2)将来的な価値が不透明な場合	9
(2-3)証拠保全	98
(2-4)クラウド管理	9
3-2-3.データの使用	10
3-2-3-1 データ使用に係る事例	10

Ę

3-2-3-2.データ使用に係る検討事項(Q&A形式)	104
(1)自社内でデータを使用する際の検討事項	106
(1-1)他社から取得したデータを使用する場合	106
(1-2)派生データや成果物の利用	108
(1-3) データ提供の停止	110
(2)業務委託として特定の企業に取得したデータを使用させる際の検討事項	111
3 – 2 – 4. プラットフォーム	112
3-2-4-1. プラットフォームに係る事例	113
3-2-4-2.プラットフォームに係る検討事項(Q&A形式)	115
3-3. データ利活用チェックシート	123
4. データ利活用における社内体制の在り方	128
4-1. データ利活用を推進する新たな組織の設置	129
4-2. データ利活用における統制に関する取り組み	131
4 - 3. 既存の専門部署に求められる新たな役割	132
4-3-1. データ利活用で求められる知的財産部門の役割	132
4-3-2. データ利活用で求められる法務部門の役割	133
4-3-3. データ利活用で求められるシステム部門の役割	134
4-4. データ利活用を進める人員の配置	135
4-4-1. CDO (Chief Data Officer/ Chief Digital Officer) 等の担当役員の役割	135
4-4-2. データ人材の確保	137
4-5. 全社的な教育・研修による育成	138
4-5-1. 全社的な情報資産管理に関する教育・研修	138
4-5-2. 職種別の教育・研修	139
(1)企画部署向けの教育・研修	139
(2)エンジニア向けの教育・研修	140
(3) その他行政機関による教育・研修	141
5. 懸念事項が顕在化した場合に備えて	142
5-1. トラブルに備えた対策	142
5-1-1. 証拠保全	142
5-1-1-1 自社が提供したデータであることの主張	143
5-1-1-2. 共同・受託研究開発におけるデータの分離管理	144
5-1-1-3. データのトレーサビリティ	145
5-1-2. 初動対応の規程整備	146
5-2. 懸念事項が顕在化した際の対応	147
5-2-1. 初動対応	147
5-2-1-1.社内調査・原因究明	147
5-2-1-2. 初動対応の適切な取り組み	148
(1)更なる拡散の防止	148

(2) 法律に基づく手続	149
(3)企業イメージを含む損失の最小化	150
5-2-1-3. 初動対応の体制	151
5-2-2、責任追及等	152
5-3. 未然に懸念事項を防ぐための対応	153
5-3-1. 漏えいを未然に防ぐための技術的・物理的な対応	153
5-3-2. 漏えいを未然に防ぐための心理的抑止に係る対応	153
5-3-3. 信頼関係の維持・向上	
5-3-4. 相談・支援窓口	
6. 参考資料	156

# 1. 本書の目的・位置付け

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ等のデジタル技術が進展する第四次産業革命を背景として、データ (情報資産) が企業の競争力の源泉としての価値を増している中、デジタル・トランスフォーメーション (DX4) によって、デジタル技術とデータ (情報資産) の活用が進み、経済社会の構造的変化、産業構造や就業構造の変化に直面しつつある。企業にとっても事業環境が劇的に変化することで、<u>新たな付加価値の創出・獲得が急務</u>となっているほか、イノベーション促進のための組織や人材の変革も不可欠であり、更なる競争力の強化が求められている。

このような認識は企業経営者等を含め、産業界の間にも広まりつつあるが、政府としても、その重要性に着目し、成長戦略においても「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革との目標を掲げている5。経済産業省においても第四次産業革命を見据えた施策を検討実施しているところであるが、Society5.0の実現のために、**多種多様なデータがつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会「Connected Industries」を実現**していくための取り組みや、企業のデジタル面での経営改革、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり、安全性の確保を行うための措置を講じている。

一方、価値あるデータについては、従来の知的財産権法制では必ずしも十分な法的保護が与えられていなかったところ、安心してデータを提供しかつ利用できる環境整備として、データの不正取得等に対する法的措置の導入を求める声があった<sup>6</sup>。

このような背景を踏まえ、経済産業省では企業が安心してデータを利活用できる環境を整備するため、平成30年不正競争防止法(以下「不競法」という。)改正により、従前より保護の対象になってきた「<u>営業秘密</u>」に加え、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、他者に提供することを想定した上で管理している価値あるデータ(「限定提供データ」)に対する不正取得等を不正競争行為として新たに規定を整備したところである7。

こうした環境整備を踏まえつつ、今後、企業間を横断したデータ利活用の一層の推進が期待されるところである。企業が保有するデータは、自社のみならずサプライチェーン上に位置する取引先企業等においても既存製品やサービスの付加価値向上、新たな製品やサービスの開発・提供、戦略策定、マーケティング、不正防止等様々な目的のために活用可能なものであり、データの利活用が企業の成長力や競

争力を大きく左右する時代になりつつあるといえる。そのため、今日の企業にとって<u>自社のデータのみならず、他社が保有しているデータも積極的に活用していくことは、経営戦略・事業戦略上、極めて重要な要素</u>となっている。また、そうした経営戦略・事業戦略の立案にあたっては、限定提供データなど新たな保護ツールも踏まえ、不正流通等のリスクを低減しながら、データの提供者と使用者が果実を最大限に得るための、「**攻めの知財戦略**」の重要性が更に増している。

一方で、データの提供を求められる側でもデータを使用する側でも、依然として、課題や懸念を抱える企業は少なくない。現状、各企業は、ビジネス上のデータを活用した戦略を模索している状況であるとの声も聞かれる。実際に、「データ利活用による事業への効果が不透明」等であるためデータ利活用に慎重又は消極的である企業や、「他社からの漏えい、コスト負担が懸念される」等といった理由から、データの提供・共有が進んでいない企業も多数存在している<sup>8</sup>。

こうした状況を踏まえ、本書は、企業におけるデータの利活用を一層推進する観点から、データ利活 用の具体的なイメージを示しつつ、**データ利活用に際しての留意点を整理し、対策を紹介することで、 データ利活用を志向する企業の不安を少しでも払拭する**ことを意図している。

「2. 経営者が今、しなければならないこと」は、経営者層に読んでいただくことを想定し、データ利活用を検討・推進する際に特に重要となる考え方を示している。本編となる「3. データ(情報資産)の取り扱い」、「4. データ利活用における社内体制の在り方」、「5. 懸念事項が顕在化した場合に備えて」では、データの利活用を検討・推進する部門や、関連する機能部門(例えば経営・事業企画部門、セキュリティ部門、知財部門、法務部門等)の責任者や担当者に読んでいただくことを想定し、具体的な留意点等について様々な観点から整理を行っている。

なお、本書は、経済産業省が既に公表している「秘密情報の保護ハンドブック」を参考にデータの利活用を推進する観点から作成されたもので、企業が秘密情報として管理するデータの保護方法の詳細については適宜「秘密情報の保護ハンドブック」を参照いただきたい。また、本書で触れる留意点について、既に経済産業省やその他行政機関が公表するガイドライン等がある場合には、詳細については当該ガイドライン等を参照いただくことを念頭に置いて構成している。

※本書で参照しているガイドライン等の一覧は、「6.参考資料」に掲載している。

本書が、データ (情報資産) の活用を検討・推進する企業の一助となり、我が国におけるデータ利活 用がより一層推進されることを期待したい。

最後に、本書は独立行政法人情報処理推進機構の委託事業において設置された検討会において討議された内容を踏まえて作成されている<sup>9</sup>。

10

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 経済産業省「DX 推進ガイドライン」(平成 30 年 12 月) では、DX を「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義している。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「未来投資戦略 2018 - 「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革-」(平成 30 年 6 月 15 日)

<sup>(</sup>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\_zentai.pdf)、「成長戦略実行計画」(令和元年 6 月 21 日) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2019.pdf) 等参照。

<sup>6</sup> 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検計委員会「新たな情報財検計委員会 報告書」(平成 29 年 3 月)。

 $<sup>^{7}</sup>$  改正法は平成 30 年の通常国会で成立し、限定提供データに係る事項については令和元年 7 月 1 日より施行されている。平成 31 年 1 月には解釈指針である「限定提供データに関する指針」も公表されている。

<sup>8</sup> 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター「安全なデータ利活用に向けた準備状況及び課題認識に関する調 香 調査実施報告書 (令和元年4月)。

<sup>9</sup> 検討会の委員名簿は本書末尾に添付。

# 2. 経営者が今、しなければならないこと

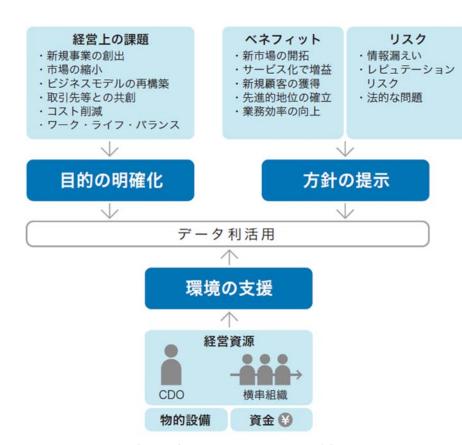
- ◆ データ (情報資産) 利活用を行う目的の明確化と方針の提示
- ◆ 目的・方針を実行するために必要な環境の支援

データ利活用とは、経営上の課題を解決する1つの手段である。企業の経営上の課題として、「新たなビジネスモデルの実現」や「収益性の向上」等多様な課題が想定される中、これらの具体的な経営課題を解決するための手段の1つとしてデータ利活用があり、経営者が提示したデータ利活用の目的に応じ、実務者が、利活用すべきデータの種類や規模、実際の利活用方法等を検討していくことになる。そのため、経営者には、実務者が実際に利活用を進めるにあたって**目的の明確化**を行うことが求められる。

データ利活用は、事業環境の変化に対応し、企業が持続的な成長をするために有用である一方、データを取り扱うことによる経営上の新たなリスクが発生することは事実である。一方で、データを使用することで具体的にどのようなことが実現できるのかは、実際に実証を行ってみないと分からないことも多い。そのため、経営者はベネフィットとリスクを的確に把握した上で、「リスクが最小となるデータ利活用方法の採用」、「他部署、他社との共創を推進」、「リスクを理解した上でのリスクテイク」等による**方針の提示**によって社内の統制を図り、実務者が実際にデータ利活用を行うにあたっての道筋をつけることが求められる。

なお、企業によって、データ利活用の内容や方法は様々であるが、昨今の知財戦略にも 見られるように、ある事業を他社と競い合う競争領域とするのか、他社と協力する共創領 域とするのか等の方針の判断によって、業界におけるポジショニングや今後の収益が大き く変わる可能性があるため、経営者の方針が与える影響は大きい。

また、データ利活用は、試行的な要素が強いため、短期では成果が出ないことがある。この点も十分理解した上で、組織的な能力の底上げを図る「人的資源、物的設備、資金」の確保や将来性を見込んだ「成長基盤としての評価」等による**環境の支援**によって実務者の後押しを行うことも経営者の重要な役割である。



【図2. データ利活用における経営者の役割】

# データ(情報資産)利活用を行う目的の明確化と方針の提示

下記のように成功している事例では、<u>データ利活用が目的ではなく、実現したいビジネスモデルや解決したい経営課題を明示し、データ利活用はあくまでその手段として捉えているといえる。</u>

そして、データ利活用により得られるベネフィットとリスクを踏まえた上で、<u>リスクが発生する可能性を減らしつつリスクテイクするといった方針を明確に示すことで</u>、社内の統制を図ることにより、新規顧客の獲得や新たな付加価値の創出など、データの新たな利活用によるコトづくりによって成功しているケースも見られる。

# 【事例】新たな市場への進出による新規顧客の獲得

▶ 成熟している既存事業の市場が縮小し始め、今までの延長線上では顧客の数が限られていることから収益が減少することを予測。コンサルティングファームに相談したところ、データの流出について潜在的な懸念はあるものの、当社の機器データを共有し、自社製品のアフターサービスを異業種と共同開発する共創戦略を取るメリットの方が大きいという提案を採用。これにより異業種との交流を生み出したことで、新たな顧客の獲得につながった。(製造業)

# 【事例】共創する場を提供し、新しい付加価値を提供

▶ 技術が発達したことで競合他社の EC サイトとの利便性での差が埋まり始めている。そこで、購買データを活用した共創を目的として、仕入れ先の企画部署や開発部署に声をかけ、購買データを自由に提供するラボを開催。加えて、当社からは、ある商品を購入した顧客はこの商品を購入しやすいという相関関係や、アンケートの統計から導き出した顧客の課題を提供。いくつか法的な問題も懸念されたが、懸念点への対策を愚直に行うことでリスクを最小化し、最終的には社長がリスクテイクを決断している。

これにより、魅力的な製品が次々と生まれ、異業種間でコラボした商品等の販売にもつながった。人気商品が生まれたことで販売単価の向上や、メーカーへのデータを踏まえたコンサルサービスという新たな付加価値の創出にもつながった。(非製造業)

# 目的・方針を実行するために必要な環境の支援

【人的資源】データ利活用を推進するチームの編成や、推進に十分な能力と権限を持った 責任者の配置、データサイエンティストの雇用等の人材整備を行いつつ、データ利活用を 推進しやすい組織体制の構築等により実務者を後押しする仕組みが求められる。

【物的設備】データを蓄積するデータサーバ、データを収集するセンサ、データ分析を高速化する処理技術等の環境整備の重要性を理解し、目的を達成するための設備投資の判断が求められる。

【資金】事業化に向けたアイデア段階や PoC (Proof of Concept: 概念実証)、トライアル、 実用化等の各段階において評価を行い、短期的な成果だけでなく、将来の成長基盤への投 資として長期的な評価により予算を付与することが求められる。

下記のような事例では、経営者が、データに関連する経営資源を分配することによって 実務者を後押しすることで、データ利活用が推進しているといえる。

# 【事例:人的資源】社長がデータ利活用推進組織を主導し、自らも本部長としてコミット

> 全社でのデータ利活用を垣根無く進めるため、社長が本部長を兼任する形で、新規組織を設置。これにより、本部長である社長と当該組織の実務者が大きな方向性を確認する目的で頻繁に意見交換を行うことができ、また、社長のデータ利活用推進に対するコミットメントが、組織の設置と自らの主体的な参加によって社内に示されたことで、スピード感を持って取り組めている。(非製造業)

# 【事例:物的設備】新たな社会を形成するため、社会インフラを整備

▶ 自社のクラウドサーバや車載通信機に投資を行うことで、車両データや交通情報を蓄積することができ、渋滞削減や観光振興、災害時の情報提供によって新しい社会形成に貢献しつつ、アプリ関連や保険事業等の新規事業の開拓につなげている。(製造業)

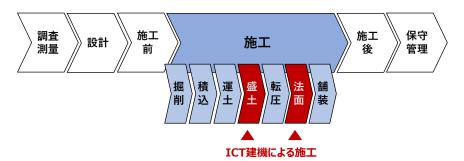
# 【事例:資金】新規事業の創出のために、長期的な予算の確保

➤ データ利活用においては、多くの PoC を実施することで将来の成長基盤を見いだすことが一般的であるが、短期的な成果を出しにくいため、予算を獲得しづらかった。経営者に中長期のシナリオと現在の位置付けを理解してもらえたことにより、長期的な予算を獲得し、PoC を継続したことで新規事業の創出へとつながった。(非製造業)

#### 【コラム】 建設生産プロセスのイノベーションを加速させるオープンプラットフォーム

建設業界に関わる各企業は、建設生産プロセスの ICT 化を進めているが、そのプロセスには様々な専門を有する複数の工事事業者が携わるため、各種データは事業者ごとに管理されており一元的につながっていない状況となっていた。

実際、ICT 建機<sup>10</sup>も建設生産プロセス全体から見た場合、貢献できる領域は一部分(下図)である。工場の生産性だけではなく、現場の安全性を向上させるには、建設生産プロセス全体のデータの収集と一元管理するプラットフォームが有効であると考えた。



【図3 建設生産プロセス全体像】

ここで紹介する建設現場向けに展開するソリューション事業で運用しているプラットフォームは、構造的に2層に分かれて運用されている。

1つ目は、「施工現場ごとの建設生産プロセス全体の情報を収集し蓄積、解析する機能」をもつ層、2つ目は「蓄積されたデータを活用して生産性向上及び現場の安全に寄与するアプリケーションを提供する機能」をもつ層である。

この2層のうち、「情報の収集・蓄積・解析の機能」を分離し、分離した機能を新しいオープンプラットフォームと定義して合弁事業複数社で運用を実現している。建設生産プロセス全体のあらゆる「モノ」のデータを集め、そのデータを適切な権限管理のもとに多くのプロバイダーがソリューションやアプリケーションを提供し、建設現場を支える多くのユーザにそれを利用させることで、『安全で生産性の高い未来の現場』を実現しようとしている。

ここで改めて、建設業における社会課題とは「建設業における需要・供給のミスマッチ」ではないかと考えられる。ミスマッチとは、建設業が直面している、「高齢化・若手の業界離れ・働き方改革」という労働供給力の不足という課題に対し、「災害対策による国土の強靭化・老朽化する社会インフラの更新」という、日本における建設需要の拡大という現実であろう。

このミスマッチを解決するためには、『安全で生産性が高く、クリーンな建設現場』の実現が必 領であり、そのために新しいオープンプラットフォームが産まれたのである。

このプラットフォームは、大きく3つの価値創造に向けた取り組みを定義し活動している。

#### 見える化 IoT ソリューション活動

自動運航する専用ドローンと、現場で高速にデータ処理ができる GNSS ベースステーション「Edge Computer」を使い、これまで丸一日かかっていた現場の 3D 現況測量データ生成を約 30 分で完了させることができるものである。

ドローンで撮影した写真データは、現場に設置された「Edge Computer」に転送され、不要物などが除去された 3D 現況測量データが生成される。この 3D 現況測量データはプラットフォーム上へアップロードされ、直ちに閲覧可能となる。また、スマートコンストラクションアプリにデータを転送し、前回の測量データと比較することで、施工した切土量・盛土量を確認することができる。

#### ② アプリプロバイダー向けサービス活動

プラットフォーム上で提供しているアプリケーションは、建機メーカーのスマートコンストラクションアプリや、通信ベンダーが提供する建設 IoT ソリューションなどがあげられるが、それ以外でも、各社システム・各社プラットフォームとの連携が進んでいる。

- ◆ 施工状況をリアルタイムに確認でき、よりシンプルに見たいものを確認できる建設情報可 視化アプリ
- ◆ 位置や燃料などのデータを利用し、建設現場業務の軽減、給油される方の業務を軽減する アプリ
- ◆ スマートグラスを活用し、オペレータの目があたかも現地にあるように遠隔地から作業するアプリ。

# ③ パートナー活動

パートナー活動は、プラットフォームのコンセプトに共感しともに活動する企業を募集 (年2回) し、プラットフォームに集まったパートナー企業の創意工夫と主体的参画による 協業可能な仕組みや、ビジネスコミュニケーションの場を提供することを目的としている。 平成30年度より始めたこの取り組みは、パートナー間でWGを立ち上げ建設現場におけ る課題を企業間で出し合い議論するほど課題意識が高まっている。

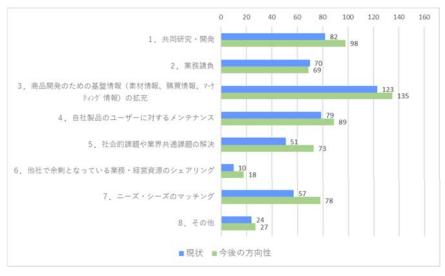
<sup>10</sup> ICT 建機とは、MC/MG(Machine Control system/Machine Guidance system)を搭載した建設機械。

#### 【コラム】データ利活用とは

データ利活用は、データを利用したサービスという狭義の意味はもちろん、既存の製品・サービスの付加価値を向上させる、新たな事業領域を模索したり、新たなイノベーションの創出・新たな市場の創造を進めたりする手段としても検討・推進されるものである。

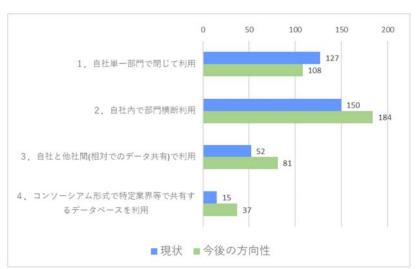
このデータ利活用を検討・推進する際、使用(分析・加工等)できるデータの量や種類が多ければ多いほど、解析の精度が向上する等、様々な結果を生み出す可能性が向上すると思われる。そのため、データを使用する企業の観点からすると、他社から多くのデータを取得したり、自社の様々な部門からデータを収集する等して、多くのデータを使用可能なものとして保有することの重要性が高い。また、データを提供する企業の観点からすると、データを使用したい企業のニーズが近年多くなっているという事情を踏まえ、データを提供することで、新たなイノベーションへとつながる可能性が高くなる。

独立行政法人情報処理推進機構が令和元年4月に公表した「安全なデータ利活用に向けた準備状況及び課題認識に関する調査」(以下、IPA(令和元年)調査という。)によると、データを取得する目的に関しては、共同研究・開発だけではなく、社会的課題や業界共通課題の解決といった、自社に閉じない事業を目的とする企業が今後増える可能性があることが示されている。また、取得したデータの使用形態に関しても、単一部門で閉じてデータを利用する企業は、今後減る可能性がある一方で、他の部門若しくは他社とデータを利用する形態が今後増えつつあることが看取できる。さらに、他社とデータを共有・提供する目的に関して、データを取得する目的と同様に、他社と協働することに意義を見出す企業も今後増えていくと思われる。



【図4. データを取得する目的】.

17



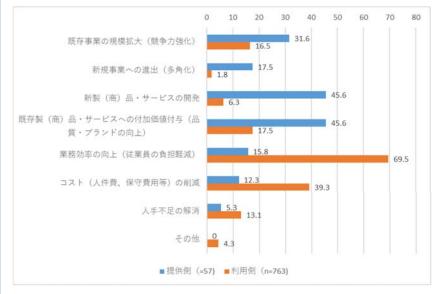
【図5. 取得したデータの利用形態】



【図6. 他社とデータを共有・提供する目的】

また、総務省が作成している「令和元年版情報通信白書」に掲載されている財務省が実施した調査結果によると、データを提供する側の企業と、使用する側の企業とで、先端技術(IoT、AI等)の活用目的に違いが見られる。具体的には事業創造や既存事業の競争力強化を目的としたデータ利活用を行っている企業は、他社へのデータの提供を行っているという傾向が見られる。

このように、多くの企業がお互いにデータの提供、共有等を行うことで、データ利活用の更なる価値を見いだしていることから、本書では、データ利活用を推進する観点から社内でのデータ利活用に閉じず、他社を巻き込んだより大きな単位でのデータ利活用という視点で留意点等を整理している。



(データ出典) 財務省「財務局調査による「先端技術 (IoT、AI等) の活用状況」について (出所) 総務省「令和元年度版情報通信白書」

【図7. 先端技術 (IoT、AI等) の活用目的】

# 【コラム】Society5.0 に向けた政府の対策について

デジタル技術の急速な発展に伴い、あらゆる産業活動や国民生活は、リアルタイムに情報やデータが活用・共有されるデジタル社会に変貌した。しかし、多くの日本企業では、事業基盤となるITシステムが技術的に陳腐化し、データ・デジタル技術を活用した経営の足かせとなるリスクを抱えている。この状況を打破し、我が国の産業競争力を向上し、持続的な成長を達成するためには、リアルタイムな変化に即応可能な経営体制の確立、情報やデータをリアルタイムに扱うシステムの構築が不可欠である。

政府においても、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決を両立していく Society5.0 の実現に向けて、企業のデジタル面での経営改革、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり、安全性の確保を官民双方で行い、社会横断的な基盤整備を行うための措置を講じており、以下の(1)ないし(3)を内容とする「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。

(1) 企業のデジタル面での経営改革

企業経営における戦略的なシステムの利用の在り方を提示した指針を国が策定し、指針を 踏まえ、申請に基づき、優良な取り組みを行う事業者を認定する制度を創設。

- (2) 社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくり 異なる事業者間や社会全体でのデータ連携・共有を容易にするために必要な共通の技術仕 様の策定を行うことを独立行政法人情報処理推進機構の業務に追加。
- (3) 安全性の構築

政府調達におけるクラウドサービスの安全性評価制度の実施業務を独立行政法人情報処理 推進機構の業務に追加。

今後も官民が一体となって、諸課題への対応を進めていき、各企業が国際的な競争力を強化し、 Connected Industries の実現、さらには Society 5.0 を実現していくことが期待される。

# 3. データ(情報資産)の取り扱い

経営者による目的及び方針の提示、並びにデータのマネジメントが行われると、次は、実務者によって、経営者が提示した目的・方針等に従ったデータ利活用が実践される。この際、経営者が提示した目的及び方針が概念的である場合には、実務者において、まずは、具体的な目的及び方針の掘り下げが必要になることもある。

データ利活用の実践方法としては、本書に記載の各【事例】のように、様々な方法があるものの、例えば、可能な限り多くのデータを取得・保有し、自社の商品・サービスの向上にデータを利活用する企業もあれば、データを他社と共有し、共同開発等を介してデータ利活用を始めようと考える企業、自社では直接データを使用せず、他社にデータを提供する企業、業務委託のために自社のデータを他社に提供する企業等、まさに様々である。このように、データ利活用におけるデータの取り扱いは業種・業態等により異なり得るものの、多種多様なデータを利活用することで、新たなイノベーション創出や新規市場創出等につながる可能性が高くなるという点では共通している。

いずれにせよ、まずは、自社のデータ利活用を行う目的及び方針に即して必要なデータはどのようなデータであるか、自社内にどのようなデータがあるかといった、データの特定作業が必要となる。ここでは、序論に記載のA社を想定して記載する。

# 3-1. 利活用の対象となるデータ (情報資産) の特定

データの利活用を行う場合、具体的な目的を達成するために必要なデータ、すなわち利活用の対象となるデータを探索することが必要となる。まずは、社内で取得・保有可能なデータが存在するかを検討する。社内に存在しない、社内で取得できないデータは、社内で新たに取得方法を模索するか、若しくは他社から取得する必要がある。いずれにせよ、どのようなデータを、誰が、どの程度保有しており、どの範囲(目的・期間・地域等)で利活用可能であるのか等を特定する必要がある。

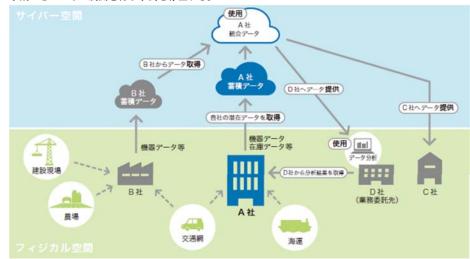
なお、必要なデータが全て存在するとは限らず、センサ等を取り付けて、新たにデータを生成したり、 既存データを加工・分析して、新たに必要なデータを抽出する必要があるケースもある。また、目的達成 のためにどのようなデータがどの程度必要になるのか、最初は分からないケースも多い。したがって、デ ータを利活用して DX を実現する技術やノウハウを持つ事業者と組んでデータ利活用を検討することも 有効と考えられる。

このようにデータ利活用に必要なデータを特定し、データの性質を把握することで、具体的なリスクの 把握や効果的なデータ利活用の方法の検討が可能となる。

目的に対して、把握しているデータだけでは不足する場合、社内の他部門や社外の潜在的なデータを顕在化させることが望まれるが、社内の他部門との調整や、社外から取得する際の対価の支払い、若しくは取得が困難な場合に事業化を見送るという判断は、経営レベルでの意思決定が必要な事項になり得る。そのため、実務者は経営層とコミュニケーションを取り、意思決定に積極的に関与してもらうことでデ

#### ータ利活用を推進していくことが必要である。

また、目的に応じてデータを取得するだけではなく、既に保有するデータに優位性を見いだし、新たな 事業へとビジネス展開を行う事例も存在する。



【図8.データの特定】

# 【事例】交流することによって、潜在的なデータを掘り起こす

➤ データを使用したい事業は明確であったが、社内には十分なデータが存在せず、データを利活用したビジネスが停滞していた。そこで、業界内外からデータを収集しているコンソーシアムに参加したところ、欲しいデータを他社が保有していたことを知り、データの取得に繋げることができた。(製造業)

#### 【事例】保有するデータに新たな価値を見いだし、新事業の方向性を導き出す

➤ デジタル化により自社製品の市場が急激に縮小し、経営が大きく傾いていた。そこで、自社製品の製造のために蓄積してきた膨大なデータを分析し、全く異なる業界の商品に活用することで新たなビジネスを展開することができた。これにより、新しい事業による収益によって会社を立て直すことに成功した。(製造業)

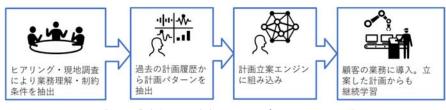
#### 【コラム】 「デジタル×デザイン」のアプローチで DX を支援

データを利活用して DX を実現するには、有用なデータが存在していなければならない。しかし、実際には、有用なノウハウが暗黙知として属人的に存在している状況であったり、ノウハウが文書化され形式知化されていてもデジタルデータとしては存在しなかったり、分析可能な形式になっていないことも多い。どのようなデータをどのように取得してどのように利活用すればよいか検討するのにも、様々な技術やノウハウが必要となる。従って、DX は自社だけでは実現が困難なケースも多い。

例えば、工場において、多品種・多工程の製品をどの順番で生産すべきか、最適な生産計画を策定する場合を考えてみる。熟練者は、出荷順や生産順、生産頻度等明文化された制約に加えて、顧客ごとの傾向や地域ごとの傾向など明文化されていない制約、更には経験に基づく独自のノウハウに基づいて、効率的な生産計画を立案している。この生産計画の策定を、システム化することができれば、熟練者の作業負担の軽減や属人化の解消、ノウハウ伝承の問題を解決できる。しかし、明文化されていない制約や経験に基づくノウハウを引き出したり、すべての制約を満たせない場合に発揮される熟練者の機転をロジック化したり、ビジネスの変化に追従して制約条件を適正化することは困難で、システム化する上での課題となっている。

そこで、X社は「デジタル×デザイン」のアプローチで顧客のDXを支援している。データサイエンティストをはじめとした専門チームが、デザインアプローチを用いて顧客の業務を徹底理解し明文化されていない制約条件までも抽出するとともに、顧客の計画履歴を分析して計画パターンを抽出する。この結果、従来見落とされていた制約条件や顧客も意識していない計画パターンまでも抽出して、計画立案エンジンに組み込み、適切な計画の立案を実現させている。さらに実際に顧客の計画業務にエンジンが導入されたのちも、計画結果をエンジンにフィードバックすることでエンジンを継続的に更新し、ビジネス変化にも対応できるようにしている。

このアプローチではプロジェクト開始時に必要な情報についてディスカッションする場を設けている。 計画業務の自動化を業務に使えるレベルまで到達させるには、顧客に大事な情報を提供させる必要があ る。そこで、顧客とのディスカッションを重ね、情報提供に納得のうえ、進められるようにしている。



【図9.「デジタル×デザイン」のアプローチのイメージ】

# 3-1-1. 対象データの種類と特性

データの種類と特性によって取り扱い上の留意点が異なることから、対象となるデータがどのような 特性を有するのかを把握することは重要である。

例えば、対象データに他社のデータが含まれる場合には、当該他社との契約等に基づいて管理を行う必要があり、また、対象データに自社又は他社の営業秘密や限定提供データ、あるいは、著作物性を有するデータや個人情報等の法的保護を受けるデータが含まれる場合には、関連法令を遵守するなど取り扱い上の留意点が増える可能性があることを認識しておく必要がある。

以下には、取り扱いが想定されるデータを示し、詳細な留意点については、3-2-1-2以降に記載する。

#### くデータの種類>



【図10.データの種類】

23

#### <データの特性と関連法令>

データ利活用を検討する際、取り扱うデータに法的保護の対象となるデータが含まれていることがあるが、それぞれの特有の留意点やその詳細についての解説は既存のガイドライン等においても説明がなされている。例えば、法令によって保護され得るデータの特性としては、以下のようなものがあり、それぞれ以下の関連法令や関連資料等を参照されたい。

データの特性	関連法令	関連資料			
営業秘密	不競法	経済産業省「営業秘密管理指針」			
限定提供データ	不競法	経済産業省「限定提供データに関する指針」			
著作物性を有するデータ	著作権法	文化庁「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応し			
		た柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」11			
個人情報	個人情報保護法	個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に			
匿名加工情報12	個人情報保護法	ついてのガイドライン」の「通則編」や「匿名加工情			
		報編」等			

【表1. 主要なデータの特性と関連法令】

**例えば、**上記の営業秘密や限定提供データについては、不競法の定める「営業秘密」や「限定提供データ」に関する規定により、法所定の要件を満たす場合には一定の保護を受けることができる。

詳細は後述するが、例えば営業秘密は、要件の1つとして、秘密として管理すること(秘密管理性)が求められており、「マル秘」表示の貼付や、電子媒体の格納場所へのアクセス制限等により、事業者が秘密として管理しようとする意思が従業員や取引先等に対して明確化されることが求められる。

一方、限定提供データは、要件の1つとして、電磁的方法により管理すること(電磁的管理性)が求められており、ID・パスワード、ICカード等により、データを提供する際に、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する意思が外部に対して明確化されることが求められる。

データ利活用においては、様々なデータを提供、取得・保有、使用するところ、不競法上の保護を受けるためには、後から当該保護が否定されることがないよう、上記要件を満たす管理を自社で行うとともに、他社に対しても適切な管理を促す等、十分留意して対応する必要がある。

" 著作権法に係る包括的なガイドライン等は文化庁から出されていないが、平成 30 年度著作権法改正によって創設された柔軟な権利制限規定 (30条の4、47条の4、47条の5) の趣旨・内容・解釈や具体的なサービス・行為の取り扱い等について、文化庁が基本的な考え方を示したものとして参考になる。

12 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、非識別加工情報という用語が使用されている。なお、企業内部での個人情報利活用促進を目的とする仮名加工情報の新設等を内容とする、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和2年3月に閣議決定されている(https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20200310/)。

# 【解説】不競法が定める「営業秘密」と「限定提供データ」について

不競法は、事業者間の公正な競争を確保することを目的として、周知な商品等表示の混同惹起行為や、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為、営業秘密の侵害行為等の不正競争行為を定め、これらの行為に対する賠償措置等を定めている。

企業の重要な情報資産であるデータについては、不競法の定める営業秘密及び限定提供データに関する規定により、その要件を満たす場合には一定の保護が受けられる。営業秘密は、秘密として管理することが求められており、情報にアクセスできるものは比較的少数であることが一般的である。一方で限定提供データは、データを複数者間で共有することを念頭においた制度であり、営業秘密では保護の対象外となっていたデータについても、一定の保護を受けることが可能となっている。

【表 2. 営業秘密と限定提供データの要件等】

	要件		民事措置		刑事措置	備考
	保護されるデータ	不正行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	30.003348
<b>営業秘密</b> (不正競争防止法第2条第1項 第4号~第10号)	①秘密管理性 ②非公知性 ③有用性	不正取得・ 不正使用等 ( <u>悪質な行為を列業</u> )	0		0	他者に広く提供さ れるデータは保護 されない
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項 第11号~第16号)	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得。 不正使用等 (是算な行為を列挙)	0		*	<ul> <li>技術上の要由というです。</li> <li>技術上の要由というできます。</li> <li>をおれてくった。</li> <li>をなった。</li> <li>などった。</li> </ul>
特許を受けた 発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した技術的 思想の創作のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾の ない実施等 (態様の悪性は関わない)	0		0	創作性がないデータ(工場の稼働
データベース 著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選 択又は体系的な構成によって <b>創作性を有する</b> もの	権利者の許諾の ない複製等 (態様の悪性は問わない)	0		0	データ等)は保護されない
契約(債務不履 行) (民法第414条·第415条)	データー般 (契約内容による)	契約違反行為	〇 (ただし契約当事者のみ)		×	契約当事者以外に 適用できない
不法行為 (民法第709条)	データー般	故意/過失によ る権利侵害行為	× (人格権侵 害は例外的 (こ○)	0	×	原則として差止め ができない

#### 不正競争防止法第2条第6項

この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に 有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

# ①秘密として管理されていること(秘密管理性)

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。





#### ② 有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)

脱税情報や有害物質の重れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

# ③公然と知られていないこと(非公知性)

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。 公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

# 【図11.「営業秘密」として保護を受けるための3つの要件】

#### 不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として②電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。)により③相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。



定提供デー

夕の3要件

#### 「業として特定の者に提供する」(限定提供性)

「業として」とは反復継続的に提供している場合(実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む)をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例「業として」: データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合(各人に1回ずつ提供している場合も含む)「特定の者」: 会員制のデータベースの会員

#### 「電磁的方法により相当量蓄積され」(相当蓄積性)

社会選念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データ が電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利法用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって扱じられた労力・時間・費用 等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている 場合は、相当蓄積性に該当する。

#明 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ(電 磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合)。

#### 「電磁的方法により管理され」(電磁的管理性)

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。<br/>
具体的には、ID・バスワードの設定<br/>
等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・バスワード、ICカードや特定の端末、トーケン、生体認証によるアクセス制限。

# 適用除外 (第19条)

秘密として管理されているもの/オープンなデータと同一のもの

【図12.「限定提供データ」として保護を受けるための3つの要件】

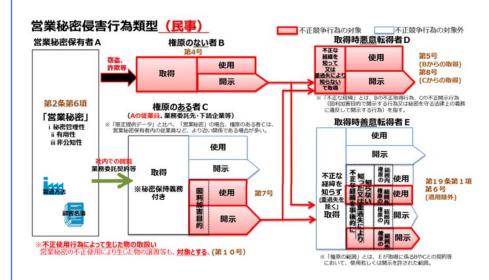
# ● 営業秘密

企業が保有するノウハウ等の情報資産は、他社に流出した際に、多大な被害が生じる場合がある。そのような重要な情報資産を保護し、不正な行為があった場合に対応することを可能とする制度として、不競法上の営業秘密に関する制度がある。

自社のデータを営業秘密として管理していれば、不正取得・使用・開示行為に対して、刑事的措置若しくは、民事的措置として差止請求・損害賠償請求等を行うことが可能であり、自社で保有する有用な情報を、秘密として管理しながら活用することができる。また、情報の第一次取得者のみならず、直接の契約関係にない第2次以降の取得者についても、不競法が定める不正競争行為に該当するものであれば、差止請求等で対応することが可能であり、処罰対象ともなりうる。

#### ▶ 活用イメージ

X社はパートナー企業であるY社と、新製品の共同研究開発を行うため、お互いにデータを共有することに合意した。X-Y間では共有したデータを対象にした秘密保持契約を締結する等営業秘密としての要件を満たす管理を双方に義務付けることで、万が一、相手方から、共有したデータが流出した際には、差止請求等の措置を行うことを可能としている。



【図13. 営業秘密侵害行為類型】

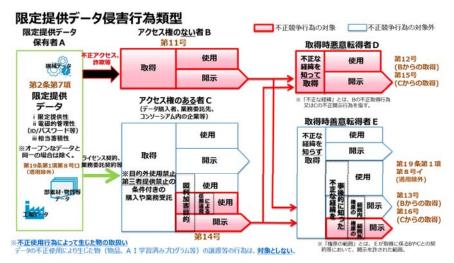
#### ● 限定提供データ

データは複製が容易であり、いったん不正取得等されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあったため、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、不競法平成30年改正によって「限定提供データ(不競法2条7項)」を定義し、「限定提供データ」に係る不正取得・使用・開示行為を不正競争行為として位置付けた(不競法2条1項11号~16号)。

限定提供データに係る制度の創設により、データが、意図しない第三者に転々流通することに対し、 差止請求等を講じることが可能となり、拡散等による被害の拡大防止が期待される。

#### ▶ 活用イメージ

共同開発の際は個別に秘密保持契約を結び、営業秘密としての管理を行ってきた。今後は、データをより広く共有し、自社のデータを中心としたコミュニティないしプラットフォームを形成することで、一気に市場優位性を確保しようと考えた。当初は、自社データをオープンデータとして開放することも視野に入れて検討したが、自社で一定のコントロールをしておきたいと考えた。営業秘密として扱うことも検討したが、秘密管理に手間がかかり、共有先が多い場合には秘密管理性が失われてしまうという懸念もあったことから、自社データを限定提供データと位置付け共有することにした。



【図14. 限定提供データ侵害行為類型】

# 3-2. データ利活用に向けた検討事項

利活用の対象となるデータの特定が行われると、次は経営層が定めた目的や方針に沿って、具体的なデータの利活用方法を検討することになる。データの利活用方法を大きく類型分けすると、提供、取得・保有、使用に分けることができると考えられるが、例えば、自社のデータを他社に提供するといっても、自社のデータを対価と引き換えに他社に提供する場合、分析・加工の委託のために他社に提供し、分析・加工後には自社にデータを返還してもらう場合等様々なケースが考えられる。また、他者からデータを取得する場合であっても、法的保護が及ばないデータを取得する場合や、営業秘密や個人情報等を含むデータを取得する場合等様々なケースが考えられる。そして、このようなデータ利活用の方法・場面ごとに、どのような条件で提供するのか、どのような使用目的で取得するのか等といった事項を検討することになる。

データ利活用を遂行するということは、企業にとって一定の経営資源を投入し、一定のリスクをテイクして、新たな収益機会の獲得、既存事業の付加価値向上、生産性の向上といったベネフィットを得ようとする投資的な意味合いの強い行動であり、企業によっては、何から手をつければいいのか分からない、あるいは、リスクテイクすることが難しいといった、漠然とした不安や懸念を抱くケースも多いものと考えられる。

そこで、以下では、データ利活用の推進を目的に、データの取り扱い類型毎に、事例に即したベネフィットとリスクの整理に加え、契約・セキュリティ等の面から、Q&A形式で、検討事項や懸念点の解決策を紹介する。なお、データの取り扱い類型としては、「①データ提供」、「②データ取得・保有」、「③データ使用」、「④プラットフォーム」を取り上げている<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 不競法では、営業秘密侵害類型・限定提供データ侵害類型における「不正競争」の対象となる行為として、それぞれ「取得」「使用」「開示」を規定しているが(不競法におけるそれぞれの意義については、例えば、「限定提供データに関する指針」18~21 頁参照)、本書における、「取得」、「使用」、「開示」は、必ずしも、これらの意義にとらわれないものとして用いている。

#### Q&Aを読む上での留意点

- 本章では、データ利活用に取り組むにあたって、契約における留意点を含む特に関心が高いと思われる事項について、Q&A形式による端的な説明・解説を心掛けた。読者には、自社の取り組み内容に応じて、関連箇所を参照いただくことを想定している。もっとも、データ利活用への取り組みにあたっては、各社の事情に応じて本章に規定していない各社固有の留意事項の発生も想定されるため、本章において、データ利活用に取り組むにあたっての留意点全てが網羅されているわけではないことに留意いただきたい。
- 各Q&Aにおいて、「提供者」、「取得者」、「使用者」、「取得元」、「提供先」、「提供元」といった文言を使用するが、これらは、それぞれの行為類型における主体からの視点で整理したものである。例えば、自社が提供者である場合、当該提供者がデータを提供する他社は「提供先」、当該提供者にデータを提供する他社は「取得元」とする。
- 不競法上の営業秘密や限定提供データの要件については、26~29頁の【解説】を参照されたい。

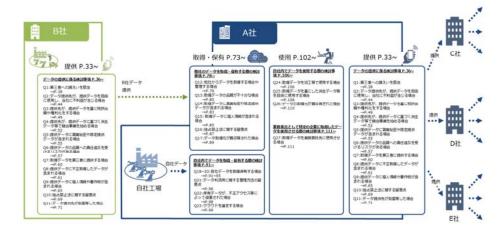
# 【コラム】データ利活用における契約の意義

データについて議論する際、「データ・オーナーシップ」に関する議論がなされることが多い。そもそも、無体物であるデータは所有権等の対象にはならないところ、「データ・オーナーシップ」も、「データに対する所有権を観念できる」といった意味で用いられているわけではなく、一般には、「適法なデータ保有主体」、「データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位」又は「契約によってデータの利用権限を取り決めた場合にはそのような債権的な地位」を指していることが多いものと考えられる<sup>14</sup>。そのため、その具体的な内容については、当事者間の合意によることが多く、契約上の取り決めが重要となる。

また、特許権等の知的財産権のライセンス契約は、知的財産権に対して法律上付与された排他的権利を 行使しないという合意が中心となるため、契約上かかる合意がない場合は、原則としてかかる排他的権 利に抵触するような態様での利用ができない又は制限されるという関係にある一方、(知的財産権の対象 とならない) データについては、そのような排他的権利は法律上付与されていない<sup>15</sup>。

したがって、契約の定めがない場合、データにアクセスできる者は原則として自由に当該データを使用できることになる。このように、契約の定めがない場合の取り扱いが異なるため、知的財産権のライセンス契約とデータの取り扱いに関する契約では契約の考え方に異なる点があること、また、(特に、他社によるデータの使用等を禁止又は制限したいと考える当事者にとっては、)データの取り扱いについて契約で合意しておく重要性が高いことに留意されたい。

31



※ブラットフォームに特有の場合は、P.112~122を参照。

【図15. データ利活用に向けた検討事項の構成】

32

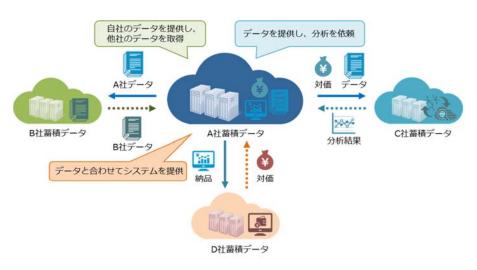
<sup>14</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(令和元年 12 月) 16 頁参照。

<sup>15</sup> なお、不競法上の営業秘密や限定提供データに該当するデータについては、同法上の不正競争行為からの保護が図られている。

#### 3-2-1. データの提供

データの提供には、データ自体を提供する対価として金銭を得るだけでなく、対価として自社が保有していないデータや知見を得ることを目的とする場合もある。後者の場合、提供先にデータを提供すると同時に、提供先からもデータの提供を受けることになるが、このように、データを相互利用し、新たなビジネスやサービスを生み出す試みがなされる事例も増えている。その他にも、提供したデータを用いたサービスを受ける場合や、データを他社に提供してデータの分析やソフトウェアの開発、コンサルティングや第三者とのマッチングを依頼する場合、AI や制御システムの一部としてデータも合わせて提供することで対価を得る場合等もある。

データを提供するメリットは、上述のような、データ提供の目的や方法等によって様々であるが、例えば、分析結果のフィードバックによる自社製品の性能・効率向上や、データの提供先を異業種に広げて新たな信頼関係を構築することによる新規顧客の獲得・新製品の創出、データの提供によってインフラやデータベースが整備されることにより新たなビジネスモデルを構築することができるようになること等が考えられる。



【図16. データを提供するイメージ】

#### 3-2-1-1. データの提供に係る事例

データ提供の形態は様々であり、例えば、業界共通の課題を解決するために、業界団体にデータを提供 し共有する場合や、共同開発等のためにパートナー事業者間でデータを相互に提供する場合、データ解 析に強みのある企業に業務委託として自社が保有するデータを提供する場合、ソリューションサービス を提供する事業者に自社が保有するデータを提供する場合等が考えられる。

例えば、ある企業では、各種地図データベースを、様々な業種の企業や自治体・官公庁(警察・消防を 含む)に提供しており、当該データが、多種多様な業務管理システムやナビゲーションシステム、災害支 援システム、Web サイト上の拠点案内など幅広い用途で使用されている例もある。

ほかには、EC サイトを運用する企業が顧客データや購買データ等を多くのメーカーに開示し、顧客ニーズにマッチした商品開発を促進している事例もある。当該事例では、データ提供によって顧客ニーズに沿った様々な新商品が誕生しており、各メーカーにおいて既存商品よりも高い付加価値・利益率を実現している。

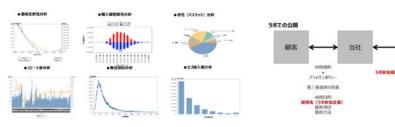
これらの事例はいずれも、一社が独立して自社内のデータのみを使用していたのでは得られなかったであろうメリット・ベネフィットを、データを積極的に第三者に提供し又は第三者からデータの提供を受けることを通じて実現しており、複数の事業者間でデータ利活用を行うことのメリット等を示す好事例といえる。

#### 【事例】Eコマースが提供するデータと共創の場

非耐久消費財を企画・製造する業界においては、自動車や家電、住宅のようなハード産業と比較して、商品が直接デジタル化しない業界である。一方で、消費者の生活と使用するハードはデジタル化することで価値観や接触メディア、消費時間が加速的に変化、多様化している。

メーカー各社は、自社のブランドロイヤリティを高めたり、消費者ニーズを捉えた製品を開発するためには、より消費者と精度が高いコミュニケーションが必要であることは理解しているが、卸売を介した多段階流通構造が主流のため、直接消費者の購買行動や行動心理を理解するデータを保有していないことが課題である。そこで、各社それぞれ独自サイトを展開して自社でデータを収集・活用したり、外部のデータとの統合を含めた活用を進めることが求められている。

そこで、Eコマースの小売業を展開する当社では様々なメーカーが集まるラボを設立し、顧客データや購買データ、分析結果などを提供している。ラボに参加するメーカーはこのデータを利活用して、プロモーションや商品開発を実践している。Eコマースで蓄積される代表的なデータとして、顧客データや購買データ、商品データ、アクセスログ、問い合わせデータ、レビューデータ、配送データなどがあり、蓄積されたデータを図17のように活用している。また、このデータは個人情報の第三者提供に該当する可能性がある項目があるため、顧客に対してはプライバシーポリシーで提供目的、提供先、提供項目、提供方法を開示し、明示的な同意を得て顧客のデータを使用している。また、提供先となるラボ参加メーカーへは利用範囲や禁止事項を規約で同意を求めている。



【図17. 蓄積されたデータの活用用途例】

【図18. データ公開、利活用の建付】

ラボ参加

ラボで共創された商品開発の一例として、生活者起点の商品デザイン商品がある。店頭で販売される商品は、陳列されている状態で消費者にブランドを認識してもらい、効果効能をアピールして競合商品からの優位性を認識してもらうことが重要であるため、これらを優先したパッケージであるが、Eコマースにおいては、消費者はサイト上の商品情報を見て購入するため、購入後実際に使用するシーンに適したパッケージにすることができる。この「Eコマースならではの商品デザイン」をラボに参加するメーカーと共通コンセプトとして商品開発し、販売した。

#### 3-2-1-2. データの提供に係る検討事項(Q&A形式)

データ利活用においては、多くの種類・量のデータが蓄積されるとそれだけ利活用できる機会も多くなるという点で、他社に対して積極的にデータを提供するという行為は非常に重要なポイントとなる。また、データを相互に提供することで、共同開発が実施可能となるといった効果や、データ提供先との関係が構築され、新規顧客・市場開拓の可能性が生まれる、といった状況が生じ、企業における事業のメリットとなることもある。

ここでは、他社にデータを提供するにあたり、社内で説明が求められるような、データ提供に伴うリスクを適切に把握・コントロールするための方策をQ&A形式で提示する。他社へのデータ提供を検討している企業が、データの提供にあたっての事前のリスク把握や、社内でのコミュニケーションに、本Q&Aを活用することを期待する。



※ブラットフォームに特有の場合は、P.112~122を参照。

【図19. データ提供における検討事項の構成】

35

#### 【表3. データ提供におけるQ&Aのチェックシート】

世代データが、第三者に漏えいしてしまう場合に備えて、何か手立てはないか。  現供先が、提供データを自由に使用し、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。  現供先が、提供データを基に特許の事立ではないか。  現供先が、提供データを基に特許の事立ではないか。 現供先が、提供データに基づく派生・アータ源とは、一般のが重力ではないか。 現代先が、提供データに基づく派生・アータででは多いか。 現代・アータに、営業秘密や限定提供・アータに、営業秘密や限定提供・アータに、営業秘密や限定提供・アータの場合に、どのような点に留意すればよいか。  現代データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。 当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。 おうな点に留意すればよいか。 は提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。 は提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。 おから取得したデータが高速を受けるりスクがある場合に、何か手立てはないか。 は提供データの品質への責任追及を受けるりスクがある場合に、どのような点に留意すればよいか。 おを保持業務や第三者提供の可否等、提供元との約へ容を確認し、データを御工した上で提供する場合には、データを削をを確認し、データ取得時に、データ取得所に対して第三者の機能が第三者提供の可否等、提供元との約へ容を確認し、データ取得所に、データ取得所に対して第三者の機能が第二者提供での配うの確認といる。に留意すればよいか。 は、第二者提供等の契約内容の確認といる。に関係では、どのような点に留意すればよいか。 は、第二者提供等の契約内容の確認といる。に関係では、どのような点に関係を確認といる。に関係では、どのような点に関係を確認といる。に関係では、どのような点に、で、アータ取得時に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得所に、データ取得の第二者提供の可否を確認といる。に関係を確認といる。に関係ではないにとを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に対しないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に対しないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に関係ではないて、とを確認といる。に対しないないではないではないて、とを確認といる。に対しないないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	項目	Q 番 号	データを提供するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁		
1. システム設計による漏えい防止薬を実施				a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務 付け等を規定		38		
提供先が、提供データを自由に使用し、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。		<u>Q1</u>				□ 頁		
提供先が、提供データを自由に使用し、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。								
日、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。			担供生が 担供データを自由に体					
23 提供先が、提供データを基に特許 出願や権利化とする場合に、何		<u>Q2</u>	用し、当社に不利益が生じる場合			44 頁		
1			12( ),% ) ( , )	c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施				
提供先が、提供データに基づく派生データ等で競合事業を始める場合に、何か手立てはないか。   提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データの品質への責任追及を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。   当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに高さればよいか。   当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   に留意すればよいか。   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   上供来であり、独占教授、		<u>Q3</u>		a. 契約上、特許出願・権利化にはデータ提供者との事 前協議を必要とする旨を規定		49 頁		
□ 24 生データ等で競合事業を始める場合に、何か手立てはないか。 □ 25 提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。 □ 26 提供データの品質への責任追及を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。 □ 34 との異ないではないか。 □ 34 との異ないではないか。 □ 35 を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。 □ 36 を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。 □ 37 と第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。 □ 38 とのような点に留意すればよいか。 □ 39 というな点に留意すればよいか。 □ 30 というな点に留意すればよいか。 □ 31 との異ないに変更を確認 □ 42 との異ないに変更を確認 □ 52 との異ないによるリスク軽減策を実施の内容を確認 □ 53 との表がの内容を確認 □ 64 を受けるリスクを減策を実施の内容を確認 □ 65 とりンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施の内容を確認 □ 65 とりンプルデータの提供する場合には、データを加工した上で提供する場合には、データを加工した上で提供する場合には、データを加工した上で提供する場合には、データを加工した上で提供する場合には、データを対内容を確認 □ 65 に関係すればよいか。 □ 66 とのような点に留意すればよいか。 □ 67 とのようながあまれる場合に、どのような点に留意すればよいか。 □ 68 との異ないよう合意 □ 69 に対して第三者の業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求した。これに対して第三者の業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求した。これに対して第三者の業秘密・限定提供であるよいにデータを含まないことの保証を要求した。これに対して第三者を確認 □ 65 に関係すればよいか。 □ 67 との表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が				b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応		只		
提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。		<u>Q4</u>	生データ等で競合事業を始める	a. 提供先との契約において使用権限等を合意				
(サータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。			供データが含まれる場合に、どの	a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により 営業秘密該当性を確保				
提供データの品質への責任追及を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。		<u>Q5</u>		b. I D・パスワード、暗号化等の措置により限定提供 データ該当性を確保		55 頁		
206 を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。				c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施				
②27 当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②8 提供データに不正取得したデータをが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②9 が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②9 提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②9 が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②9 が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②10 上供 データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  ②10 上供 データに個人情報や著作物が含さればよいか。  ②10 上供 データの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのような点な点に留意すればよいか。  ②10 上供 大一タに個人情報や著作物を表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表生の表		<u>Q6</u>	を受けるリスクがある場合に、何			57 頁		
当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   上提供の第三者提供の可否を確認   上提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   上標報・統計情報の取り扱い   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。   「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取いる。   本作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う   本の正とを確認   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。   上述との関係において、どのような点に留意すればよいか。			か手立てはないか。			7		
28	供	07		約内容を確認		60		
提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   提供先との契約においてデータ提供の停止が債務履行とならないよう合意		<u>Q7</u>		b. データを加工した上で提供する場合には、データ使用権限、第三者提供等の契約内容の確認		頁		
28   提供データに不止取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   29   提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。   20   20   20   20   20   20   20   2		<u>Q8</u>	タが含まれる場合に、どのような	a. データ取得時に、データ取得元に対して第三者の営 業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求				
C. 不競法上の類型を確認  a. 個人情報の第三者提供の可否を確認  b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い  が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  C. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取い  は. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う  a. 不公正な取引方法ではないことを確認  b. 不当な取引制限ではないことを確認				b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不		61 頁		
及     提供データに個人情報や著作物								
(元)			が含まれる場合に、どのような点	a. 個人情報の第三者提供の可否を確認				
○9 が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。  c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取い d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う  ボータの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。  c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取い は、著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う  a. 不公正な取引方法ではないことを確認  b. 不当な取引制限ではないことを確認		<u>Q9</u>		b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い				
者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う   データの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。   たっぱん   本のではないことを確認   たっぱん   大のではないことを確認   たっぱん   たっぱん				c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取扱い		65 頁		
Q10       止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。         b. 不当な取引制限ではないことを確認				d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う				
な点に留意すればよいか。 b. 不当な取引制限ではないことを確認		<u>Q10</u>	止法との関係において、どのよう	a. 不公正な取引方法ではないことを確認		69		
担从4.5阿五佐   4.44人  担从 。 初处1-11-11.7 克森,以土羊孜佐不坦宁				b. 不当な取引制限ではないことを確認		頁		
		011	提供先が倒産等した場合に、提供	a. 契約における廃棄・消去義務等の規定		71		
Q11 データを廃棄させたいが、何か手 立てはないか。 b. 提供先にデータを交付しない形式で提供		QII		b. 提供先にデータを交付しない形式で提供		頁		

(1) データ提供先からの漏えい

Q 1 他社に当社のデータを提供しようと考えているが、例えば、当社の競合先への漏えいなど、当社のデータが第三者に漏えいしてしまう場合に備えて、講じておくべき手立てはないか。

A 1 a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定

b. システム設計による漏えい防止策(クラウドへのアクセス権限付与等)を 実施

c. データ漏えいが発生した場合に備え、証拠保全を実施

解説

a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定

まずは、データの提供先から提供データが漏えいしないように、契約において、一定の管理 方法を義務付けるとともに、第三者<sup>16</sup>提供の禁止等を規定することが重要である。この際、提 供データの性質・量・価値を踏まえ、可能な範囲で、提供先のデータ管理体制の確認プロセス を設けることも考えられる。

また、提供データについて、不競法上の営業秘密や限定提供データとして保護をしたいと考える場合には、自ら不競法上の要件を満たす管理を徹底した上で、提供先にも提供データについて営業秘密や限定提供データとしての管理を求めることになるが、この点については Q5 を参照されたい。

# (a-1) 第三者提供の禁止を規定

契約上、提供先からの提供データの漏えいを防止するための最も端的な手段が、第三者提供 禁止に関する規定を設けることである。かかる規定がない場合、提供先は第三者に提供データ を自由に提供できることにもなりかねないため、第三者提供の禁止に関する規定は、データを 提供する契約においては原則規定しておくことが望ましい。規定の方法はいくつかのバリエー ションがあり、第三者提供の一切を禁止する場合のほか、第三者提供について提供者の承諾を

<sup>16</sup> なお、限定提供データとしての保護を受けるためには、契約の内容等から第三者開示禁止の義務が当事者にとって明らかであることが求められるため、「第三者」の範囲について、子会社・関連会社等が含まれるか否かを契約上明確にしておくことが望ましい(経済産業省「限定データに関する指針」(平成31年1月23日)27頁参照)。

条件とする場合、必要に応じて一部の者への提供を認める場合、提供者の競合先等一部の者に 対してのみ提供を禁止する場合等が考えられる。

一定の範囲内で第三者に対するデータの提供を認める場合には、第三者提供にあたっての遵 守事項(例えば、提供先に、提供先が提供者に対して負担している秘密保持や管理方法等に関 する義務を、第三者にも負担させることを義務付けること等)を規定することも考えられる。

#### (a-2) 契約での管理方法の義務付け

管理方法については、大きく分けて、提供先にデータ自体を提供し、提供先のサーバ上で当該データを管理させるなど、「提供先の支配下において、提供データを管理させる場合」と、提供者のサーバや提供者が契約する他社クラウド等で管理しているデータについて、提供先にアクセス権限のみを付与するなど、「提供データを提供者の支配下において引き続き管理する場合」とに大別されるものと考えられる。

#### (a-2-1) 提供先の支配下において、提供データを管理させる場合

具体的に履践を義務付ける管理方法の内容を列挙したり、提供先の営業秘密と同等以上の管理レベルを要求したり、提供先となる企業の従業員等のうち、当該データにアクセスできる従業員等を限定するなどの措置を義務付けることによって、提供データの漏えいリスクを一定程度抑えることが可能となる。

#### (a-2-2) 提供データを提供者の支配下において引き続き管理する場合

提供先となる企業の従業員等のうち、当該データにアクセスできる従業員等の限定や、データのダウンロード制限を義務付けることによって、提供データの漏えいリスクを一定程度抑えることが可能となる。

また、いずれの場合も、当該管理義務の不履行に起因して提供データの第三者への漏えいがあった場合に、契約違反の責任を追及できる可能性があり、一定の抑止・予防効果を期待することができる。

#### (a-3) 監査等に関する契約の合意

提供先が、契約で合意した前記 (a-2) のようなデータの管理方法を遵守していないと考えられる場合や、提供先からのデータ漏えいが疑われるような事態が生じた場合には、提供先におけるデータの管理状況等の監査を行うことができるよう契約で合意しておくことも考えられる。また、予防策として、提供先が従業員等に対し教育・啓発するよう義務付ける内容の契約条項や、従業員等から秘密保持誓約書を取得するよう義務付ける内容の契約条項を設ける場合もある。加えて、契約終了時等におけるデータの消去方法等についても契約条項で明定しておくことが望ましい。

# (a-4) データ漏えいが発生した場合の差止請求権、損害賠償請求権、解除権の規定

データ漏えいが発生した場合の差止請求権、損害賠償請求権、解除権について規定しておく ことで、提供先に対する抑止力となるとともに、万が一、データ漏えいが発生した場合に実効 性のある対応が可能となる。

しかし、これらの請求権は、あくまでも、契約当事者である提供先との関係で効力を有する 規定であり、提供先から提供等を受けた第三者(転得者)との関係で直接効力を有するもので はないという意味での一定の限界はある。このような転得者との関係では不競法等に基づく差 止請求権が有効になる。詳細については、O5を参照されたい。

#### (a-5) 契約終了時のデータ廃棄義務の規定

契約終了後のデータ漏えいを防止するため、契約終了時のデータ廃棄義務や廃棄義務の履践 に関する提供先や第三者による書面での証明について、規定しておくことが考えられる。デー タの廃棄については、Q11 も参照されたい。

# b. システム設計による漏えい防止策 (クラウドへのアクセス権限付与等) を実施

データ提供にあたってのシステム設計を工夫することにより、提供先からのデータ漏えいを 防止することも考えられる。

例えば、自社が契約するクラウド上で提供データを管理しておき、提供先には当該クラウドへのアクセス権限は設定するものの、データのダウンロード等を制限するとともに、提供データの利活用も、当該クラウド上でのみ行えるようシステム設計することによって、事実上、提供先がデータ漏えいを行うことを困難にすることが可能となる場合も考えられる。

こうした対応は、データの提供先における情報管理レベルが自社と比較して脆弱である可能 性がある場合にも有効な方法となるが、提供するデータの機微性等に照らして柔軟に検討する ことが望ましい。

# c. データ漏えいが発生した場合に備え、証拠保全を実施

#### (c-1) トレーサビリティの確保等を実施

契約に基づく対応を行う場合であっても、後記(c-3)のような不競法等に基づく対応を行う場合であっても、提供データと漏えいデータの同一性の立証が問題となることが予想される。そのため、データ提供の段階から、トレーサビリティを確保するなどデータの同一性の立証を意識した提供を行うことが重要である。証拠保全については、Q22 も参照されたい。

#### (c-2) 契約上の対応

前記の契約上・システム設計上の対応にもかかわらず、提供先から、提供データが漏えいする事態が発生した場合には、契約に基づく、差止請求、損害賠償請求、解除を行うことが考えられる。なお、契約に基づく差止請求等が契約当事者以外の第三者に直接効力を有しないことについては前述のとおりである。

#### (c-3) 不競法等に基づく対応

提供データが不競法上の「営業秘密」又は「限定提供データ」に該当する場合には、不競法に基づく対応をとることができる可能性もある。提供データが提供者の営業秘密に該当するのであれば、民事では、権限のない者の不正取得・使用・開示行為(不競法 2 条 1 項 4 号)や、正当に取得した者(提供先)の使用・開示行為の一部(不競法 2 条 1 項 7 号)について、差止請求等を行うことができるほか、転得者についてもその取得・使用・開示行為の一部について、不競法に基づいて差止請求等を行うことができる(不競法 2 条 1 項 5 号、6 号、8 号及び 9 号)。なお、不競法に基づく差止請求として、営業秘密が記録された物件媒体等の廃棄や営業秘密を内容とする電子データの消去等を請求することも可能と考えられる「2。

また、営業秘密の侵害行為に対しては、刑事罰が適用される可能性もある(不競法 21 条 1 項 1 号 $\sim$  4 号、21 条 1 項 7 号 $\sim$  8 号等)。

一方、提供データが提供者の限定提供データに該当するのであれば、民事では、権限のない者の不正取得・使用・開示行為(不競法2条1項11号)や、正当に取得した者(提供先)の使用・開示行為の一部(不競法2条1項14号)について、差止請求等を行うことができるほか、転得者についてもその取得・使用・開示行為の一部について、不競法に基づいて差止請求等を行うことができる(不競法2条1項12号、13号、15号及び16号)。なお、営業秘密の場合と同様、不競法に基づく差止請求として、限定提供データが記録された記録媒体等の廃棄や限定提供データを内容とする電子データの消去等を請求することも可能と考えられる。

また、営業秘密の場合と異なり、刑事罰の定めはない。

なお、提供データに対する不正開示行為があった場合、その態様によっては、別途、民法上の不法行為(民法 709条)に基づく損害賠償請求を行うことも考えられる<sup>18</sup>。もっとも、民法上の不法行為に基づく場合には、一般的に差止請求をすることはできないと解されている点には留意が必要である。

#### 【契約によるリスク軽減策】

① 管理方法の制限

(提供先の営業秘密と同等以上の管理措置を義務付ける場合)

#### ●条<sup>19</sup>

1 取得者は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならず、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。

17 経済産業省知的財産政策室「逐条解説・不正競争防止法[第2版]」(商事法務・令和元年) 164 頁。

- 2 提供者は、提供データの管理状況について、取得者に対していつでも書面による 報告を求めることができる。この場合において、提供データの漏えい又は喪失の おそれがあると提供者が判断した場合、提供者は、取得者に対して提供データの 管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告又は是正の要求がなされた場合、取得者は速やかにこれに応じなければならない。

# (具体的な管理方法を義務付ける場合)

#### ●条

取得者は、提供データの管理・保管にあたって、以下に定める各号の事項を遵守す 5。

- ① 提供データを取得者の自社サーバ内のアクセス制限がかかったフォルダ内で管理・保管すること
- ② 前号のフォルダにアクセスすることができる者を取得者の役員・従業員のうち ●●プロジェクトに関与する役員・従業員 [●●部××課に関係する役員・従業 員] に限ること
- ③ 情報管理責任者を設置すること
- (4) ···

#### ② 第三者提供の禁止

# ▲条

取得者は、提供者の書面による事前の承諾のない限り、提供データを第三者 <sup>15</sup> に 開示、提供、漏えいしてはならない。

#### ③ 監査に関する規定

#### ▼条20

- 1 提供者は、取得者に対し、取得者による提供データの利用が本契約の条件に適合しているか否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 提供者は、合理的な基準により、前項に基づく報告が提供データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●●営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に●回を限度として、取得者の営業所において、提供者による提供データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、提供者は、取得者の情報セキュリティに関する規程その他の取得者が別途定める社内規程を遵守するものとする。
- 3 前項による監査の結果、取得者が本契約に違反して提供データを利用していたことが発覚した場合、取得者は提供者に対し監査に要した費用及び提供データの利用に係る追加の対価を支払うものとする。

<sup>18</sup> 東地中判平 13 年 5 月 25 日判時 1774 号 132 頁では、自動車情報を収録したデータベースについて、著作権による保護は否定しながら、データの収集・管理に多大な費用や労力を要している点や、被告が当該データベースをデッドコピーしている点から、「取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する」として、不法行為に基づく損害賠償請求を認めている。もっとも、最判平 23 年 12 月 8 日民集 65 巻 9 号 3275 頁では、「著作物に該当しない作品の利用行為は、著作権法が保護しようとしている利益と異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情が無い限り、不法行為とはならない」と判示している点には留意が必要である。

<sup>19</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 - データ編 - 」(令和元年 12 月) 116 頁参照。

<sup>20</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 115、116 頁参照。

④ データ漏えいが発生した場合の差止請求権、損害賠償請求権、解除権の規定

×条

取得者が▲条の規定に違反して提供データを第三者に開示等した場合、又は、▲条の規定に違反して提供データを第三者に開示等する可能性が高いと提供者が判断する場合、提供者は、取得者による提供データの第三者に対する開示等を防止、予防するために、提供データの提供の停止、提供データの回収等提供データの第三者に対する開示を防止するために必要な処置をとることができる。

# ■条<sup>21</sup>

取得者が●条又は▲条の規定に違反したことによって、提供者に損害が生じた場合、取得者は、提供者に対し、違約金として●●円を支払う義務を負う。ただし、提供者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、提供者は実際に生じた損害額を立証することで提供者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

# ◆条

以下に掲げる場合、提供者は、何らの催告等要せず、本契約を解除することができ、 提供者による解除によって取得者は直ちに期限の利益を喪失する。

- ...
- 取得者が●条の規定に違反した場合
- ・取得者が▲条の規定に違反した場合
- ...
- (5) 契約終了時のデータ廃棄義務に関する規定

(契約終了時のデータ廃棄義務を課す場合)

#### ★条22

- 1 取得者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを使用してはならず、提供者が別途指示する方法で、速やかに受領済みの提供データ(複製物を含む)を全て廃棄又は消去しなければならない。
- 2 提供者は、取得者に対し、データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面の 提出を求めることができる。

# (2) データ提供先による目的外使用

Q 2

データ提供先が、当社が提供したデータを自由に使用して、例えば、当社の競合会社向けにサービスを提供するなど、当社に不利益が生じる可能性があるが、何か手立てはないか。

A 2

- a. 契約で目的外使用の禁止等を規定
- b. サンプルデータの提供やクラウドへのアクセス権限付与等によるリスク 軽減策を実施
- c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施

解説

#### a. 契約で目的外使用の禁止等を規定

まず、データ提供先が提供データを自由に使用しないように、契約上、提供先がデータを使用することができる目的・範囲を明確に規定するとともに、提供データの目的外使用を禁止することが重要である。

提供先による提供データの目的外使用は、提供先の内部で行われることが予想され、提供先による目的外使用行為の手がかりを捉えることができないことも予想されるため、提供者が最も阻止したいと考える提供先の行為で、かつ、提供者において、兆候を探ることができる行為を具体的に禁止しておくことも一案である(例えば、提供者が自社の業界内の情報を入手可能な場合には、提供先が提供データを使用して、提供者の競合他社と取引を行う行為を目的外使用行為として禁止しておくことが考えられる。)。提供先の情報管理体制にもよるが、適切なアクセス管理がなされていないと、提供データが目的使用禁止義務と紐づいていることを認識しない提供先の内部者(本件所管部署に後から異動してきた者や本件所管部門以外の者等)が意図せず目的外使用をする可能性もあることから、提供データの機微性に応じて情報管理方法や提供データへのアクセス権者の制限等を求める場合もある。また、目的外使用が行われる場合に備え、Q1と同様に、監査権限を定めておくことや、目的外使用が発生した場合の差止請求権、損害賠償請求権、解除権、契約終了時の提供データ廃棄義務等ついて規定しておくことが考えられる。

なお、提供先が提供者から提供を受けたデータを使って、提供者に対し、ソリューションサービス等を提供するなどといったビジネスモデルの場合には、提供先が、同業界の複数企業から

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 117 頁参照。

<sup>22</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 121 頁参照。

データを取得することで、サービスが向上するなどということがあり得る。その場合には、「提供者のデータを競合へのサービス提供に使えない」とする合意が難しくなるため、データ提供者としては、サービスを受けるメリットと自社以外のためにデータ使用を認めるデメリットを踏まえて、契約条件について交渉する必要がある。

# b. サンプルデータの提供やクラウドへのアクセス権限付与等によるリスク軽減策を 実施

#### (b-1) サンプルデータの提供

提供先による提供データ使用の目的を定めるにあたっては、提供者としてはなるべく狭く、一方、提供先としてはなるべく広く、範囲を設定したいと考えるため、契約交渉が難航することも予想される。特に、提供先としては、今後、提供データをどのように活用することができるかを十分に特定できていないことが多く、そのため、広範囲な使用目的を定めたいと考えることが多いものと思われる。このような理由によって、契約交渉の段階において、提供データの使用目的・範囲に関する交渉が難航する場合には、例えば、まずは、サンプルデータ(例えば、鮮度が低い過去のデータや全体のデータのうちの一部のデータ等)の提供から取引を開始し、提供先に実際にデータを使用させた上で、使用目的の特定を促し、本契約に移行することも考えられる。それらのデータも対象に含め、秘密保持契約を交わしておくケースもある。

#### (b-2) クラウドへのアクセス権限付与

例えば、提供者が契約するクラウド上で提供データを管理しておき、提供先には当該クラウドへのアクセス権限は設定するものの、データのダウンロード等を制限するとともに、提供データの使用も、当該クラウド上でのみ行えるようシステム設計することによって、システム設計上、提供先による提供データの目的外使用を一定程度防止することも可能と考えられる。

# c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施

#### (c-1) トレーサビリティの確保等を実施

契約に基づく対応を行う場合であっても、不競法に基づく対応を行う場合であっても、提供データと使用されたデータの同一性の立証が問題となることが予想されるため、データ提供の段階から、トレーサビリティを確保するなどデータの同一性の立証を意識した提供を行うことが重要である(証拠保全については、Q22 も参照されたい。)。

#### (c-2) 契約上の対応

前記の契約上・システム設計上の対応にもかかわらず、提供先が、提供データを契約の目的 外で使用する事態が発生した場合には、契約に基づく、差止請求、損害賠償請求、解除を行う ことが考えられる。なお、契約に基づく差止請求等が契約当事者以外の第三者に直接効力を有 しないことについては、OI に記載のとおりである。

#### (c-3) 不競法上の対応

提供データが不競法上の「営業秘密」又は「限定提供データ」に該当する場合には、不競法に基づく対応をとることができる可能性もある。詳細については、Q1を参照されたい。

# 【契約によるリスク軽減策】

① 目的外使用禁止に関する規定

#### ●条23

- 1 提供者は、取得者に対して、提供データを本契約の有効期間中、本目的の範囲 内でのみ利用することを許諾する。
- 2 取得者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データについて開示、 内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのでき る権限を有しない。
- 3 取得者は、提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供 データを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、提供データを第 三者(取得者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる)に 開示、提供、漏えいしてはならない。

(略)

#### ② 監査に関する規定

#### (報告・監査条項)

#### ▲条24

- 1 提供者は、取得者に対し、取得者による提供データの利用が本契約の条件に適合 しているか否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 提供者は、合理的な基準により、前項に基づく報告が提供データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●●営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に●回を限度として、取得者の営業所において、提供者による提供データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、提供者は、取得者の情報セキュリティに関する規程その他の取得者が別途定める社内規程を遵守するものとする。
- 3 前項による監査の結果、取得者が本契約に違反して提供データを利用していたことが発覚した場合、取得者は提供者に対し監査に要した費用及び提供データの利用に係る追加の対価を支払うものとする。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 110,111 頁参照。

<sup>24</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 115,116 頁参照。

③ データ漏えいが発生した場合の差止請求権、損害賠償請求権、解除権の規定

# ▼条

取得者が●条の規定に違反して提供データを本契約に定める目的以外の目的のために使用等した場合、又は、●条の規定に違反して提供データを本契約に定める目的以外の目的のために使用等する可能性が高いと提供者が判断する場合、提供者は、取得者による提供データの第三者に対する開示等を防止、予防するために、提供データの提供の停止、提供データの回収等提供データの第三者に対する開示を防止するために必要な処置をとることができる。

# ×条

取得者が●条の規定に違反した場合、取得者は、提供者に対し、違約金として▲円を支払う義務を負う。ただし、提供者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、提供者は実際に生じた損害額を立証することで提供者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

#### ■条

以下に掲げる場合、提供者は、何らの催告等要せず、本契約を解除することができ、提供者による解除によって取得者は直ちに期限の利益を喪失する。

取得者が●条の規定に違反した場合

...

④ 契約終了時のデータ廃棄義務に関する規定

(契約終了時のデータ廃棄義務を課す場合)

# ◆条<sup>25</sup>

- 1 取得者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを使用してはならず、提供者が別途指示する方法で、速やかに受領済みの提供データ(複製物を含む)を全て廃棄又は消去しなければならない。
- 2 提供者は、取得者に対し、データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面の 提出を求めることができる。

47

#### 【事例】有料会員制データベースにおけるデータの目的外使用禁止

▶ 当社が提供する有料会員制データベースの利用に際しては、明示した目的・行為以外の使用 を禁止すると同時に、解析行為の禁止や第三者への無断使用許諾の禁止をデータ提供先に求 めている。また、データの取得者には使用記録の作成及び開示を求めている。(非製造業)

# 【事例】メタデータの抽出に対する契約での対策

▶ 提供データからデータに付随する付帯情報(メタデータ)を抽出する行為は、提供データと 市場で競合するデータベースが生成される原因となるため、具体的に、許諾条件(目的・デ ータ範囲・利用方法・利用者の範囲・利用場所/地域など)、禁止事項(データ抽出・転記 行為の原則禁止を含む)、契約終了後の許諾データ使用中止・返還・廃棄義務、ライセンス 監査(立入監査)権限等を明確に定めている。(非製造業)

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 121 頁参照。

Q 3

当社が提供したデータを基に、提供先が発明を創作した場合に、特許出願・権利化について当社から意見が言えるようにしたいが、何か手立てはないか。

А3

- a. 契約上、特許出願・権利化にはデータの提供者との事前協議を必要とする 旨を規定
- b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応

# 解説

a. 契約上、特許出願・権利化にはデータの提供者との事前協議を必要とする旨を規定

例えば、提供先が、提供データを使用した結果何らかの発明等を創作した場合、その発明等は 原始的には創作者である提供先のものとなり得る。したがって、この発明等について、提供者が 特許出願・権利化等について意見を言えるようにするためには、提供先との契約によって、帰属 や使用権限について、合意しておくことが重要である。

また、提供者としては、自らが提供したデータが当該発明等の創出に貢献していることを根拠に、当該特許権等について権利や使用権を主張したいと考える場合もあり得る。まずは、提供 先との契約によって、提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属や使用権限について、合意しておくことが重要である。

その際、提供先のデータの使用に基づいて生じた発明等については、特許出願にあたり、事前 に協議を必要とすることを明記しておくことが考えられる。

なお、知的財産権の対象物については、法律上、原始的に誰に権利が帰属するかに関するルールが定められているため(特許法 29 条 1 項、著作権法 17 条 1 項等)、提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属・使用権限について協議・交渉する際には、当該ルールを前提とすることになる。もっとも、法律上のルールにかかわらず、当事者間の合意により当該知的財産権の帰属・使用権限を定めることは可能であり、その際には、対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度(寄与度)、これに要する労力や、必要な専門知識の重要性、データやプログラムの利用により当事者が受けるリスク等を主たる考慮要素とすることが考えられる。また、より具体的には、寄与度に影響する要素として、当事者が提供したデータ・ノウハウ・創意工夫の価値、当事者の技術力、生成・作成に要した人的・物的なコスト、生成物の独自性・固有性・当事者にとっての有効性・有用性、支払われる対価の額や支払条件等が考慮要素として挙げられると考えられる<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン-AI 編-」(令和元年 12 月) 27、28 頁

提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属・使用権限について、協議・交渉する際には、 以上を前提に、自社における今後の当該知的財産権の使用方法を想定し、自社に当該知的財産 権が帰属することまで必要なのか、あるいは、当該知的財産権の使用権限があれば足りるのか、 といった点も考慮の上、契約交渉に臨れことが望ましい。

# b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応

提供先との契約上、提供データの使用に基づき生じた発明等の知的財産権が提供者に帰属するにもかかわらず、提供先が当該発明をもって単独で特許出願及び権利化をした場合には、提供者は、特許無効審判の請求や(特許法 123 条 1 項 2 号、6 号等)、特許権移転請求をすることができる(特許法 74 条)

#### 【契約によるリスク軽減策】

(提供者が、提供データに基づいて生じた知的財産権を有さない場合)

#### ●条

- 1 提供データの取得者の使用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等 に関する知的財産権は、取得者に帰属する。
- 2 取得者が、前項の発明等について、特許出願等する場合には、事前に提供者 と協議することを要する。

(提供先だけでなく提供者も、提供データに基づいて生じた知的財産権の使用権限を 有する場合)

#### ●条<sup>27</sup>

- 1 提供データの取得者の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等 に関する知的財産権は、取得者に帰属する。ただし、取得者は、提供者に対し、 当該知的財産権について無償 [有償] の実施許諾をする。
- 2 前項の提供データの取得者の利用に基づき生じた発明等に関する知的財産権 の、取得者から提供者に対する利用許諾の条件の詳細については、提供者及び 取得者の間において別途協議の上決定する。

(提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属を協議で定める場合)

#### ●条<sup>28</sup>

提供データの取得者の使用に基づいて生じた発明、考案、創作及び営業秘密等 に関する知的財産権の帰属については、提供者及び取得者の間において別途協議 の上、決定するものとする。

<sup>27</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12月) 119 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編-」(令和元年 12 月) 119,120 頁参照。

#### 【事例】データ提供先による新規発明の取り扱い

▶ 提供先が提供データの使用に基づいて新規発明を行った場合、発明の内容について通知する 義務及び出願に際しては同意を求める附帯条件を付けている。また、当該発明が権利化した 場合、当社に対する合理的な条件での使用許諾を求めている。(非製造業) (3)派生データや成果物の帰属

Q4 提供先が、当社から提供を受けたデータに基づく派生データや成果物を使って、 当社と競合するような事業を始める可能性があるが、何か手立てはないか。

A 4 a. 提供先との契約において使用権限等を合意

解説

# a. 提供先との契約において使用権限等を合意

提供データとそれに基づいて生成された派生データ・成果物との間に同一性が認められないケースでは、派生データの使用権限や成果物の帰属・使用権限について当事者間で何ら合意をしていない場合、提供者から提供先に対して、派生データや成果物の使用停止を求めることは困難であるため、契約交渉時に派生データの使用権限や成果物の帰属・使用権限について明確に合意しておくことが望ましい。また、データを提供する際に、今後の方針等に応じて、提供先で生じた派生データや成果物を提供者が自社でも取り扱えるようにすることを希望するのであれば、かかる使用権限について契約上明確にしておくことが重要である。ただし、提供先も自社の権利・使用権限を主張することが予想されるところ、提供者としては、自社のみの権利・使用権限を求めるのか、双方に使用権限を認めても特段問題はないのか、あるいは、自社には、使用権限も不要であるのかなどの判断基準・状況を整理して契約交渉を行うことが有効と考えられる。

なお、共同研究開発の文脈であるが、「成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すこと又は他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと」について、「参加者が成果の改良のための研究開発を行うインセンティブを減殺させるものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる(一般指定 12 項(拘束条件付取引) 29)。」との指摘もあることから、派生データの使用権限や成果物の帰属・使用権限について定める場合にも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)との関係について、留意が必要となる場合がある30。

# 【派生データ・成果物に関する補足】

派生データとは、提供先がデータ提供型契約の契約目的の範囲内で加工・分析・編集・統合等

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 一般指定 12 項 (拘束条件付取引)「法 2 条 9 項 4 号又は前項に該当する行為の他、相手方とその取引の相手方との取引をの他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。」

 $<sup>^{30}</sup>$  公正取引委員会「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(最終改訂平成 29 年 6 月 16 日) 第 2 の 2 の (2) のイの [2]

をすることによって初めて生じたデータであり、例えば、車載カメラの画像から障害物や店舗を 判断したデータや、機器の稼働データから故障を判断したデータ、故障の原因をクラスタリング したデータ等が考えられるが、これらの派生データは、提供先の行為なくしては生じ得ないデー タであるから、当事者間で別途合意が無い限り、少なくとも提供先は当該派生データを利用でき ると解するのが合理的である場合が多いと思われる。

加えて、成果物とは、上記の派生データや、提供データを加工・分析・編集・統合等したこと によって創出された知的財産権等が考えられる。

ただし、一口に派生データや成果物と言っても様々な種類の物があるため、当該契約における 「派生データ」や「成果物」の具体的な内容について共通理解を得るために十分な議論を経るこ とが望ましく、当該議論の結果は、「派生データ」や「成果物」の定義という形で契約において 明示しておくことが望ましい31。

#### 【契約によるリスク軽減策】

#### (一定の制限を課す場合)

# ●条

- 1 取得者は、派生データについて、提供者の競業先への開示、提供者の競業先に対 するサービスの提供又は取得者が提供データを使用して競業サービスの提供をす る場合を除いて、一切の使用権限を有する。
- 2 提供データの取得者による利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等 に関する知的財産権は、取得者に帰属する。取得者は、当該知的財産権を提供者の 競業先に使用許諾等する場合には、事前に提供者の書面による承諾を要する。
- ※ (派生データの定義)

#### ▲条32

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

・ 「派生データ」とは、取得者が、提供データを加工、分析、編集、統合等するこ とによって新たに生じたデータをいう。

# (使用許諾を義務付ける場合)

#### ●条33

- 1 提供データの取得者の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関 する知的財産権は、取得者に帰属する。ただし、取得者は、提供者に対し、当該知 的財産権について無償「有償」の実施許諾をする。
- 2 前項の提供データの取得者による利用に基づき生じた発明等に関する知的財産

権の取得者から提供者に対する利用許諾の条件の詳細については、提供者及び取 得者の間において別途協議の上決定する。

#### 【事例】データを用いて作られた成果物の二次使用への対策

▶ 他社からデータ提供を受けて作成した成果物を第三者に提供する事業において、成果物の提 供先に対して二次使用の制約を課さない方が利用価値は高まるが、元のデータ提供者側から すれば自社のデータを使われることに対する気持ち悪さがある。データ提供者が感じる気持 ち悪さを払拭するためには、成果物から生じた対価やフィードバックをデータ提供者に環流 させることが1つの対策となる。(非製造業)

# 【事例】データ提供先における派生データ使用の制限

▶ 提供先が提供データの利用に基づいて生成した派生データについて、使用目的を研究開発等 の目的に制限したり、元データの提供期間(使用許諾期間)経過後における派生データの利 用禁止及び破棄、学習済データを当社と競合するサービス等開発のために使用することを禁 止するといった対応を行っている。(非製造業)

<sup>31</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 31 頁参照

<sup>32</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 109 頁参照

<sup>33</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 119 頁参照。

# (4) 営業秘密・限定提供データ

Q 5

他社にデータを提供したいと思うが、当社が提供するデータには、当社の営業 秘密や限定提供データも含まれている。この場合、どのような点に留意すれば よいか。

A 5

- a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により営業秘密該当性を確保
- b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保
- c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施

解説

# a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により営業秘密該当性の確保

まず、自社の営業秘密を他社に提供する場合には、当該提供行為をもって、営業秘密該当性を 喪失することがないか十分検討することが必要である。例えば、共同研究開発契約等、特別に合 意をした企業間で、データ提供行為が行われ、秘密保持義務等に基づいて適切な管理を行い、秘 密管理性が維持されている場合には、直ちに、営業秘密該当性(特に秘密管理性)を喪失するこ とはないと考えられるが、一方、例えば、仮に ID・パスワード等による管理措置を行っていた としても、当該措置がデータ提供の対価を得ること等を目的とするにとどまるなど、秘密とし て管理する意思に基づくものではない措置が施されているに過ぎない場合には、営業秘密該当 性(秘密管理性)を欠くものと考えられる³4。

また、営業秘密を提供先に提供する際には、提供先がずさんな管理をすることにより、秘密管理性や非公知性を喪失することがないよう留意することが必要であり35、例えば、契約上、秘密保持義務、第三者提供禁止、目的外使用禁止の規定を定めるとともに、具体的な管理方法についても規定することで、提供先のずさんな管理による営業秘密該当性の喪失を防ぐことが重要と

55

なる。

# b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保

まず、自社の限定提供データを他社に提供する場合には、当該提供行為をもって、限定提供性の喪失や、限定提供データのオープンデータ化が生じないよう留意することが必要である。限定提供データは一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータを保護対象とするものであるため、限定提供性(「業として特定の者に提供する」)の要件が課されており、特定されない取得者に対してデータを提供する場合は、限定提供性の要件を満たさないことになるため留意が必要である。

また、提供者からは、特定の提供先に対して限定提供データを提供していた場合であっても、 提供先が当該データを「無償で公衆に利用可能」な状態とした場合(オープンデータとした場合) には、オープンデータと同一の限定提供データについては、不競法上の保護が及ばないことから (不競法 19 条 1 項 8 号ロ)、限定提供データである提供データに不競法上の保護が及ばない可 能性がある。そこで、提供者としては、提供先に対して、秘密保持義務・第三者提供禁止義務・ 目的外使用禁止義務を課すなどして、限定提供データのオープン化を防ぐことが重要である。

なお、電磁的管理性の要件を満たすためには、提供先に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要があり、ID・パスワード、暗号化等の措置によって、提供者と提供先以外の者が提供データにアクセスできないようにする措置を講じる必要がある。

# c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施

今後、例えば、特定のデータを当初営業秘密として管理していたが、徐々に他社と共有するようになり、営業秘密としてではなく限定提供データとしての管理を所望することになる場合が想定される36。そのような場合に備え、それぞれの秘密管理性及び電磁的管理性の要件に着目し、営業秘密として管理したいデータに対しても電磁的管理性の要件を満たすような形式 (ID・パスワード、暗号化等)で管理しておくことは、営業秘密としての管理から限定提供データとしての管理に適切な移行が可能となるという点で、有効と考えられる。

# 【契約によるリスク軽減策】

第三者提供禁止、目的外使用禁止、管理方法の義務付けに関する条項例は、Q1・Q2を参照されたい。

<sup>34</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日) 12~14頁参照。

<sup>3</sup> 営業秘密管理指針において、秘密管理性については、原則として、法人ごとに判断され、別法人内部での情報の具体的な管理状況は、自社における秘密管理性に影響しないとされているものの、例えば、営業秘密保有企業が別法人に対して、特段の事情が無いにも関わらず、何らの秘密管理意思の明示なく、営業秘密を取得・共有させているような状況において、営業秘密保有企業の一部の従業員が、「特段事情が無いにも関わらず、何らの秘密管理意思の明示なく自社の営業秘密を別法人に取得・共有させた」という状況を認識している場合においては、営業秘密保有企業の認識可能性が揺らぎ、結果として、営業秘密保有企業における秘密管理性が否定されることがありうることには注意が必要である、との指摘がなされている(営業秘密管理指針14~16 頁参照)。また、提供先によるずさんな管理によって、提供データが外部に漏えいし、一般的に知られるような状況になった場合には、非公知性の要件を欠くことになるものとも考えられる。

<sup>36</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)14頁参照。

# (5) 提供するデータの品質

Q 6

提供先から当社が提供するデータの品質の担保を求められたり、あるいは、事後に当社が提供したデータの品質が悪かったとして責任追及を受けるリスクがあるが、何か手立てはないか。

A 6

- a. 品質について共通認識を形成し、契約で合意
- b. サンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施

解説

# a. 品質について共通認識を形成し、契約で合意

まずは、提供先との間で、当該契約におけるデータの「品質」の内容について、十分議論の上、一定の保証・担保を行うのか否か、また、行うとして、どのような事項を保証・担保するかという点について、共通認識を形成し、契約で合意することが望ましい。提供先との間でデータの「品質」について、共通認識を形成・契約で合意することができ、当該共通認識の内容を遵守することができれば、事後に責任追及を受けるリスクを軽減することができる。

データの「品質」について保証を行う場合の具体的な内容としては、積極的に、データの正確性、完全性、安全性、有効性について保証する場合³7や、「欠損率●%未満」、「欠損率●%~●%」といった形で指標を設け、これについて保証をする場合、データの取得にあたって不適法な行為が行われていないことや、故意による改ざん等が行われていないことのみを保証をする場合等が考えられる。

データの正確性等については、提供者であっても、責任をもって保証することが困難なこと も多いと考えられ、仮にこれらについて保証を求められた場合には、自社に保証可能な事項で あるかを十分検討の上、提供先ともよく交渉を行うべきと考えられる。

また、抽象的にデータの正確性等を担保・保証することが困難である場合には、前述のとおり、例えば、「欠損率●%未満」、「欠損率●%~●%」といった形で指標を設け、これについて保証することや、保証はしないまでも参考までに情報提供することも考えられ、このような対応によって、契約交渉が進展することも考えられる。一方、例えば、提供者の社内で生成・取得・加工等したデータである場合には、データの取得にあたって不適法な行為が行われていないこ

<sup>37</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 33 頁では、「データの正確性とは、時間軸がずれている、単位変換を誤っている、検査をクリアするためにデータが改ざん又は捏造されているというような事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、計画されたとおりの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。」と指摘されている。

57

とや、故意による改ざん等が行われていないといった事項については、提供者において、保証・ 担保することも可能である場合が多いと考えられる。そのため、このような場合には、提供者が 保証可能な事項について、保証することによって、契約交渉を進展させることも考えられる。

# b. サンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施

提供先において、AI 等の精度に対して提供データがどのような影響を及ぼすか分からないという漠然とした不安があることによって、高品質なデータの提供を求められる場合には、まずは、サンプルデータを提供した上で、提供先に当該サンプルデータを用いて実証を行ってもらうことも考えられる。

その際、あくまでも、サンプルデータによる実証に過ぎないことから、提供者としては、無償で提供しつつ、提供先には、品質保証をしないことを受け入れてもらうことができると、データ利活用を促進するものと考えられる。

そして、実証の結果、データの品質が一定水準を超えており、提供先のビジネスへの貢献が期待できる場合には、例えば、データの有効性等について、特段品質保証が求められることがなくなり、提供先との契約交渉が円滑に進むことも考えられる。

なお、データの品質については、Q13 も参照されたい。

#### 【契約によるリスク軽減策】

(提供データの正確性等について保証しない場合)

#### ●条38

提供者は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性 (本目的への適合性) を保証しない。

#### (自社で保証可能な事項についてのみ保証する場合)

#### ●条

提供者は、取得者に対し、以下の事項について、保証する。

- ① 提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること39
- ② 提供データについて、悪意の改ざんを行っていないこと
- ③ …

#### (指標を設ける場合)

#### ●条

提供者は、取得者に対し、提供データが以下の指標を充足していることを保証 する。

- ① 欠損率:●%~●%
- ② …

<sup>38</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編-」(令和元年 12 月) 113 頁参照。

#### 【事例】常に情報が変化することから、提供データを保証対象外とした契約

➤ 常に変化する現実の空間情報と地図データとの不一致は不可避であり、両者の完全一致を保証できない。そのため、契約において、地図データの正確性(現状との一致)を保証対象外としている。特に、データ提供を無償で行う場合には、有償提供時に比してデータの外部提供に伴う技術情報の漏えいや不正使用のリスクはさほど変化がないにもかかわらず、データの品質について保証責任を負うことになれば、データ提供者として過大な責任を負うことになる。そのため、データを無償で提供する場合やサンプルデータを提供する場合は、提供データの品質保証は原則として行っていない。(非製造業)

#### 【参考調查】

IPA(令和元年)調査によれば、データの品質管理に関する事項を契約・規約・ポリシーで定めているという項目について、「今後の方向性」が「現状」を上回っている。このことから、データの品質に対する関心がある企業が多いものの、現状ではこうした点について十分に契約・規約・ポリシー等で対応できておらず、今後の方向性として、データ品質を担保するために、企業内で適切な契約・規約・ポリシー等を講じていきたいという意向があることが推測される。



【図20. データの品質管理に関する契約・規約・ポリシー】

(6) 他社から取得したデータを提供する場合

Q7 当社は、他社から取得したデータを第三者に提供するビジネスをしようと考えているが、どのような点に留意すればよいか。

Α7

- a. 秘密保持義務や第三者提供の可否等、取得元との契約内容を確認
- b. データを加工した上で提供する場合には、データ使用権限、第三者提供等の契約内容の確認

解説

a. 秘密保持義務や第三者提供の可否等、取得元との契約内容を確認

他社(取得元)から取得したデータを第三者に提供する場合には、取得元との契約内容を十分に確認した上で、当該契約内容を遵守することが求められる。例えば、秘密保持義務や第三者提供の禁止が定められていることが多いため、データを提供する前に、秘密保持義務のかかるデータの内容や、第三者提供がどこまで許されているかといった契約内容を再度確認することや取得元と協議することが望ましい。

なお、取得元から取得したデータに当該取得元あるいは第三者の営業秘密や限定提供データ が含まれる場合の留意点については、**08** を参照されたい。

b. データを加工した上で提供する場合には、データ使用権限、第三者提供等の契約内 容の確認

他社(取得元)から取得したデータを加工した上で、第三者に提供する場合にも、契約を十分 に確認した上で契約遵守を徹底することが求められる。

取得元との契約において、取得元から取得したデータについて加工等を行う権限が認められていないのであれば、加工等を行うことは取得元との関係において契約違反を構成することになる。

仮に当該データに対する加工が認められていたとしても、当該加工によって生成された加工 データ・派生データの第三者提供を含めた使用権限がいずれに認められるかにも留意する必要 がある。取得元との契約において、派生データ等の使用権限が取得元にしか認められていない のであれば、当該派生データを第三者に提供することは契約違反となるため、留意が必要であ る。

なお、取得元から取得したデータに取得元あるいは第三者の営業秘密や限定提供データが含まれる場合の留意点については、Q8を参照されたい。

Q 8

当社は、当社が収集・取得、整理・加工・分析したデータを、他社に継続的に 提供するサービスを行っているが、当社が提供するデータに不正に取得したデータ(違法に取得された営業秘密や限定提供データ)が含まれる可能性がある 場合に、取得元又は提供先との契約において、それぞれ、どのような点に留意 すればよいか。

8 A

- a. データ取得時に、取得元に対して第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求
- b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不履行とならないよう 合意
- c. 不競法上の類型を確認

解説

a. データ取得時に、第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求 まずは、第三者から不競法違反に問われるリスクを最小化するため、具体的には、取得時善意 の転得者であるとの主張を行いやすくするために、他社(取得元)からデータ提供を受ける際の 契約上、取得元に、当該取得元が提供データの正当な保有者であることや第三者の権利を侵害 していないことを保証してもらうとともに、提供データの中に取得元や第三者の営業秘密・限 定提供データが含まれていないことについて保証してもらうことが考えられる。また、後記の とおり、取得元から取得したデータに第三者の営業秘密や限定提供データが含まれていた場合 には、一連の自社のサービスの提供の停止を検討すべきこととなるため、このような事態に備 え、上記保証義務違反があった場合の損害賠償請求条項について規定しておくことも考えられる。

b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不履行とならないよう合意

後記のとおり、一定の場合には、取得元からデータを取得する行為、取得したデータを使用・開示する行為がいずれも不正競争行為に該当することになるため、一連の自社サービスの停止を検討しなければならないことがある。その際、サービスの停止が提供先との関係で、債務不履行を構成すると、提供者は、損害賠償義務等を負担することになる。そこで、提供者としては、提供先との契約との関係で債務不履行責任を生じさせないよう、あらかじめ、データ

提供サービスに関する契約に、不正行為の介在等を知った場合に、サービスの提供を停止することができる旨を規定しておくことが考えられる。また、その場合には、正当なデータ保有者との間で、改めて契約を締結するといった対応を取ることが考えられる<sup>40</sup>。

# c. 不競法上の類型を確認

#### (c-1) 営業秘密

上記のように、取得元との契約上、その提供データに第三者の営業秘密が含まれない旨保証がされていたにも関わらず、自社が収集したデータに、第三者の営業秘密が含まれていた場合、民事規定では、不競法2条1項5号・6号・8号・9号、刑事規定では、21条1項7号・8号の適用が問題となる。

また、取得元の営業秘密が含まれていた場合、民事規定では、不競法2条1項7号、刑事規定では、不競法21条1項3号・4号の適用が問題となる。

#### (c-1-1) 民事規定

#### (c-1-1-1) 第三者の営業秘密が問題となる場合

民事上の規定では、取得時に悪意・重過失<sup>41</sup>であった場合には、不競法 21 項 5 号・8 号が、取得時に善意であった場合には、不競法 2 条 1 項 6 号・9 号が問題となる。

取得時に悪意・重過失と評価されると、他者の営業秘密を取得・使用・開示する行為、いずれについても、不正競争行為と捉えられることになるため、上記のとおり、提供データに第三者の営業秘密が含まれないことについての保証を取得することが重要となる。

一方、取得時善意の場合には、悪意・重過失に転じた後に行う、権原の範囲外の使用・開 示行為が不正競争行為となるため、このような行為を行わないよう留意が必要である。

なお、継続的にデータの提供を受けている場合であって、悪意・重過失に転じた後に引き 続き継続的に第三者の営業秘密を含むデータの提供を受ける場合には、不競法2条1項5 号・8号が適用され、取得・使用・開示行為は、権原の範囲内か否かにかかわらず、いずれ も不正競争行為に該当することになるため、提供者としてサービスを停止する必要が生じる ものと考えられる。

#### (c-1-1-2) 取得元の営業秘密が問題となる場合

提供データが取得元の営業秘密に該当するか否かは、最終的には、裁判所による判断となるものの、契約上、取得元が当該取得元の営業秘密ではないと明示していたデータについて、事後的に、裁判所が取得元の営業秘密であった、と認定する可能性は低いように考えられるため(ただし、取得元以外の第三者の営業秘密該当性については別途検討されることになると考えられる)、前記 a. 記載のとおり、提供データの中にデータ提供者の営業秘密が

<sup>40</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)40頁参照。

<sup>\*\*</sup> 悪意・重過失・善意の対象は、不競法2条1項5号・6号の場合は、「その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したこと」であり、不競法2条1項8号・9号の場合は、「その営業秘密について営業秘密不正開示行為(…)であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したこと」である。

含まれていないことについて保証してもらうことによって、不競法違反に問われるリスクを 軽減することができると考えられる。

なお、提供データが取得元の営業秘密であると判断された場合、民事上の規定では不競法 2条1項7号が問題となる。この場合には、図利加害目的をもって行う使用・開示行為が不 正競争行為と捉えられるが、取得元に正当な権利者であることを保証してもらった上で、権 原の範囲内で使用・開示する行為については、基本的には、図利加害目的は認められず、不 競法違反となるおそれは少ないと考えられる。

#### (c-1-2) 刑事規定

刑事上の規定は、取得元の営業秘密が問題となる場合であっても、第三者の営業秘密が問題となる場合であっても、図利加害目的を有していることが要件であり、この図利加害目的は、取得の時点及びその後の不正使用又は不正開示の時点のいずれにおいても有することが必要である。取得元に正当な権利者であることを保証してもらった上で、権原の範囲内で使用・開示することについては、基本的には、図利加害目的は認められず、不競法違反となるおそれは少ないと考えられる。

# (c-2) 限定提供データ

# (c-2-1) 第三者の限定提供データが問題となる場合

取得したデータに第三者の限定提供データが含まれていた場合には、取得時に悪意であった場合には、不競法 2 条 1 項 12 号・15 号が、取得時に善意であった場合には、不競法 2 条 1 項 13 号・16 号が問題となる。

取得時に悪意と評価されると、第三者の限定提供データを取得・使用・開示する行為、いずれについても、不正競争行為と捉えられることになるため、上記のとおり、提供データに第三者の限定提供データが含まれないことについての保証を取得することが重要となる。なお、限定提供データに関する不競法  $2 \times 1$  項  $12 \times 1$  号 15 号は、営業秘密に関する不競法 1 2 1 2 1 3 号 1 5 号 1 8 号 1 2 と異なり、重過失による行為を不正競争行為の対象としていない。したがって、限定提供データが対象となる場合には、転得者に不正の経緯の有無の確認等の注意義務や調査義務を課していない1 2

一方、取得時善意の場合には、悪意に転じた後に行う、権原の範囲外の開示行為が不正競争 行為となるため、このような行為を行わないよう留意が必要である。

なお、継続的にデータの提供を受けている場合であって、悪意に転じた後に引き続き継続的に第三者の限定提供データを含むデータの提供を受ける場合には、不競法 2 条 1 項 12 号・15 号が適用されることになるため、取得・使用・開示行為は、権原の範囲内か否かにかかわらず、いずれも不正競争行為に該当することになり、自社のサービスを停止する必要が生じるものと考えられる。

# (c-2-2) 取得元の限定提供データが問題となる場合

42 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)37頁参照。

による判断となるものの、契約上、取得元が自社の限定提供データではないと明示していたデータについて、事後的に、裁判所が取得元の限定提供データであった、と認定する可能性は低いように考えられるため(ただし、取得元以外の第三者の限定提供データ該当性については別途検討されることになると考えられる)、前記 a. 記載のとおり、提供データの中に取得元の限定提供データが含まれていないことについて保証してもらうことによって、不競法違反に問われるリスクを軽減することができると考えられる。なお、提供データが取得元の限定提供データであると判断された場合、民事上の規定では、

そもそも、提供データが取得元の限定提供データに該当するか否かは、最終的には、裁判所

なお、提供データが取得元の限定提供データであると判断された場合、民事上の規定では、 不競法2条1項14号が問題となる。この場合には、図利加害目的をもって、かつ、限定提供 データの管理に係る任務に違反して行う使用行為、あるいは、図利加害目的をもって行う開示 行為が不正競争行為と捉えられるが、取得元に正当な権利者であることを保証してもらった上 で、権原の範囲内で使用・開示する行為については、基本的には、図利加害目的は認められ ず、不競法違反となるおそれは少ないと考えられる。

#### 【契約によるリスク軽減策】

#### <取得元との契約>

(正当な権利者であること・営業秘密等が含まれていないことについての保証)

#### ●条

- 1 提供者は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであり、 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、提供者が提供データに 対する正当な権利を有することを保証する。
- 2 提供者は提供データに提供者の営業秘密及び限定提供データが含まれていない ことを保証する。

# ▲条43

提供者が●条の規定に違反したことによって、取得者に損害が生じた場合、提供者は、取得者に対し、違約金として●●円を支払う義務を負う。ただし、取得者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、取得者は実際に生じた損害額を立証することで提供者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

#### <提供先との契約>

(サービスの停止をする場合の規定)

#### ●条

提供者は、次の各号に定める事由が生じた場合には、取得者に対する提供データの 提供を停止することができる。

・ 提供データについて、提供者が不正行為の介在等を知った場合

...

<sup>43</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 117 頁参照。

# (7) 提供データに個人情報や著作物等を含む場合

A 9

- a. 個人情報の第三者提供の可否を確認
- b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い
- c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取り扱い
- d. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意の上、データを取り扱う

解説

## a. 個人情報の第三者提供の可否を確認

個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」という。)上、個人データを第三者に提供する にあたっては、原則として、本人の同意を取得する必要がある(個情法23条1項柱書)。

しかし、個情法 23 条 1 号乃至 4 号に該当する場合や、オプトアウトによる場合は(個情法 23 条 2 項)、あらかじめ本人の同意を取得することなく、第三者に個人データを提供することが可能となる。また、委託や共同利用等による場合にも、第三者提供には該当しないため(個情法 23 条 5 項各号)、あらかじめ本人の同意を取得することなく、第三者に個人データを提供することが可能となる。

これらのうち、データ利活用の文脈において、特に検討の可能性があるのは、①オプトアウトによる場合(個情法 23 条 2 項)、②委託による場合(個情法 23 条 5 項 1 号)、③共同利用による場合(個情法 23 条 5 項 3 号)と考えられる。これら制度の詳細は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) $^{44}$ 」を参照されたい。

また、個人データを第三者に提供したときは、提供者は、個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する必要があるとされている(個情法 25 条 1 項)。この点、本人の同意に基づき第三者提供を行う場合(個情法 23 条 1 項柱書)、オプトアウトによる場合(個情法 23

44 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(平成 31 年 1 月一部改正) (<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\_guidelines01.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\_guidelines01.pdf</a>) 44 頁~55 頁等参照。 65

条 2 項)には、上記記録作成に関する規定が適用されるが、委託による場合(個情法 23 条 5 項 1 号)、共同利用による場合(個情法 23 条 5 項 3 号)には当該規定は適用されない(個情法 25 条 1 項ただし書)。記録作成義務の詳細については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)45 を参照されたい。

# b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い

「匿名加工情報」(個情法 2 条 9 項)については、個情法 36 条 4 項に定める手続を履践すれば、本人の同意を取得することなく、第三者に提供することができる。その他、匿名加工情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編) $^{46}$ 」を参照されたい。

なお、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである「統計情報」については、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当しないため、個情法の規制の対象外と考えられており(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)<sup>47</sup>」4頁)、統計情報の第三者提供等による利活用は原則として自由である。

# c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取り扱い

個情法上の「個人情報」(個情法 2 条 1 項) に該当しない個人に関する情報 (パーソナルデータ) であっても、例えば、プライバシー権等が発生する場合には別途配慮が必要となることがある。

なお、以上のほか、個人に関する情報を取り扱う場合には、「個人データの漏えい等の事案が 発生した場合等の対応について<sup>48</sup>」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外 国にある第三者への提供編)<sup>49</sup>」等の個人情報保護委員会が作成しているガイドライン等も適宜 参照されたい。

# 【GDPR・CCPA について】

本Q&Aと関連して、昨今、GDPR (General Data Protection Regulation) や CCPA (California Consumer Privacy Act) について言及されることが多い。

GDPR とは、EU 域内の個人データ保護を規定する法として、1995 年から適用されてきた「EU データ保護指令 (Data Protection Directive 95)」に代わり、2016 年 4 月に制定され、2018 年 5 月

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編)」 (平成 28 年 11 月) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf)

<sup>46</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編)」(平成29年3月一部改正) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines/04.pdf)

<sup>47</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」(平成 29 年 3 月一部 改正)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf)

<sup>48</sup> 個人情報保護委員会「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」

<sup>(</sup>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf)

<sup>49</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編)」(平成 31 年 1 月一部改正) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123 guidelines02.pdf)

25 日に施行された、EU 規則である。GDPR は、「その取り扱いが EU 域内で行われるものであるか否かを問わず、EU 域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取り扱いに適用される。」(3.1 条)、「取り扱い活動が以下と関連する場合、本規則は、EU 域内に拠点のない管理者又は処理者による EU 域内のデータ主体の個人データの取り扱いに適用される:
(a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU 域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供。又は(b) データ主体の行動が EU 域内で行われるものである限り、その行動の監視」(3.2 条)と規定しているため、例えば、日本企業が、EU 域内に拠点をもち、その拠点での活動の過程で個人データを処理する場合や、日本企業が EU 域内にいる者に対して商品やサービスを提供している場合には、日本企業にも GDPR が適用されうるため、留意が必要である。その他、GDPR については、個人情報保護委員会 HP50に GDPR の条文や GDPR に関するガイドラインの日本語訳が掲載されているため、適宜参照されたい。

CCPA は、カリフォルニア州で制定された消費者プライバシーに関する法律であり、2020年1月1日より適用が開始されたものである。CCPA が適用される「事業者」とは、「(1)自己の株主若しくはその他の所有者の利益又は金銭的便益のために組織又は運営され、消費者の個人情報を処理する目的と手段を決定し、カリフォルニア州で事業を行い、かつ、以下の基準の一つ又はそれ以上を満たす、個人事業体、パートナーシップ、有限責任会社、法人、団体又はその法的主体を意味する。」として、「(i)1798.185条 (a) 項(5)により調整された年間の売上総利益が2,500万米ドルを超える。」、「(ii)単独又は組み合わせで5万件以上の消費者、世帯又はデバイスの個人情報を、年間ベースで、単独又は組み合わせで購入し、事業者の商業目的で受け取り、販売し、又は商業目的で共有する。」、「(iii)消費者の個人情報の販売から年間収入の50%以上を得ている。」と規定されている(1798.140条(c))。CCPAの日本語訳については、個人情報保護委員会 HP<sup>51</sup>に掲載されているため、適宜参照されたい。

# d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権法上の権利を侵害しないよう留意の 上、データを取り扱う

データが著作権法により保護される場合としては、個々のデータ自体が「著作物」(著作権法2条1項1号)に該当する場合や、データの集合物が「データベースの著作物」(著作権法12条の2)に該当する場合等が考えられ、このように、個々のデータやデータの集合物に、著作権が発生する場合には、著作者等の著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意の上、当該データを取り扱う必要がある。

なお、著作権法平成 30 年改正によって、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」(著作権法 30 条の 4) や「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」(著作権法 47 条の 5) 等の柔軟な権利制限に関する規定が整備された。その結果、例えば、「人工知能の開発に関し人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為」や「書籍などに含まれる大量の情報の中

から必要な要素を抽出し、一定の特徴や傾向などを見いだすなどの解析を行い、その結果を提供するサービス」といった行為については、著作権法に違反しないものと整理されている52。

<sup>50</sup> 個人情報保護委員会 HP (https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/)

<sup>51</sup> 個人情報保護委員会 HP(<u>https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/CCPA/</u>)

# (8) その他留意事項

Q 1 0

データの提供や共同収集を行うにあたり、独禁法との関係において、どのよう な点に留意すればよいのか。

A 1 0

- a. 不公正な取引方法ではないことを確認
- b. 不当な取引制限ではないことを確認

解説

a. 不公正な取引方法ではないことを確認

例えば、データの提供とその解析等、他のサービスを抱き合わせで販売するといった行為や、自らとのみデータの取引をすることを義務付けたり、又は、機械学習技術等の要素技術を有償又は無償で提供する条件として、当該提供者以外の者(産業データにかかる機器の所有者を含む)によるデータの収集や利用を制約したりする等によりデータを不当に利用することを可能としたりするような行為について、公正競争阻害性 $^{*1}$ が認められる場合には、拘束条件付取引(一般指定 12 項)、排他条件付取引(一般指定 11 項)等 $^{*2}$ として、独禁法上問題となり得ると考えられている $^{53}$ 。

- ※1 不公正な取引方法は、「公正な競争を阻害するおそれ」(公正競争阻害性。独禁法2条9項6号柱書)を有する場合に、独禁法上問題となりうるものと考えられている。公正競争阻害性は、より具体的には、①自由な競争が制限されるおそれがあること(自由競争減殺)、②競争手段が公正とはいえないこと(競争手段の不公正さ)、③自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること(自由競争基盤侵害)との観点から、判断される。公正競争阻害性の考え方の詳細については、「人材と競争政策に関する検討会」報告書の別紙5<sup>54</sup>を参照されたい。
- ※2 拘束条件付取引や排他条件付取引における公正競争阻害性は、自由競争減殺に求められる。例えば、「流 通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」55においては、「市場における有力な事業者」が「取引先事業者 に対し自己又は自己と密接な関係にある事業者の競争者と取引しないよう拘束する条件を付けて取引する

行為…を行うことにより、市場閉鎖効果が生じる場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる」とし、「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、「当該市場…におけるシェア 20%を超えることが一応の目安となる」「ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって、『市場閉鎖効果が生じる場合』…に違法となる」「市場におけるシェアが 20%以下である事業者や新規参入者がこれらの行為を行う場合には、通常、公正な競争を阻害するおそれはなく、違法とはならない。」などと記載されている。

# b. 不当な取引制限<sup>※3</sup>ではないことを確認

データの共同収集については、「コスト軽減、データ等の相互補完等を達成し、それにより安全性、利便性の向上等の新たな価値の創出を促進するものであり、一般的に、競争促進的な効果をもたらす場合が多い」、「データの共同収集については、広い範囲でのデータの収集が可能となることにより新たな商品の開発、商品の機能向上、改善、安全性の向上、標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある」56といった指摘がなされたうえで、一方、共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容、価格、数量を相互に把握することが可能となり、これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には、独禁法3条(不当な取引制限)の問題になりうるといった指摘もなされており57、共同収集等の文脈において、自社の上記のようなデータを他社に提供する場合には、注意を要する\*\*4。

- ※3 不当な取引制限に該当する典型的な行為としては、例えば、「価格カルテル」や「入札談合」が挙げられる。また、「不当な取引制限」に該当するためには、「競争を実質的に制限すること」に該当することが要件であり(独禁法2条6項)、「競争を実質的に制限すること」とは、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる形態が現れているか、または少なくとも現れようとする程度に至っている状態をいう」と考えられている(東京高判昭和26年9月19日高民集4巻14号497頁)。
- ※4 データを共同して収集・利活用することを目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携に関しては、「業務提携に関する検討会」報告書<sup>58</sup>を参照されたい。同報告書では、データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動で独禁法上問題となり得る行為として、必要な範囲を超えたデータ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化や正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成、データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出活動への参加制限、共有・共同収集されたデータの一方的帰属・利用に係る制約、データ共有等を通じた共同行為(スピルオーバー問題)といったことが記載されているので、参照されたい。

70

<sup>53</sup> 公正取引委員会・競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」(平成29年6月6日)50頁、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版ーデータ編ー」(令和元年12月)19、20頁参照。

<sup>54</sup> 公正取引委員会 競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会」報告書(平成30年2月15日)別紙5

<sup>(</sup>https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index\_files/180215zinzai07.pdf)

<sup>55</sup> 公正取引委員会事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(最終改正平成 29 年 6 月 16 日) (https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki files/ryutsutorihikigl 2017.pdf) 8、14 頁参照。

<sup>56</sup> 公正取引委員会・競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」(平成29年6月6日)39、40頁 参照。

<sup>57</sup> 公正取引委員会・競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」(平成29年6月6日)40頁、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版ーデータ編ー」(合和元年12月)19.20頁参照。

<sup>58</sup> 公正取引委員会 競争政策研究センター「業務提携に関する検討会」報告書(令和元年7月10日)

Q 1 1

当社がデータを提供している提供先が倒産した場合に、当社が提供していたデータを廃棄させることができるか。また、提供先が他社(例えば、当社の競業 先等)に買収された場合、データの提供を停止するとともに既に提供しているデータを廃棄させたいと考えているが、何か手立てはないか。

A 1 1

- a. 契約における廃棄・消去義務等の規定
- b. 提供先にデータを交付しない形式で提供

解説

#### a. 契約における廃棄・消去義務等の規定

一般的に、提供先との契約が終了した場合に、提供先が当該データを自由に使用できてしまうことを防止するために、提供先に対して、契約終了時の提供データの廃棄義務等を課しておくことが多い。また、提供先が廃棄義務を履践したか否かについて、提供先や第三者に、提供先が廃棄義務を履践したことについて書面で証明を求めることも考えられる。

この点、提供先が倒産した場合には、例えば、破産の場合であれば、破産手続開始決定後は、破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有することになり(破産法 78 条 1 項)、また、当該データの提供に係る契約が双方未履行契約に該当する場合は、破産管財人は当該契約の解除を選択することができるため(同法 53 条 1 項)、当該破産管財人に対してまで、契約終了時の廃棄義務の履行を強制することは困難である。そのため、契約において、倒産時の解除権及び提供データの廃棄義務を課していたとしても、実際に、提供先が倒産した場合に、当該廃棄義務の履行をさせることができるかは不透明といえる。

一方、提供先が他社(例えば、自社の競合企業等)に買収された場合に備えて、提供先に買収等の事情が生じた場合に提供者に対する通知義務を課すとともに、当該事由をもって契約の解除事由としておくことが考えられる(いわゆる、チェンジオブコントロール条項)。そして、契約終了時の提供データの廃棄義務もあわせて課しておくことによって、例えば、提供先が競合他社に買収される場合には、契約を解除するとともに、提供データの廃棄義務を履行させることが考えられる。

# b. 提供先にデータを交付しない形式で提供

前記のとおり、特に倒産の場合にまで契約終了時の提供データの廃棄義務を強制することが できるかについては、定かではない。

71

そこで、例えば、自社が契約するクラウド上において提供データを管理等しておき、提供先には、当該クラウドへのアクセスのみを認めるとともに、データのダウンロードをできない仕様にしておくことにより、提供先に対して、対象となるデータやその複製物を交付しないでおくことも考えられる。このようにシステム設計を工夫することにより、契約終了時に提供先の元に提供データが残っていない状況を実現することも考えられる。

#### 【契約によるリスク軽減策】

### (契約終了時のデータ廃棄義務を課す場合)

#### ●条59

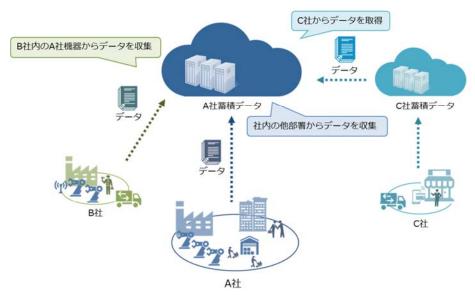
- 1 取得者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを使用してはならず、提供者が別途指示する方法で、速やかに受領済みの提供データ(複製物を含む)を全て廃棄又は消去しなければならない。
- 2 提供者は、取得者に対し、データが全て廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。

<sup>59</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 - データ編-」(令和元年 12 月) 121 頁参照。

#### 3-2-2. データ取得・保有

データの取得・保有には、自社の工場や他部署から得られるデータや、他社にある自社の機器等から収集されるデータ、他社の工場や店舗等で保有している他社のデータを受け取り、サーバやクラウド等で管理することが含まれる。

データの取得・保有を適切に行うことにより、データを取扱うリスクを軽減し、データビジネスを円滑にするだけではなく、不競法における営業秘密や限定提供データの各要件を満たすことにより法的保護を受けることにも資する。



【図21. 取得・保有のイメージ】

#### 3-2-2-1. データの取得・保有の具体的なイメージ

データの取得の形態については、典型的には、自社が製造・販売した製品やサービス (アプリ等も含む) のユーザ (個人を含む) から稼働や利用状況等のデータを取得する形態や、データを収集・保有している 他社からデータを取得する形態があり、これらのデータの取得の目的としては、購買情報・マーケティン グ情報の拡充や、共同研究・開発、適切なタイミングによるメンテナンスの実施、ニーズの把握等、様々 挙げられる。この際、試行的な取り組みのためにデータを取得する場合もあれば、継続的なサービス提供 等に不可欠なデータとして取得する場合もある。

近年は IoT や通信技術の向上によって、取得・保有できるデータの種類や量も各段に向上しており、リアルタイムにデータを取得する例も増加してきている。

具体的には、価値のあるデータを提供するサービスや自社製品・付加サービスを提供するために必要なデータを継続的に取得・保有し、事業を拡大する例や、特定の企業からデータの提供を受ける仕組みを構築し、既存製品の付加価値の向上を目指す例、様々な機器やモビリティから自動的に必要なデータを取得する仕組みを構築し、付加サービスを提供する例等が見られる。

また、データ保有については、パブリッククラウドを利用して保有する場合や、自社サーバに保有する場合、複数のクラウドやサーバに分散して保有する場合等、企業の方針に応じてその保有形態は異なる。

#### 【事例】他社のデータを取得し、プロジェクトごとに管理

▶ 他社からデータを取得する場合、データは全て自社サーバ内に置き、プロジェクトメンバー 以外がアクセスできないようにアクセス制限をかけているため、メンバー以外はデータがあ ることも分からない。また、メンバーがアクセスした場合にはログを取得し、サーバから個 人 PC に移管させないように技術的にセキュリティをかけることで、自社が情報漏えいを疑 われる可能性を減らしている。(非製造業)

#### 【事例】自社製品のユーザからデータを取得している事例

▶ 自社製品から取得可能なデータについて、新規のユーザ企業に対しては当社がデータ取得・保有を行い、開発やメンテナンスサービス等に活用できるよう、契約を既存のひな形から改訂し理解を得ようとしている。また、データ取得のメリットとして、メンテナンスサービスの充実、予防メンテナンスの実施による自社製品停止時間の最小化を強調することで理解を得るようにしている。従前からのユーザとは10年、15年前に締結した契約書の内容を改訂する必要があり、都度対応しているのが現状である。しかし、会社の方針として、データ取得を前提とした製品販売にシフトしており、同様のメリットを丁寧に説明しているところである。(製造業)

#### 【事例】共同研究先と実施しているプロジェクトに必要なデータを取得・保有している事例

▶ ある新製品開発について共同研究を行っている企業から、開発データや類似製品の稼働データ等を取得・保有し、どのような付加価値を生むことができるか試行している。(製造業)

#### 【事例】自社が提供する付加サービスに必要なデータを継続的に購入している事例

▶ 自社がユーザに対して提供している付加サービスを提供する上で、必要なデータの一部を他 社から購入し、当該データの規約上許容された範囲内で保有・加工・提供も行っている。例 えば地図情報等、専門の情報サービスから継続的に取得しているデータもある。(非製造業)

#### 3-2-2-2. データ取得・保有に係る検討事項 (Q&A形式)

利活用の対象となるデータの「特定」の後、自社内からさらにデータを取得して補う場合や他社からデータを取得する場合が考えられる。その際、事業の今後の展開を意識してデータを取得し、保有することが重要であり、取得したデータに対して法的保護が及ぶように適切に保有することも考えられる。利活用の方法に合わせてデータを保有することで、自社の事業への適用が円滑に進む可能性も考えられる。

一方、データについては、流出・漏えいによるビジネスノウハウの流出や、他社から取得した営業秘密、限定提供データ、個人情報等を含むデータの流出・漏えいによる不競法等の法律上の責任や契約責任の発生、データの流出・漏えい自体による会社の社会的信用の失墜等、潜在的には様々なリスクや懸念事項が存在することも事実である。こうしたリスクを「ゼロ」にすることはできないが、以下、リスクの所在をあらかじめ把握し、必要なリスクコントロールを行うことで、リスクの顕在化を抑制し、リスク顕在化時の影響を最小化することが可能であることをQ&A方式で提示する。



【図22. データ取得・保有における検討事項の構成】

### 【表4. データ取得・保有におけるQ&Aのチェックシート】

項目	Q 番 号	データを取得・保有するときの 疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
	Q12	他社からデータを取得する場合や管理する場合に、どのよう	a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結		79
		な点に留意すればよいか。	b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離		頁
	Q13	取得データの品質が不十分で、 自社に損害を及ぼす場合に、何	a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結		80
	<u> </u>	か手立てはないか。	b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施		頁
	014	取得データに第三者の営業秘 密や限定提供データが含まれ、	a. データ取得の際に、営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求		83
	Q14	当社が不競行為を疑われる場合に、何か手立てはないか。	b. 不競法上の類型を確認		頁
		取得データに個人情報が含ま	a. 提供データに個人情報が含まれていないことの保証 を要求		85
	<u>Q15</u>	れる場合に、どのような点に留 意すればよいか。	b. 提供者への必要な手続の履践要求、自社における利 用目的の通知・公表、適切な個人情報の管理		頁
	016	データを取得する場合に、独禁	a. 不公正な取引方法ではないことの確認		87
	<u>Q16</u>	法との関係において、どのよう な点に留意すればよいか。	b. 不当な取引制限の回避		頁
取	0.15	データの取得元が買収等され	a. データ提供の継続を契約書に明記	1	89
得	<u>Q17</u>	た場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。	b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履行とならないよう合意	- 0	頁
保		自社内の各部署からデータを	a. データの性質等に応じた対応を実施		01
有	<u>Q18</u>	取得する場合に、どのような点 に留意すればよいか。	b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認		91 頁
		に田息りればみいか。	c. データ収集を実行する組織づくり		
	Q19	自社データを営業秘密として 保有する場合に、どのような点 に留意すればよいか。	a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理		93 頁
	<u>Q20</u>	自社データを限定提供データ として保有する場合に、どのよ うな点に留意すればよいか。	a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理		94 頁
	Q21	データ利活用を始めるにあたり、管理の面でどのような点に 留意すればよいか。	a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討		96 頁
	<u>Q22</u>	保有データが不正アクセス等 によって侵害された場合に備 えて、何か手立てはないか。	a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を 実施		98 頁
	Q23	データ保有用のクラウドを選 定する場合に、どのような点に 留意すればよいか。	a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の 確認		99 頁

### (1) 他社のデータを取得・保有する際の検討事項

他社からデータを取得する際の懸念事項としては、例えば、取得したデータについて管理方法・管理レベルについて契約上要求されている水準を満たせないことについての懸念、データ品質についての懸念、取得するデータに法的保護が及ぶデータが含まれることについての懸念、取得先が倒産等することによってデータが継続的に取得できなくなることについての懸念等が考えられる。他社からデータを取得する際には、その目的に応じて、これらの懸念にも対応した、データ取得の方法や条件等について精査をする必要がある。

#### 【事例】データを取得・保有する際のセキュリティ対策

▶ 複数の他社からデータを取得・保有する際には、組織的なセキュリティ対策によって情報源の異なる秘密情報が混ざり合うことを抑制することが情報漏えいの観点から求められる。技術的にはアクセスコントロールやコピー制限を施すことが考えられ、物理的には担当の組織やフロアを分けることで情報への接触を抑制することが考えられる。(製造業)

### (1-1) データの取得方法や管理方法についての懸念

- Q12 他社からデータを取得する場合や当該データを管理する場合に、どのような点 に留意すればよいか。
- A 1 2 a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結
  - b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離

解説

#### a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結

取得元から取得したデータを管理するにあたっては、まずは、取得元との契約をよく確認した上、当該契約において、求められている管理方法・管理レベルを遵守することが必要である。これを遵守できなかった結果、データの漏えい等が発生した場合、損害賠償義務等を負うことにもなりかねない。例えば、取得元との契約において、「取得者の営業秘密と同等以上の管理措置」が求められることや、より具体的にどの程度のセキュリティレベルを備えるサーバ・クラウドで保管すべきか、責任者を任命すべきか、といった点についての遵守・履行を求められることがあるため(Q1 参照)、契約書を十分確認の上、契約上求められている管理方法を実施する必要がある。

なお、前記のとおり、契約書において要求されている管理方法を遵守できない場合には契約 責任を負う可能性があるため、そもそも、契約締結にあたっては、取得元から求められている 管理措置の内容を自社で遵守することができるかについてよく検討の上、契約交渉を行うこと が望ましい。

#### b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離

取得元から取得したデータが、自社が保有する独自のデータと混ざり合うことによって管理が行き届かなくなり、意図しない情報漏えいにつながる可能性も考えられる。そこで、技術的には、取得元から取得したデータについては、自社データのフォルダやサーバとは分離させ、プロジェクトの担当者以外に対するアクセスコントロールやコピー制限を施すことが考えられる。また、物理的には、担当の組織を分けたり、当該データにアクセスできるエリアやフロアを他のエリアやフロアと分けたりすることで情報への接触を抑制することが考えられる。

#### (1-2) データの品質についての懸念

今までは、データビジネスが活発でなかったこともあり、データの品質について、特に意識されていなかったケースもあるが、提供を受けるデータの品質によって、自社ビジネスへの活用可能性等に影響があり得ることから、データの品質についても意識を向ける必要がある。他方で、完璧な品質のデータというものを観念することも難しいので、実際の利用目的や利用態様等に応じて、当事者間で適切な合意がなされることが望ましい。

Q 1 3

当社も相当の対価(経済的対価に限らず、ノウハウの提供や人的コストの投入等も含む)を負担して他社からデータを取得していますが、その取得したデータの品質が不十分で、自社にとって十分活用できない場合や自社に損害を及ぼすようなものである場合に、何か手立てはないか。

A 1 3

- a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結
- b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施

解説

#### a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結

まずは、データの取得元との間で、当該契約におけるデータの「品質」の内容について、十分 議論の上、一定の保証・担保を求めるか否か、また、求めるとして、どのような事項の保証・担 保を求めるかという点について、共通認識を形成し、契約で合意することが望ましい。取得元と の間でデータの品質について、共通認識を形成・契約で合意することができれば、自社にとって 活用可能性のないデータが提供されることを一定程度防止することができる。また、品質保証 の条項に紐づけて損害賠償(損害賠償額の予定含む)に関する条項を規定しておくことによっ て、万が一の場合に取得元に対して損害賠償請求が可能となる。

データの「品質」について保証を求める場合の具体的な内容としては、積極的に、データの正確性、完全性、安全性、有効性について保証を求める場合<sup>60</sup>や、「欠損率●%未満」、「欠損率●%~●%」といった形で指標を設け、これについて保証を求める場合、データの取得にあたって不

<sup>60</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 33 頁では、「データの正確性とは、時間軸がずれている、単位変換を誤っている、検査をクリアするためにデータが改ざん又は捏造されているというような事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、計画されたとおりの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。」と指摘されている。

適法な行為が行われていないことや、故意による改ざん等が行われていないことについて保証 を求める場合等が考えられる。

データの正確性等については、取得元であっても、責任をもって保証することが困難なこと も多いと考えられるため、データの性質、データの使用目的・使用態様、取得元側の事情も加味 した上で、よく交渉を行うべきと考えられる。

また、抽象的にデータの正確性等を担保・保証することが困難である場合には、例えば、前述のとおり、「欠損率●%未満」、「欠損率●%~●%」といった形で指標を設け、これについて保証を求めることや、保証は求めないまでも参考までに情報提供を求めることも考えられ、このような対応によって、契約交渉が進展することも考えられる。

一方、例えば、取得元の自社内で生成・取得・加工等したデータである場合には、データの取得にあたって不適法な行為が行われていないことや、故意による改ざん等が行われていないといった事項については、取得元において、保証・担保することも可能である場合が多いと考えられる。また、例えば、機械学習との関係ではデータの改ざんがあると致命的な影響が出る可能性があるため、これらの事項については、可能な限り保証をしてもらうことが考えられる。

なお、データの品質や品質についての保証は、最終的には、データ提供の対価、データの目的・利用態様等その他の契約内容との関係も踏まえ調整されるべき事項であり、データの品質の保証にこだわりすぎることは自社のビジネスの進展に支障をきたす要因にもなりかねない点には留意が必要である。

# b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施

提供データの自社ビジネスへの貢献度等が判明しない場合には、まずは、サンプルデータを 提供してもらった上で、当該サンプルデータを用いて実証を行うことも考えられる。

その際、あくまでも、サンプルデータによる実証に過ぎないことから、取得元にデータの品質について過度な保証を求めることはせず、まずは、PoCを進めてみることが重要である。

そして、実証の結果、データの品質が一定水準を超えており、自社ビジネスへの貢献が期待できる場合には、例えば、データの有効性等について、品質保証を求める必要がなくなったり、逆に保証を求める水準が当事者間でより明確になることにより、契約交渉が円滑に進むことも考えられる。

なお、データの品質については、Q6も参照されたい。

#### 【契約によるリスク軽減策】

(データの正確性等について保証を求める場合)

#### ●条<sup>61</sup>

- 1 提供者は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供者は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性(本目的への適合性)を保証する。

(違約金条項を求める場合)

■条62

提供者が●条の品質保証に違反した場合、提供者は、取得者に対し、違約金として ▲円を支払う義務を負う。ただし、取得者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合 には、取得者は実際に生じた損害額を立証することで提供者に対し当該損害額の賠 償を請求することができる。

#### (指標を設ける場合)

●条

提供者は、取得者に対し、提供データが以下の指標を充足していることを保証す

①欠損率:●%~●%

(2)···

【事例】IoT機器からデータを取得する際の品質についての留意点

▶ 機器からアップロードされるデータをサーバ側で欠損させない取り込み方法の採用や、通信 不良時のデータ再送の仕組みの強化により、データをロストしないことが品質管理のポイン トであると考える。(製造業)

【事例】データ提供に際してデータ品質指標を設けている事例

➤ データの完全性を担保するのではなく、品質指標を提供し、提供するデータの品質が客観的に分かるようにすることで、取引の予見可能性を高めている。(非製造業)

<sup>61</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 113 頁参照。

<sup>☆</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 117、118 頁参照。

#### (1-3) データの取得に関連して法的な問題が生じることについての懸念

他社から取得するデータには、提供者が「営業秘密」や「限定提供データ」として管理することを意図しているデータや、個人情報や著作物等のように法令によって法的な保護が及んでいるデータが含まれている場合も少なくない。こうしたデータが含まれているデータの方が一般的には高い価値を持っていることも多く、データ利活用の目的によってはこうしたデータを取得・保有する必要がある。しかし、こうしたデータを適切に取得・保有しなければ、法的な責任を問われるだけでなく、データの漏えい・流出があれば社会的な信用を失うリスクもあることから、この点を懸念する声も少なくない。

そこで、本項目ではこうした懸念点を明示した上で、Q&A形式で対応策を示す。なお、他社からデータ提供を受けるにあたり、契約上、管理方法や開示・使用範囲等について制限を課されている場合に、これを遵守することが前提である。

- 営業秘密・限定提供データが含まれていた場合
- Q14 他社からデータを取得した際、当社は認識していなかったが、データの中にデータ取得元や第三者の営業秘密や限定提供データが含まれており、当社が不競法の違反行為を疑われたり、当該データの使用が差し止められたりする可能性がある場合に、何か手立てはないか。
- A 1 4 a. データ取得の際に、第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの 保証を要求
  - b. 不競法上の類型を確認

# 解説

a. データ取得の際に、第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を 要求

本Qについては、Q8を参照されたい。

#### b. 不競法上の類型を確認

#### (b-1) **営業秘密**

本Qについては、Q8を参照されたい。

#### (b-2) 限定提供データ

本Qについては、Q8を参照されたい。

#### 【契約によるリスク軽減策】

#### ●条

- 1 提供者は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであり、 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、提供者が提供データに 対する正当な権利を有することを保証する。
- 2 提供者は提供データに提供者の営業秘密及び限定提供データが含まれていない ことを保証する。

#### ● 個人情報が含まれていた場合

Q 1 5

他社から取得するデータの中に個人情報が含まれる可能性がある場合に、どの ような点に留意すればよいか。

A 1 5

- a. 提供データに個人情報が含まれていないことの保証を要求
- b. 取得元への必要な手続の履践要求、自社における利用目的の通知・公表、 適切な個人情報の管理

解説

### a. 提供データに個人情報が含まれていないことを要求

個情法に規定される個人情報や匿名加工情報について、第三者に提供する場合や第三者から 取得する場合には、提供者・取得者とも、それぞれ、個情法上の手続を履践する必要があり、一 定の負担が生じる。

また、個情法上の個人情報等に該当しない場合でも、個人に関する情報を取り扱う場合には、 個人のプライバシー等への配慮が必要である。

さらに、昨今の個人情報に関する世論・報道状況等からすると、個人情報等の漏えい等が発生 した場合や個情法違反が判明した場合には、大きなレピュテーションリスクが発生する可能性 もある。

そのため、自社のビジネスのために、他社から個人情報を取得する必要があるか否かを十分検 討の上、自社のビジネスのために、他社から個人情報を取得する必要がない場合には、これを取 得しないこととするとともに、契約上、取得元にも、提供データに個人情報が含まれていないこ との保証を求めることが考えられる。また、これらの対応にも関わらず、仮に提供データに個人 情報等が含まれていた場合には、実務上、直ちに返還又は削除すべきと考えられる。

# b. 取得元への必要な手続の履践要求、自社での適切な個人情報の管理

他方、取得者が展開しようとするビジネスとの関係で、第三者から個人情報の提供を受ける必 要がある場合には、取得元において、当該個人情報を適法に取得し、取り扱っていること(個情 法 15条~22条等) や当該提供に際して必要な手続(個情法 23条~25条等) を履践しているこ との保証を求めるとともに、自社においても、適切な手続・管理を行う必要がある(個情法 20 条、21条、26条等)。

また、取得した個人情報の利用目的をあらかじめ公表していない場合には、取得後、速やかに、

その利用目的を、本人に通知し、又は公表する必要がある(個情法18条)

これらの点について、適宜、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) 63」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編) 64」を参照されたい。

#### 【GDPR・CCPA について】

GDPR・CCPA との関係については、O9 を参照されたい。

#### 【契約によるリスク軽減策】

(提供データに個人情報等を含まない場合)

提供者は、提供データに個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、匿名加工 情報その他の個人に関する情報が含まれないことを保証する。

(提供データに個人情報等を含む場合)

#### ●条65

- 1 提供者は、本目的の遂行に際して、個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」 という)に定める個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という)を含ん だ提供データを取得者に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本目的の遂行に際して、提供者が個人情報等を含んだ提供データを取得者に提供 する場合には、その生成、取得及び提供等について、個情法に定められている手続 を履践していることを保証するものとする。

【事例】海外からデータを取得する場合の留意点

サービスの提供外としている海外地域がある。理由は、規制や運用が不透明な部分があり、 例えば海外に設置している機器の情報を、日本を含む他国で取得しようとした場合、100% データが移転・閲覧できない可能性があると判断しているからである(顧客にとって稼働状 況等をモニタリングすることは重要で、この点が不透明な国においてはサービス提供に踏み 切れていない)。(製造業)

<sup>63</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(平成31年1月一部改正) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123 guidelines01.pdf)

<sup>64</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン第三者提供時の確認・記録義務編」(平成 28年11月) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf)

<sup>65</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版 - データ編ー」(令和元年 12 月) 110 頁参照。

Q 1 6

他社からデータの提供を受けるにあたり、独禁法との関係において、どのよう な点に留意すればよいか。

A 1 6

- a. 不公正な取引方法ではないことの確認
- b. 不当な取引制限の回避

解説

#### a. 不公正な取引方法ではないことの確認

例えば、「データと競争政策に関する検討会報告書<sup>66</sup>」では、業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は、データに希少性が認められるときは、当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することに繋がり得る、又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって、市場における競争を減殺する可能性があり、公正競争阻害性<sup>67</sup>を有するときには、不公正な取引方法(拘束条件付取引)に該当すると考えられる、といった指摘(36 頁)や、上記のような行為については、当事者の一方が優越的な地位にあることが認められる場合、その内容と実施の状況によっては、相手方に不当な不利益を与えるものであり、優越的地位の濫用<sup>68</sup>に該当する場合もあると考えられる、といった指摘がなされている(37 頁)。

また、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー<sup>69</sup>」では、下請けの立場にある製造業者が、優越的な地位にあることが認められる事業者からその地位を利用して、製造にかかわるデータを一方的に提供することを求められ、対象となるデータの範囲及びデータの利用権限の配分が当該製造業者に不当に不利益を与えるものである場合には、独禁法上の優越的地位の濫用等に該当することがあり得るとの指摘がなされている。

b. 不当な取引制限ではないことを確認

不当な取引制限については、Q10を参照されたい。

<sup>66</sup> 公正取引委員会競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」(平成29年6月6日)

<sup>67</sup> 公正競争阻害性の意義については、Q10 を参照されたい。

<sup>68</sup> 優越的地位の濫用における公正競争阻害性は、「取引主体の自由かつ自主的な判断により取引が行われるという自由な競争の基盤が侵害されること」(独禁法研究会「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」(昭和57年7月8日))という自由競争基盤侵害にあると考えられている。また、優越的地位の濫用行為に該当するためには、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」行為が行われることが要件であるが、「自己の取引上の地位が相手方に優越している」といえるためには、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りると解されており、甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいい、この判断にあたっては、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮すると考えられている(公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独禁法上の考え方」(最終改訂平成 29 年 6 月 16 日) 4~5 頁)

<sup>69</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 65 頁参照

#### (1-4) その他留意事項

Q17

当社は、他社から継続的にデータの提供を受け自社のビジネスに活用している。 当社がデータを取得している取得元が倒産した場合には、その後データの提供 を受けられなくなってしまっても仕方がないのではと思っているが、当該取得 元が第三者に買収等された場合に、データの提供を継続させる手立てはないか。

A 1 7

- a. データ提供の継続を契約書に明記
- b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履 行とならないよう合意

解説

#### a. データ提供の継続を契約書に明記

継続的にデータ提供を受ける場合には、まずは、契約上、取得元に対し、継続的なデータ提供 義務を課すことが重要となる。

次に、このような義務がどのような場合にまで効力を持つかであるが、取得元が破産してしまった場合には、そもそも、取得元が破産することによって取得元自身も価値あるデータの創出や収集ができなくなっており継続的にデータの提供を受ける意味はなくなっているものと考えられ、また、破産管財人には、双方未履行契約について解除権が認められているため(破産法 53条1項)、当該解除権を行使された場合には、取得元から引き続きデータの提供を受けることは困難と言わざるを得ないと考えられる。

一方、取得元が買収等された場合には、原則として、取得元の権利義務は買収者に引き継がれることになるため、買収後は、買収者からデータの提供を受けることが可能である。

なお、例えば、買収者が自社の競合先であった場合、当該買収者からデータ提供を受けることが独禁法の観点<sup>70</sup>から問題があると考えられるような場合があり得る。その際、当該買収者からであれば、データ提供を受けることを中止したいと考える場合に備え、元の取得元との契約において、取得元に買収等の事由が生じた場合の自社への通知義務や、取得元に買収等の事由が生じた場合に自社に契約の解除権が発生すること等を定めておき、自社のイニシアティブによって、当該契約を継続させるか否かの判断ができるように契約を設計しておくことが考えられる。

89

# b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履行とならないよう合意

前記のとおり、取得元が破産等した場合には、取得元から引き続きデータの提供を受けることが困難となるため、提供データを自社サービスに活用することも困難となる。その際、自社サービスの停止が自社サービスの提供先との関係で、債務不履行を構成すると、サービス提供者は、損害賠償義務等を負担することになる。そこで、サービス提供者としては、自社サービスの提供先との契約において債務不履行責任を生じさせないよう、あらかじめ、自社サービスの提供に関する契約に、取得元の倒産等自社の責めに帰することができない事情によってデータの取得が困難になった場合に、自社サービスの提供を停止することができる旨規定しておくことが考えられる。

#### 【契約によるリスク軽減策】

(継続的なデータ提供義務を課す場合)

●条

提供者は、本契約の期間中、毎月●日限り、取得者に対して、両当事者間で別途合意する範囲の提供データを、提供する。

#### <提供先との契約>

(サービスの停止をする場合の規定)

◆条

提供者は、次の各号に定める事由が生じた場合には、取得者に対する本サービスの 提供を停止することができる。

...

・ [取得元の倒産等、] 提供者の責めに帰すことができない事情によって、提供者が 本サービスを構成するデータを取得することができなくなった場合

...

<sup>70</sup> 独禁法の観点については、Q10、Q16、Q30 を参照

- (2) 自社内でデータを取得・保有する際の検討事項
- (2-1) 法的保護に関連する取得・保有
- Q18 自社内の各部署からデータを集める(取得する)場合に、どのような点に留意 すればよいか。
- A 18
- a. データの性質等に応じた対応を実施(社内のデータ管理方法の確認等)
- b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認
- c. データ収集を実行する組織づくり

解説

a. データの性質等に応じた対応を実施(社内のデータ管理方法の確認等)

従前、各部署で管理していたデータを全社管理する場合には、同じ社内でのデータの移動に過ぎないとも思われるが、以下の点に留意して実行することが望ましい。

まず、対象データが従前各部署において自社の営業秘密として管理されていた場合、当該データを全社管理することによって、秘密管理性を喪失することがないように留意する必要がある。例えば、各部署においてアクセス制限措置が講じられていたデータについて、全社管理するにあたって、適切なアクセス制限が施されないような場合には、秘密管理性を喪失する一要素となりうるため、留意が必要である。

また、対象データが従前各部署において自社の限定提供データとして管理されていた場合、当該データを全社管理することによって、電磁的管理性を喪失することがないように留意する必要がある。例えば、全社管理にあたって、同じ情報を紙媒体でも管理することになった場合、当該紙媒体の情報自体は限定提供データとして保護されないため、当該紙媒体の情報が不正取得等されたとしても、不競法に基づく措置を讃じることができない点には留意が必要である。

#### b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認

収集するデータの中に他社のデータが含まれている場合、当該他社との契約内容に応じて、保 有方法も検討する必要がある。他社のデータの取り扱いに関して、他社との契約上特段制約が設 けられていなければ問題ないが、他社と別途秘密保持契約等を締結している場合には、当該契約 に即した保有・管理を行う必要がある。そのため、他社と締結している秘密保持契約等における、 対象となる秘密情報の内容・範囲、当該秘密情報を社内で利用できる者の範囲、当該秘密情報に 対して講じる必要のある管理方法といった、秘密保持契約等の内容を一覧化しておくことは有効である。

また、他社と秘密保持契約を締結する際には、秘密保持契約締結後の実際の保有・管理のオペレーションを踏まえて、他社から要求されている保有・管理方法の自社での実行の可否を十分検討の上、秘密保持契約を締結することが望ましい。

#### c. データ収集を実行する組織づくり

社内の各部署からデータを集めようとしたところ、そもそも、どの部署にどのようなデータが 所在しているのか把握できていないことが多いと想定される。また、各部署が、顧客との関係性 や自部署の独立意識から、社内でのデータの提供・共有に反対することも想定される。さらには、 各部署でのデータフォーマットが統一されていないために、データの収集に思わぬ労力がかか ることやそもそもデータの収集を断念せざるを得ない場合も想定される。

そのような場合に備え、自社内からデータを収集しようと考える際には、これらの課題を解決できるような実行力をもった組織づくりが重要となる。組織作りについては、後記「4. データ利活用における社内体制の在り方」を参照されたい。

Q 1 9

自社データを当社の営業秘密として保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。

A 1 9

#### a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理

解説

#### a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理

前記 3-1-1 記載のとおり、不競法上の「営業秘密」に該当するためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の 3 要件を満たすことが必要である(不競法 2 条 6 項)。このうち、特に問題となることが多い、①秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象(情報の範囲)が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある $^{71}$ 。そして、秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある $^{72}$ 。

典型的な管理方法としては、営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧を制限するパスワードの設定等が挙げられる。なお、外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、アクセス制御などの措置を講じることで秘密として管理されていれば、秘密管理性が失われるわけではない<sup>73</sup>。

もっとも、不競法において、「営業秘密」に該当すると認められるために、「鉄壁の」秘密管理 措置が求められているわけではないことに留意されたい。

なお、経済産業省知的財産政策室では、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を提示した「営業秘密管理指針」に加えて、法的保護を受けられる水準を越えて、秘密情報の漏えいを未然に防止するための対策を講じたい企業の参考として「秘密情報の保護ハンドブック<sup>74</sup>」を策定・公表している。

また、特定のデータを当初営業秘密として管理していたが、徐々に他社と共有するようになり、営業秘密としてではなく限定提供データとしての管理を所望することになった場合に備え、営業秘密・限定提供データ双方の要件を満たし得る管理を行うことが有用であることについては、Q5を参照されたい。

93

Q 2 0

自社データを当社の限定提供データとして保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。

A 2 0

# a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理

解説

#### a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理

「限定提供データ」は、ビッグデータ等を念頭に、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを想定し、平成30年不競法改正によって新設された概念である。

#### (a-1) 限定提供データの3要件

前記3-1-1記載のとおり、限定提供データとして保護されるためには、①限定提供性、②相当蓄積性、③電磁的管理性を満たす必要があるが、各要件の解説等については、「限定提供データに関する指針 $^{15}$ 」を適宜参照されたい。

限定提供データとして管理する場合に特に留意が必要な要件が、電磁的管理性の要件である。 電磁的に管理されていることが要件とされているため、電磁的に管理されることが想定されない紙媒体等の情報は、限定提供データとして保護することができない。そのため、ある情報を、電磁的管理性を満たした上で、データとして管理している場合、当該情報は限定提供データとして保護され得るが、一方で、同じ情報を紙媒体で管理している場合、当該紙媒体の情報自体は限定提供データとして保護されないため、当該紙媒体の情報が不正取得等されたとしても、不競法に基づく措置を講じることができない点には留意が必要である。

電磁的管理性を満たすための具体的な管理措置としては、アクセスを制限する技術、例えば、ID・パスワード、ICカード・特定の端末機器・トークン、生体情報などが挙げられる。

#### (a-2) 限定提供データと営業秘密のいずれで保護すべきか

限定提供データは営業秘密と同様に、「技術上又は営業上の情報」をその保護対象とし、その 不正取得等の行為を不正競争の対象として規定している。しかしながら、事業者等が取引等を通 じて第三者に提供することを前提としている限定提供データと、基本的に企業内で秘匿するこ とを前提としている営業秘密とでは、その保護の目的を異にすることから、自社が保有する各デ ータがどのような価値を持つのかを十分考慮し、また、営業秘密と限定提供データの要件や効果

<sup>71</sup> 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月)

<sup>(</sup>https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf) 4~5 頁

<sup>72</sup> 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月)

<sup>(</sup>https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf) 6 頁

<sup>73</sup> 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月)

<sup>(</sup>https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf) 11 頁

<sup>74</sup> 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」(平成28年2月)

<sup>(</sup>https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf)

<sup>75</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成 31 年 1 月 23 日) (https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf)

を比較検討した上、営業秘密と限定提供データのいずれによる保護を目指すのかに応じて管理 方法を決定することが望ましい。この際、営業秘密と限定提供データいずれによる保護を目指す 場合であっても、当該情報を第三者に提供する場合には、当該第三者においても適切な管理がな されるよう、契約等で合意することが望ましい。

なお、営業秘密・限定提供データ双方の要件を満たしうる管理を実施しておくことの有用性については、Q5 を参照されたい。

(2-2) 将来的な価値が不透明な場合

Q 2 1

今後、企業が生き残るためには、データの利活用が重要ということだが、自社内の現存のデータについては、重要なデータや大きな価値のあるデータはないと思われることから、従前、特別な管理はしてこなかった。データ利活用を始めるにあたり、データ管理の面でどのような点に留意すればよいか。

A 2 1

a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討

解説

#### a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討

企業において、自社内のデータが将来的にどのような価値を有するようになるか、将来のビジネスモデルに必要なデータは何か、といったことを予想することは困難である。現に、数年前には特段価値を持たないと考えられていたにも関わらず、昨今、ビジネスに活用され大きな価値を生み出しているデータも数多く存在する。この点からすれば、企業が保有するあらゆるデータに対し厳格な管理を求めることも考えられるものの、一方で、あらゆるデータに対して厳格な管理を求めると、管理コストが膨らむこととなる。そこで、将来の利活用可能性や管理コストとのバランスを考慮しつつ、可能な範囲でデータの保護を行うことが有用と考えられる。

この点、不競法上の「営業秘密」(不競法 2 条 6 項)や「限定提供データ」(不競法 2 条 7 項)は、データの性質・内容等に関わらず $^{76}$ 、必要な管理措置を実施することによって、法律上の保護を受けることが可能である点で、有用な制度である $^{77}$ 。

そのため、管理コストとのバランスも考慮する必要があるものの、将来的にデータが価値を有 した場合に備えて、可能な範囲でデータに対して、自社の営業秘密あるいは限定提供データとし

<sup>76</sup> 例えば、データが、著作権法上の「著作物」(著作権法2条1項) に該当するといえるためには、当該データ自体が「思想又は感情を創作的に表現したもの」に該当する必要がある。なお、データベースの著作物については、個別のデータの「著作物」性にかかわらず、「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有す」れば、著作物として保護される(著作権法12条の2第1項)。

<sup>7</sup> なお、「営業秘密」に該当するためには、「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」に該当する必要があるが(有用性要件)、当該有用性要件については、「公序良俗に反する内容の情報(脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報)など、秘密として保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼がある」(経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月)16頁)と解されているとおり、公序良俗に反する内容の情報等一定の情報については、その情報の性質・内容から「営業秘密」として保護されないと考えられる。また、「限定提供データ」に該当するためには、「技術上又は営業上の情報」に該当する必要があるが、当該要件については、「違法な情報や、これと同視しうる公序良俗に反する有害な情報については…保護の対象となる技術上又は営業上の情報には該当しないものと考えられる」(経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)12頁)と解されているとおり、公庁良俗に反する内容の情報等一定の情報については、その情報の性質・内容から「限定提供データ」として保護されないと考えられる。

ての保護を受けることができるような管理措置を実施しておくことが望ましい。なお、一定程度 データを蓄積してから管理方法を変えることはコスト負担も大きいため注意されたい。

営業秘密や限定提供データとして保護を受けるための要件・管理方法については、「営業秘密管理指針78」、「限定提供データに関する指針79」、Q19・20を参照されたい。

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf)

(2-3) 証拠保全

Q22 当社で保有しているデータが将来不正アクセス等によって侵害された場合に 備えて、証拠保全の観点からどのような対策をとっておけばよいか。

A 2 2

a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を実施

解説

#### a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を実施

データの性質上、不正アクセス等によって第三者に不正に取得されたデータと、自社の保有データとの同一性を証明することは非常に困難であるといえる。

また、ビジネスインテリジェンスツール (BI ツール) の定着やデータ人材の採用により、内製でデータを使用し始める傾向もあり、例えば、何百というプロジェクトが動き、あるデータを様々な部署で活用し始めたときに、どのように管理すべきかが定まっていないと、自社内にどのようなデータがあるのかを把握して証拠保全を実施すること、すなわち、トレーサビリティの確保や将来的なデータの同一性の立証が困難となり得る。

そのため、自社データが侵害された場合に備えて、自社データのトレーサビリティを確保しておく必要がある。トレーサビリティの確保に用いられる手段としては、例えば、電子透かし、電子署名、タイムスタンプの付与、データ内に検証用のダミーデータを挿入すること等が挙げられる。

また、自社が作成等したデータであることや、不正アクセス等によってデータが侵害されたことに関する証拠保全の観点から、データの作成・取得の過程や履歴等のログを記録しておくことも考えられる。

<sup>78</sup> 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成31年1月)

<sup>(</sup>https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf)

<sup>79</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)

#### (2-4) クラウド管理

Q23 データ保有用のクラウドを選定する場合に、どのような点に留意すればよいか。

A 2 3

a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の確認

解説

a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の確認

クラウドサービスの導入を検討する際には、経営者や経営管理に携わる立場と、クラウド利用を実際に所管する情報管理部内の立場の両面から検討する必要がある。少なくとも確認しておくことが望ましいと思われる項目としては、クラウドサービスの利用範囲、利用管理担当者の確保等の利用条件が挙げられる。詳細については、IPAが発行している「クラウドサービス安全利用のすすめ<sup>80</sup>」を参考にされたい。

なお、クラウドサービスの利用には、以下の懸念材料も指摘されている。

- (ア) コンピュータシステムを自ら管理しないことによる制約
- (イ) データを自らの管理範囲外に置く、あるいは社外に預ける不安や制約
- (ウ) 利用量・処理量の異常な増加や意図しない増大に伴う使用料の急増のリスク
- (エ) 利用できるアプリケーションのカスタマイズの制約
- (オ) アプリケーション間のデータ連携実現への制約やコスト増の可能性

これらの懸念材料があるものの、自社の状況や各クラウドサービスの情報を総合的に比較検 討し、リスクを見極めた上で、クラウドサービスを活用することも一つの選択肢と考えられる。

また、クラウドが停止したときやシステム障害が生じた場合のために、バックアップを取っておくことも有効であり、バックアップの頻度や復旧方法、保存期間等の確認にも留意されたい。

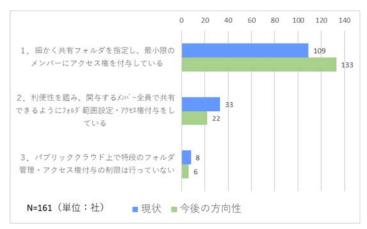
- ▶ クラウドサービスを利用するにあたってのセキュリティガイドラインを策定し、規程を整備している。(製造業)
- ▶ パブリッククラウドの新規導入及びその権限付与に関しては、役員及び部門長で構成されるセキュリティ委員会で審議された方針に従い付与し定期モニタリングを実施している。(製造業)

<sup>【</sup>事例】クラウド利用時における規定やアクセス権限の設定

<sup>80</sup> IPA「クラウドサービス安全利用のすすめ」(平成23年11月)(https://www.ipa.go.jp/files/000011594.pdf)

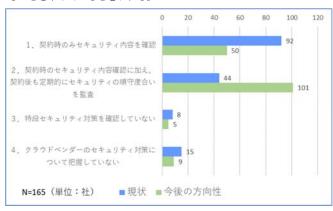
#### 【参考調查】

IPA(令和元年)調査によれば、パブリッククラウドに格納するデータの一般利用者のアクセス権付与の実態について、「細かく共有フォルダを指定し、最小限のメンバーにアクセス権を付与している」が現状 109 社であるのに対し、「今後の方向性」としている会社は 133 社となっており、今後さらにアクセス制限による管理を推進する企業が増えるものと思われる。



【図23. アクセス権付与の実態】

また、クラウドベンダーへのセキュリティ対策確認・監査の実態についても、現在は契約時のみセキュリティ内容の確認を行う企業が多いものの、今後、契約後のセキュリティ内容確認や定期的な監査実施を考えている企業が多くなっていることから、クラウド利用におけるセキュリティの重要性を認識する企業が増していることを示していると思われる。



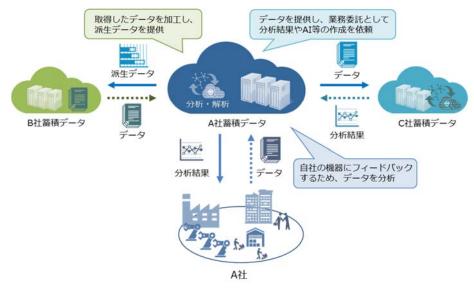
3-2-3. データの使用

データの使用には、自社の製品やサービスへの活用に加え、自社の分析・解析のためにデータを加工すること、他社に派生データを提供するために加工すること、業務委託先に依頼してデータを加工させること、データを用いた成果物を得ること等が含まれる。

### 3-2-3-1. データ使用に係る事例

データ使用に係る事例としては、例えば、自社製品の購買情報や顧客からのフィードバック情報、機器等の稼働データを活用した商品・サービスの開発、改良といった形態でデータを使用することが典型である。また、他社から取得したデータを自社の保有データと合成することや、データの性質を把握するために統計処理等の加工をすること、データを用いた AI 学習済みモデルの生成を業務委託すること、保有データから成果物を生成すること等も考えられる。

他にも、産業機械に関し、自社の複数の製品からのデータだけではなく、自社製品と接続する他社製品からのデータを分析・処理し、当該機器の保守を含む付加サービスを提供するという例や、特定の業界のサプライチェーン上における多数の企業から継続的に取得したデータを各社に提供可能な形に加工し、情報提供を行うサービスを提供している例も見られる。

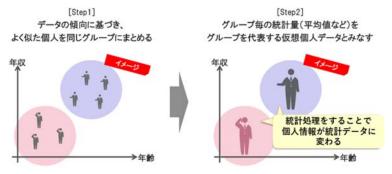


【図25. データの使用のイメージ】

#### 【事例】統計化ツールによって安心安全なデータに加工

個人情報やプライバシーを保護しつつ安全にデータを流通できる基盤を開発。具体的には、個人情報を統計データ化し、各企業がデータを提供しやすくなる統計化技術と、データをつなぎ合わせ統合データを作るデータフュージョンと呼ばれる技術によって、安心安全にデータを統合する独自技術を開発している。

ここで言う統計化とは、特徴がよく似た人をまとめるマイクロクラスタリングという統計手法であり、 仮想的な個人を形成することにより、統計データとして提供することが可能。



【図26. 統計処理】

データフュージョンとは、データ同士を統計的な特徴が近い者同士、「多対多」で融合させることで、自社データだけでは分からない部分を補完させ、擬似的なデータを作成する技術である。



【図27. データフュージョン】

103

#### 3-2-3-2. データ使用に係る検討事項(Q&A形式)

データを取得した後、データを加工・処理等し、新たな価値を有する商品やサービスを生み出すことになる。その際、他社から取得したデータを使用する際には、契約において派生データの取り扱いやデータの目的外使用の禁止等が規定されており、データの使用においても適切な管理が求められる場合も多いため、契約内容は十分確認しておく必要がある。以下では、データを使用する際の留意点を把握して、発生し得るリスクをコントロールすることで、データの使用を円滑に行うことが可能であることをQ&A方式で提示する。



【図28. データ使用における検討事項の構成】

#### 【表5. データ使用におけるQ&Aのチェックシート】

項目	Q 番号	データを利用するとき の疑問点	実行を推奨する事項		頁
			a. 他社との契約内容を確認		
		取得データを加工等で	b. 物理的・技術的に自社データと区別		
	<u>Q24</u>	使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法上の類型を確認		106 頁
		60.20.0	d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意のうえ、データを取り扱う		
使	Q25	取得データを基にした 派生データ等を自由に 使用する場合に、どの	a. 契約における利用権限を確認		108
用	<u>Q23</u>	ような点に留意すればよいか。	b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法上の類型を確認		頁
	Q26	データの取得元が買収 等された場合に、デー タ提供を継続させる何 か手立てはないか。	a. データ提供の継続を契約書に明記		110 頁
		取得データを業務委託	a. 他社との契約における第三者提供の禁止を確認		
	<u>Q27</u>	先に使用させる場合 に、どのような点に留	b. 不競法上の類型を確認		111 頁
		意すればよいか。	c. 個人情報等が含まれていないか確認		

#### (1) 自社内でデータを使用する際の検討事項

(1-1) 他社から取得したデータを使用する場合

Q 2 4

他社から取得したデータを加工等して使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。また、当社が使用するデータに他社の営業秘密や限定提供データ、著作物が含まれている場合は、どのような点に留意すればよいか。

#### A 2 4

- a. 他社との契約内容を確認
- b. 物理的・技術的に自社データと区別
- c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、 不競法上の類型を確認
- d. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意の上、データを取り扱う

解説

#### a. 他社との契約内容の確認

他社(取得元)から取得したデータを使用する場合には、取得元との契約を十分に確認した上で契約遵守を徹底することが求められる。例えば、契約において、目的外使用の禁止が定められている場合には、当然、契約で定められた目的の範囲外で当該データを使用することは契約違反に該当するが、契約の文言上、当該使用形態が目的内の使用行為なのか、目的外の使用行為なのか判然としない場合もあるため、契約上、可能な限り目的外使用に当たる行為と当たらない行為とを明らかにしておくことが望ましい。また、担当者において目的内使用か目的外使用か不明な場合には、確認手続を経ることを義務付ける等の社内ルールを設けることで目的外使用がなされないよう担保することも有用である。

#### b. 物理的・技術的に自社データと区別

データを使用しているうちに、取得元から取得したデータが、取得者独自のデータと混ざり合うことによって管理が行き届かなくなり、意図しない情報漏えいにつながる可能性があることから、両者を明確に区別するための対策を講じることが望ましい。詳しくは、Q12を参照されたい。

c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法 上の類型を確認

取得したデータに、「営業秘密」や「限定提供データ」が含まれる場合の留意点については、 O8 を参照されたい。

d. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意の上、データを取り扱う

O9 を参照されたい。

#### (1-2)派生データや成果物の利用

Q25 他社から取得したデータを当社で使用することで新たに創出された派生データ・成果物については当社で自由に使用したいが、どのような点に留意すればよいか。

A 2 5

- a. 契約における使用権限を確認
- b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、 不競法上の類型を確認

解説

#### a. 契約における使用権限を確認

契約上、派生データの使用権限、成果物に関する帰属・使用権限を明確に決めていない場合、 必ずしも法令の定め等から、直ちに派生データの使用権限、成果物の帰属・使用権限が明らかに なるものではないため、自社が自由に使用できるか否かを判断することは難しい。そのため、取 得元との契約上、派生データの使用権限や成果物の帰属・使用権限について明確にしておくこと が望ましい。

派生データの使用権限や成果物の帰属・使用権限について、契約で定める場合、例えば、派生 データ・成果物の生成の際に、取得元のノウハウ等も活かされているのであれば、派生データに ついては、双方に使用権限を認め、成果物については、使用者に権利を帰属させた上、使用者か ら取得元に対して成果物の使用許諾をすることも考えられる。

また、使用者として、成果物の権利帰属が不要と考える場合には、自社のデータ利活用の目的 等に応じて必要な範囲の使用権限を取得することも考えられる。

使用者としては、派生データ・成果物の使用権限等に関する自社のスタンスを明確にした上で、取得元との契約交渉に臨むことが望ましい。

なお、派生データ・成果物については、Q4 も参照されたい。

# b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法 上の類型を確認

取得したデータに、「営業秘密」や「限定提供データ」が含まれる場合の留意点については、 Q8を参照されたい。なお、営業秘密については、営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等 も不正競争行為と位置付けられているが (不競法2条1項10号)、限定提供データについては、 限定提供データの使用により生じた成果物の譲渡等については、不正競争行為と位置付けられ ていないため、留意が必要である(なお、限定提供データの使用により生じた物と元の限定提供データとが「実質的に等しい場合」や「実質的に等しいものを含んでいる」と評価される場合には、元の限定提供データに対する不正競争行為と捉えることができる場合がある $^{81}$ 。)。

#### 【契約によるリスク軽減策】

### ●条82

- 1 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、取得者のみが一切 の使用権限を有する。
- 2 提供データの取得者の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権は、取得者に帰属する。

109

# (1-3) データ提供の停止

Q26 当社は、他社から継続的にデータの提供を受けている。当社がデータを取得している取得元が倒産した場合には、その後データの提供を受けられなくなってしまっても仕方がないのではと思っているが、当該取得元が買収等された場合に、データの提供を継続させる手立てはないか。

A 2 6 a. データ提供の継続を契約書に明記

# 解説

a. データ提供の継続を契約書に明記

本 Q については、Q17 を参照されたい。

<sup>81</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)20頁参照。

<sup>82</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版一データ編-」(令和元年 12 月) 119 頁参照。

#### (2)業務委託として特定の企業に取得したデータを使用させる際の検討事項

Q27 他社から取得したデータを業務委託として特定の企業に使用(加工・分析等) させる場合に、どのような点に留意すればよいか。

#### A 2 7

- a. 他社との契約内容を確認
- b. 不競法上の類型を確認
- c. 個人情報等が含まれていないか確認

# 解説

#### a. 他社との契約内容を確認

取得元から取得したデータについて、業務委託先に加工・分析等を委託する場合には、当該行為が取得元との契約に違反する行為とならないか確認することが必要である。取得元との契約については、例えば、取得データの第三者提供の禁止が定められているか、(元々取得元から一定の業務の委託とともにデータの提供を受けていた場合等に)第三者への再委託が禁止されているか、といった点を確認することが有用である。

取得者としては、広く、取得データの三者への開示等について許諾を得ておきたいとも考えられるが、取得元としては、一般的に、提供データが第三者に開示等されることに消極的になることが多いと想像されるため、取得者としては、契約締結の段階において、既に、第三者にデータの加工・分析等の委託をする必要・予定がある場合には、少なくとも、当該第三者へのデータ提供については、契約上の許諾を得ておく、といった対応を検討することも考えられる。

#### b. 不競法上の類型を確認

O8 を参照されたい。

#### c. 個人情報等が含まれていないか確認

O9 を参照されたい。

#### 3-2-4. プラットフォーム

本書においては、自社内でのデータ利活用に限らず、他社を巻き込んだデータ利活用を念頭に置いているが、その場合、冒頭のA社のストーリーにも記載されているように、ある企業が他社から多くのデータを取得しているうちに、取得先が増加していくことも十分考えられる。さらに、当初はデータの提供先を限定して提供していたものの、徐々に提供先が増加していくこともあり得、結果として、ある企業がプラットフォームとしての役割を担うようになるケースも十分考えられる。

一方で、例えば、業界団体や業界各社が設立した合弁企業のような中立的な立場の団体・企業が、業界 各社間のデータ流通を促進するために、意図的に、プラットフォームを形成することもある。

このような点を踏まえると、データ利活用の一場面として、これまでのパートにおいて述べてきた、「提供」、「取得・保有」、「使用」といった関わり方だけではなく、プラットフォーム事業の展開が検討されることがあり得るため、本項において、プラットフォームに関する検討事項について記載をすることとする。

なお、プラットフォーム事業の取り組みは、その目的や対象となるデータの性質によって内容は千差万別であり、プラットフォームという用語も、使用される場面により意味が大きく異なり得るが、本書では、「プラットフォーム」とは、「異なる企業グループに属する複数の事業者から提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用又は活用することを可能にするための場所又は基盤」であり、プラットフォームにおける、データのやり取り及び契約関係は、それぞれ、データ提供者とプラットフォーム事業者間、プラットフォーム事業者とデータ取得者間で成立するものを前提する83。

また、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するプラットフォームにおける個人情報等の取得又は当該取得した個人情報等の利用において、どのような行為が、優越的地位の濫用として問題となるかについて、令和元年 12 月に公正取引委員会が考え方を取りまとめて公表している<sup>84</sup>。プラットフォームが事業者のみが参加するプラットフォームではなく、消費者(個人をいい、事業として又は事業のためにデジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する個人を含まない)が参加するものである場合には、こうした考え方も参考に、優越的な地位の濫用となる行為を行わないように配慮することも必要である。

<sup>※3</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版一データ編一」(令和元年 12 月) 68~70 頁参照。なお、同ガイドラインでは、自らのデータを第三者に提供することで対価を得たいと考える事業者と、第三者のデータを利用したいと考える事業者をマッチングさせるためのマーケットプレイス型といわれるプラットフォーム等についても記載されているが(72~74 頁)、同ガイドラインと同様に、本書においても、ブラットフォーム型としては扱わないこととする。

<sup>84</sup> 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の 濫用に関する独占禁止法上の考え方」(令和元年12月)。

#### 3-2-4-1. プラットフォームに係る事例

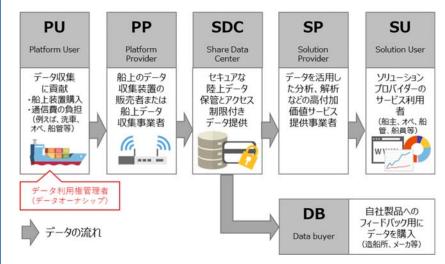
プラットフォームに係る事例も様々なものがあるが、新たなビジネスを創造しようとする複数ないし 多数の企業がデータを共有し、これを活用するための仕組みとして構築されるものが多い。例えば、購買 データやバイタルデータ等を使用した新たなサービスの提供や、画像データや位置情報・交通情報等を 使用した新たなサービスの提供、製品・機器等のデータを使用した新たな製品開発、といったものが挙げ られる。

また、特定のビジネスモデルに参画する企業や特定の業界に所属する企業等が共通した課題を解決するためのデータ利活用を検討し、それぞれが課題解決に有用なデータ提供を行うといったプラットフォームを組成している事例等も散見される。

#### 【事例】船舶業界の事例

船舶業界では、ハードウェア中心の変革の限界、AI・IoT・ビッグデータ等による変革の従来にないスピードとインパクトでの進展、豊富な資金とIT技術を持つ巨大IT企業の業界の垣根を越えての進出可能性の増大などの状況から危機感を抱くようになった。そこで、世界と戦うためには、船舶から得られる位置、船速、針路、水深、舵角、エンジンオーダなどのデータを活用したイノベーションの創出が必要と考え、オープンプラットフォームを構築した。

当該オープンプラットフォームは、船舶の運航データを、データ提供者の利益を損なわずに、ステークホルダー間での共有、造船所やメーカー等への利用権販売、各種サービスへの提供を可能とすべく、海事業界内で合意されたルールと、データセンターで構成された共通基盤とで構成される。そして、データの流通に関わる部分を協調領域とし、データを活用したイノベーション、新規サービスの開発などの競争領域に注力できることを目指し、業務改善を目指して自らが強くなり、新しいビジネスモデルを探求することで、産業全体としてデジタル時代における新たな海事クラスターの形をつくり、次世代につなぐことを目的としている。



【図29. 船舶業界におけるプラットフォームの構造】

#### 3-2-4-2. プラットフォームに係る検討事項(Q&A形式)

本項で想定するプラットフォームは、前述のとおり、「異なる企業グループに属する複数の事業者から 提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用又は活用することを可能に するための場所又は基盤」であり、契約関係等については、データ提供者とプラットフォーム事業者間、 プラットフォーム事業者とデータ取得者間で成立するものを前提とする。

このように、プラットフォームを運営する場合であっても、基本的な構造としては、プラットフォーム参加者(提供者・取得者含む)とプラットフォーム事業者間での契約と考えることができるから、プラットフォームを運営するにあたっても、上記 3-2-1.  $\sim 3-2-3$ . の「提供」、「取得・保有」、「使用」に記載の検討事項は同様に参考になるものと考えられる。なお、プラットフォームの態様によっては、契約関係がプラットフォーム参加者とプラットフォーム事業者間に成立するのではなく、データ提供者とデータ取得者間での相対での契約が、提供者・取得者の数だけ締結されていると整理できる場合も考えられるが $^{85}$ 、この場合も同様に、上記 3-2-1.  $\sim 3-2-3$ . 記載の検討事項は参考になるものと考えられる。

一方、プラットフォームを運営する場合には、大量のデータを集約・保管するという役割があることから、当該特性に応じ、別途検討を要する事項も考えられる。例えば、プラットフォームを形成する意味や多くのデータ提供者・データ取得者の参加を促すプラットフォームの設計、プラットフォーム事業者の中立性の確保、データ提供を促すインセンティブ設計、対象とするデータの範囲、データ提供者とデータ利用者双方の地位での参加を認める構造とするか否か、利益の還元の仕方をどうするか、プラットフォーム事業者の責任制限、プラットフォーム事業者の監査権限等といった検討事項が考えられるが、これらのプラットフォーム設計に際しての詳細な検討事項については、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版一データ編ー86」や「データ共用型(プラットフォーム型)契約モデル規約に関する報告書87」に詳しく、こちらを参照されたい。

【表6. データのプラットフォームにおけるQ&Aのチェックシート】

項目	Q 番号	データのプラットフォー ムを運営するときの疑問 点	実行を推奨する事項	チェック	頁
	Q28	事業者としてデータのプラットフォームを形成する場合に、どのような点に 留意すればよいか。	a. 設計に際し、中立性・信頼性の確保を意識		117 頁
	Q29	データのプラットフォーム事業を行いたいと考えている場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 自社が目指すプラットフォームの形を踏まえ検討		118 頁
プラッ		運営主体として、データの	a. 提供を受けるデータの性質に応じた公開範囲の設計が 必要		
プラットフォー:	<u>Q30</u>	プラットフォームへの参加者の範囲について、どのような点に留意すればよ	b. データ提供者から営業秘密や限定提供データの提供 を受ける場合には、秘密管理性・限定提供性に留意した 範囲設定が必要		119 頁
L		いか。	c. 商品の価格データ等センシティブなデータを取り扱う 場合には、独禁法との関係にも留意した範囲設定が必要		
	Q31	運営主体として、データの プラットフォームへの参 加者を増やすには、どのよ	a. データ提供者に対するインセンティブを工夫		121
	<u>Q31</u>	うな点に留意すればよいか。	b. データ提供に伴う懸念を払拭するための仕組みを講ずる		頁
	Q32	運営主体として、データの プラットフォームの提供 者と利用者との間に紛争 が生じた場合に備え、どの ような対策を講じておけ ばよいか。	a. プラットフォームの設計に際して当事者間の責任関係 を明確にする		122 頁

<sup>85</sup> 農林水産省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」(平成30年12月)105頁

<sup>(</sup>https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b data/attach/pdf/deta-50.pdf)

<sup>86</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月)

<sup>87</sup> 経済産業省「データ共用型(プラットフォーム型)契約モデル規約に関する報告書」(令和2年3月)

Q 2 8

元々当社は、同業の複数他社との間で、個別にデータの相互利用許諾契約を締結し、データの利活用を進めてきたが、今後は、プラットフォームを形成し、業界内でのデータ利活用を推進した方が当社含め業界全体の事業者にとって、利益になると考えている。ついては、当社がプラットフォーム事業者として、プラットフォームを形成したいと考えているが、当社がプラットフォーム事業者になる場合、どのような点に留意すればよいか。

A 2 8

a. 設計に際し、中立性・信頼性の確保を意識

解説

#### a. 設計に際し、中立性・信頼性の確保を意識<sup>88</sup>

プラットフォーム事業者は、多数の参加者のデータの取り扱いに関与し、提供者と取得者または使用者との利害調整を行う必要があることから、中立性・信頼性を求められることが多いと考えられる。

その点では、参加者のうちの一社が単独でプラットフォームを運営する以外に、①参加者以外の第三者がプラットフォームの運営者となる方法や、②参加者の全員又は一部が合弁会社や一般社団法人を設立するなどして共同でプラットフォーム事業者となる方法も考えられる。

一社が単独でプラットフォーム事業者となる場合であっても、上記①②の方法による場合であっても、プラットフォーム事業者には、中立性・信頼性確保の観点から、サイバーセキュリティ対策を実施することや、適切な利用規約等を定めた上で、参加者が当該利用規約等を遵守しているか否かをモニタリングし、適切な監査の実施や苦情等対応を行うことも求められると考えられる。また、自社の負担が増大する可能性はあるものの、参加者からプラットフォーム事業者に対する監査権を認めることもプラットフォームの信頼性を高める観点から考えられる。その他、適切な情報開示を行うこともプラットフォームの透明性を高め、信頼性を確保する観点から重要な点と考えられる。

\*\* 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) \*\*81 頁、96 頁~97 頁、101 頁、102 頁も参照されたい。

Q 2 9

元々、当社は、他社からデータを取得した上で、顧客に対し、当該データを利用したコンサルティング事業を行っていたが、当該事業を行う過程で、多くのデータを保有している企業や、他社からデータを取得し自社ビジネスに活用していきたいと考えている企業、いずれの企業ともよい関係を築くことができた。そこで、当社が築き上げた他社との関係を活かして、データのプラットフォーム事業を行いたいと考えているが、どのようなプラットフォームの設計とすればよいか。

A 2 9

a. 自社が目指すプラットフォームの形を踏まえ検討

解説

#### a. 自社が目指すプラットフォームの形を踏まえ検討

本書では、前述のとおり、データのやり取り及び契約関係が、それぞれデータ提供者とプラットフォーム事業者間、プラットフォーム事業者とデータ取得者間で成立するプラットフォームを前提としている。この場合でも、プラットフォーム事業者が、データ提供者から提供を受けたデータを収集・保管・管理した上で、そのまま、データ取得者に提供する場合と、プラットフォーム事業者が、データ提供者から提供を受けたデータを自ら分析・加工した上で、当該分析・加工したデータをデータ取得者に提供する場合、プラットフォーム事業者が、第三者である委託先にデータの分析・加工を委託した上で、当該分析・加工をしたデータをデータ取得者に提供する場合等様々な設計のプラットフォームが考えられる。また、このようなプラットフォームの形態に限らず、前述のように、マーケットプレイス型と呼ばれるような類型89を選択することも考えられる。

さらに、このようなプラットフォームの大きな枠組みのみならず、いずれの枠組みを採用する 場合であっても、具体的な契約条件等については、より細かく様々な設計を行うことが可能であ ると考えられる。

以上のように、プラットフォームと一口にいっても、その内容は千差万別であり、どのような プラットフォームを設計するかはプラットフォーム事業者の選択次第であるところ、プラット フォーム事業者としては、自社が目指すプラットフォームの形や、現実的な制約等を踏まえつ つ、自由な発想でプラットフォームを設計することが可能と考えられる。

<sup>89</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 73,74 頁参照。

図30 当社は、運営主体として、データプラットフォーム運営に関与することになったが、データプラットフォームへの参加者の範囲について、どのような点に留意して設定すればよいか。

A 3 0

- a. 提供を受けるデータの性質に応じた公開範囲の設計が必要
- b. データ提供者の営業秘密や限定提供データの提供を受ける場合には、秘密 管理性・限定提供性に留意した設定が必要
- c. 商品の価格データ等センシティブなデータを取り扱う場合には、独禁法との関係にも留意した設定が必要

解説

a. 提供を受けるデータの性質に応じた公開範囲の設計が必要

データプラットフォームには、プラットフォームに参加する要件を厳しく設定して、参加者を特定の事業者に限定するプラットフォームと、プラットフォームへの参加を希望する第三者には、利用規約に定める条件を満たす限り広く参加を認めるプラットフォームが考えられる(さらに、後者の場合、提供者・取得者ともに、広く参加を認める場合のほか、提供者のみ、あるいは、取得者のみに広く参加を認める場合も考えられる。)%。

このように、多様な公開範囲の設計が可能な中で、どの範囲の者にデータのプラットフォーム を開放するかは、プラットフォーム事業者が目指すビジネスモデルに影響を受けるとともに、以 下のとおり、一定の範囲で、データの性質・内容に応じた制約を受けることが考えられる。

b. データ提供者の営業秘密や限定提供データの提供を受ける場合には、秘密管理性・ 限定提供性に留意した設定が必要

例えば、データ提供者から、当該提供者の営業秘密や限定提供データに該当するデータの提供を受ける場合には、提供者において、プラットフォーム上のデータ取得者のうち、どの範囲の取得者に当該データを提供してよいか、取得させるにあたってどのような制限を課すかといった点を明らかにさせた上、プラットフォーム事業者において、当該提供者の意向に応じた取り扱いを実行することが必要になり、このような仕組みを実行するための、利用規約やシステム、アーキテクチャの設計が必要になる。特に、営業秘密については、プラットフォームを介して多数の

90 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版-データ編-」(令和元年 12 月) 78 頁参照。

119

当事者に共有されることにより秘密管理性の要件を喪失することも考えられるので、留意が必要である。また、限定提供データについては、プラットフォームを介して一般ユーザに広く提供されることにより当該限定提供データがオープンデータ化すると、限定提供データとしての保護を受けられなくなる可能性がある点に留意が必要である<sup>91</sup>。

# c. 商品の価格データ等センシティブなデータを取り扱う場合には、独禁法との関係に も留意した設定が必要

プラットフォームを介して、参加者間で商品の価格や生産数量等を取り決めることができてしまうと、独禁法上の不当な取引制限(独禁法2条6項)に該当するおそれがある。そのため、価格情報等センシティブなデータを取り扱う場合には、競合者には当該データを提供しないなど当該データを提供する利用者の範囲の設定には十分留意が必要であるし、そもそも、そのようなデータを取り扱わないようサービス・システムを設計することが重要と考えられる。

その他、「プラットフォームを運営する事業者が当該プラットフォームを通じて提供するサービス(有料サービス、無料サービスの両方を含む。)について市場支配力を有する一方で、プラットフォーム利用者は他の類似サービスへの切替えが困難となっている場合には、仮に、当該サービスに関する取引条件がデータ収集に関して取得者にとって不利益に変更されたとしても、当該利用者は、当該サービスの利用を停止することが困難となる可能性がある。また、その結果として、当該プラットフォーム事業者は、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる、又はこのようにして収集したデータを利活用することで事業活動を行っている市場において市場支配力を形成、維持、強化することができる可能性があり、私的独占、優越的地位の濫用その他独禁法の適用により規制の対象とすることがあり得るのではないかとの指摘」もなされている。2.

<sup>91</sup> 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)15頁参照。

<sup>92</sup> 公正取引委員会・競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」(平成 29 年 6 月 6 日) 38 頁参昭

Q31 当社は、運営主体として、データプラットフォーム運営に関与することになったが、多くの参加者に当社のプラットフォームに参加して、活用してもらうためには、どのような点に留意すればよいか。

A 3 1

- a. データ提供者に対するインセンティブを工夫
- b. データ提供に伴う懸念を払拭するための仕組みを講ずる

解説

#### a. データ提供者に対するインセンティブを工夫93

プラットフォームの価値・魅力は、多くの提供者の多くのデータを個別の交渉等のハードル なく利活用することができる点にあると考えられるため、まずは、多くの提供者から多くのデータを提供してもらうことが重要と考えられる。

そのためには、例えば、多くのデータを提供することによって、より有利な条件でデータ又はサービスの提供を受けられるようにするといったデータ提供の対価を工夫することや、データ提供者がデータ取得者としての地位も併有することを前提に、プラットフォーム事業者が、提供されたデータの加工・分析・整理(データフォーマットの統一、データクレンジング、アノテーション等)を行うなど付加価値を提供すること、その他の付加サービスを提供することも考えられる。

なお、多くのデータを集めたプラットフォームが、その利用価値を高め、さらに多くの参加者 からデータを集められるようになるという効果 (いわゆる「ネットワーク効果」) も期待できる との指摘もなされている。

### b. データ提供に伴う懸念を払拭するための仕組みを講ずる

データ提供者は、提供データの漏えいや取得者による目的外使用等、データ提供にあたり様々な事項について懸念をいただいていると考えられるが、この点については、前記 3-2-1 を参照されたい。

Q32

当社は、運営主体として、データプラットフォーム運営に関与することになったが、データ提供者と取得者との間に紛争が生じた場合に備え、どのような対策をとっておけばよいか。

A 3 2

a. プラットフォームの設計に際して当事者間の責任関係を明確にする

解説

#### a. プラットフォームの設計に際して当事者間の責任関係を明確にする

本書において前提とするプラットフォームでは、プラットフォーム事業者とデータ提供者及びデータ取得者間それぞれに契約関係が発生し、データ提供者とデータ取得者間には直接の契約関係が生じないことを想定している。

そのため、例えば、取得者が提供データの品質に不満を感じる場合や、提供者が取得者による 提供データの使用方法について不満を感じる場合など、取得者や提供者がプラットフォーム上 におけるデータ取引に関連して法的請求を検討する場合には、基本的には、直接の契約関係に あるプラットフォーム事業者が請求の相手方となり、プラットフォーム事業者としては、必要 に応じ、関係する提供者や取得者に対する求償請求を検討することになると考えられる。

そこで、プラットフォーム事業者としては、どのような場合に自ら責任を負担し、どのような場合に責任を負わないのか、あるいは、関係者に対し求償請求ができるのかといった点について、提供者・取得者との契約(規約)上、明確にしておくことが考えられる。例えば、データの品質についてみると、プラットフォーム事業者が提供者から提供を受けたデータに一定の加工・分析を行い、当該加工・分析結果であるデータを取得者に提供したところ、当該加工・分析の過程に問題があった場合と、元々の提供データ自体に問題があった場合とでは、プラットフォーム事業者が負担する責任の範囲は変わってくることも考えられる。

<sup>93</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版ーデータ編ー」(令和元年 12 月) 82~83 頁。 121

### 3-3. データ利活用チェックシート

「3. データ(情報資産)の取り扱い」では、企業においてデータ利活用に取り組む際に留意すべき事項をQ&A方式で整理してきた。本項目では、これらのQ&Aをチェックシートとしてまとめている。企業におけるデータ利活用の推進者や契約実務者の確認用及び社内報告時の指標として利用していただきたい。

※本チェックシートは、データ利活用に取り組むにあたって生じる主要な留意事項をまとめたものであり、全ての留意事項を網羅するものではないため、実際にデータ利活用に取り組むにあたっては、本チェックシートを参照しながらも、具体的なビジネススキーム等に合わせ、より詳細な検討を行うことが望ましい。

123

項	Q			チ	
月	番号	データを提供するときの疑問点	実行を推奨する事項	ェック	頁
	Q1	提供データが、第三者に漏えいし てしまう場合に備えて、何か手立	a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定		38
	<u>VI</u>	てはないか。	b. システム設計による漏えい防止策を実施		頁
			c. データ漏えいの発生に備え、証拠保全を実施		
		   提供先が、提供データを自由に使	a. 契約で目的外使用の禁止等を規定		
	<u>Q2</u>	用し、当社に不利益が生じる場合 に、何か手立てはないか。	b. サンプルデータの提供やクラウドへのアクセス権限 付与等によるリスク軽減策を実施		44 頁
		IC. M. T. T. Claration.	c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施		
	Q3	提供先が、提供データを基に特許 出願や権利化をする場合に、何か	a. 契約上、特許出願・権利化にはデータ提供者との事前協議を必要とする旨を規定		49
	<u>Q3</u>	手立てはないか。	b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応		頁
	<u>Q4</u>	提供先が、提供データに基づく派 生データ等で競合事業を始める 場合に、何か手立てはないか。	a. 提供先との契約において使用権限等を合意		52 頁
			a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により 営業秘密該当性を確保		
	<u>Q5</u>	提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	b. I D・パスワード、暗号化等の措置により限定提供 データ該当性を確保		55 頁
		ありな無に田本 テルバののいか。	c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施		
	<u>Q6</u>	提供データの品質への責任追及 を受けるリスクがある場合に、何	a. 品質について共通認識を形成し、契約で合意		57 頁
提		か手立てはないか。	b. サンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施		7
供	Q7	当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どの	a. 秘密保持義務や第三者提供の可否等、提供元との契 約内容を確認		60
	<u>V</u>	ような点に留意すればよいか。	b. データを加工した上で提供する場合には、データ使用権限、第三者提供等の契約内容の確認		頁
		 	a. データ取得時に、データ取得元に対して第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求		
	<u>Q8</u>	タが含まれる場合に、どのような 点に留意すればよいか。	b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不履行とならないよう合意		61 頁
			c. 不競法上の類型を確認		
			a. 個人情報の第三者提供の可否を確認		
		提供データに個人情報や著作物	b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い		65
	<u>Q9</u>	が含まれる場合に、どのような点 に留意すればよいか。	c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取扱い		65 頁
			d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないようにデータを取り扱う		
	Q10	データの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのよう	a. 不公正な取引方法ではないことを確認		69
	QIU	な点に留意すればよいか。	b. 不当な取引制限ではないことを確認		頁
	011	提供先が倒産等した場合に、提供データを廃棄させないが、何かま	a. 契約における廃棄・消去義務等の規定		71
	Q11	データを廃棄させたいが、何か手立てはないか。	b. 提供先にデータを交付しない形式で提供		頁

項目	Q 番号	データを取得・保有するときの 疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
	Q12	他社からデータを取得する場合や管理する場合に、どのよう	a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結		79
		な点に留意すればよいか。	b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離		頁
	Q13	取得データの品質が不十分で、自社に損害を及ぼす場合に、何	a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結		80
		か手立てはないか。	b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施		頁
	Q14	取得データに第三者の営業秘密や限定提供データが含まれ、	a. データ取得の際に、営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求		83
		当社が不競行為を疑われる場合に、何か手立てはないか。	b. 不競法上の類型を確認		頁
		取得データに個人情報が含ま	a. 提供データに個人情報が含まれていないことの保証 を要求		85
	Q15	れる場合に、どのような点に留意すればよいか。	b. 提供者への必要な手続の履践要求、自社における利 用目的の通知・公表、適切な個人情報の管理		頁
	016	データを取得する場合に、独禁	a. 不公正な取引方法ではないことの確認		87
	<u>Q16</u>	法との関係において、どのよう な点に留意すればよいか。	b. 不当な取引制限の回避		頁
取	017	データの取得元が買収等され	a. データ提供の継続を契約書に明記	]	89
得	<u>Q17</u>	た場合に、データ提供を継続さ せる何か手立てはないか。	b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履行とならないよう合意		頁
保		   自社内の各部署からデータを	a. データの性質等に応じた対応を実施		
有	<u>Q18</u>	取得する場合に、どのような点	b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認		91 頁
		に留意すればよいか。	c. データ収集を実行する組織づくり		
	Q19	自社データを営業秘密として 保有する場合に、どのような点 に留意すればよいか。	a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理		93 頁
	<u>Q20</u>	自社データを限定提供データ として保有する場合に、どのよ うな点に留意すればよいか。	a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理		94 頁
	<u>Q21</u>	データ利活用を始めるにあたり、管理の面でどのような点に 留意すればよいか。	a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討		96 頁
	<u>Q22</u>	保有データが不正アクセス等 によって侵害された場合に備 えて、何か手立てはないか。	a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を 実施		98 頁
	Q23	データ保有用のクラウドを選 定する場合に、どのような点に 留意すればよいか。	a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の確認		99 頁

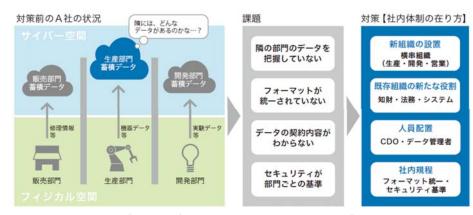
項目	Q 番号	データを使用するとき の疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
			a. 他社との契約内容を確認		
		取得データを加工等で	b. 物理的・技術的に自社データと区別		
	<u>Q24</u>	使用する場合に、どの ような点に留意すれば よいか。	c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法上の類型を確認		106 頁
		~ · · · · · ·	d. 著作権法平成 30 年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人 格権を侵害しないよう留意のうえ、データを取り扱う		
使	025	取得データを基にした派生データ等を自由に	a. 契約における利用権限を確認		108
用	<u>Q25</u>	使用する場合に、どの ような点に留意すれば よいか。	b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不競法上の類型を確認		頁
	Q26	データの取得元が買収 等された場合に、デー タ提供を継続させる何 か手立てはないか。	a. データ提供の継続を契約書に明記		110 頁
		取得データを業務委託	a. 他社との契約における第三者提供の禁止を確認		
	<u>Q27</u>	先に使用させる場合 に、どのような点に留	b. 不競法上の類型を確認		111 頁
		意すればよいか。	c. 個人情報等が含まれていないか確認		
	Q28	事業者としてデータの プラットフォームを形 成する場合に、どのよ うな点に留意すればよ いか。	a. 設計に際し、中立性・信頼性の確保を意識		117 頁
プラッ	<u>Q29</u>	データのプラットフォ ーム事業を行いたいと 考えている場合に、ど のような点に留意すれ ばよいか。	a. 自社が目指すプラットフォームの形を踏まえ検討		118 頁
プラットフォー			a. 提供を受けるデータの性質に応じた公開範囲の設計が必要		
Ā	Q30	運営主体として、データのプラットフォームへの参加者の範囲について、どのような点に	b. データ提供者から営業秘密や限定提供データの提供を受ける場合には、秘密管理性・限定提供性に留意した範囲設定が必要		119 頁
		留意すればよいか。	c. 商品の価格データ等センシティブなデータを取り扱う場合には、独禁法との関係にも留意した範囲設定が必要		

	運営主体として、デー タのプラットフォーム	a. データ提供者に対するインセンティブを工夫	121
Q31	への参加者を増やすに は、どのような点に留 意すればよいか。	b. データ提供に伴う懸念を払拭するための仕組みを講ずる	頁
Q32	運営主体として、データのプラットフォームの提供者と利用者との間に紛争が生じた場合に備え、どのような対策を講じておけばよいか。	a. プラットフォームの設計に際して当事者間の責任関係を 明確にする	122

# 4. データ利活用における社内体制の在り方

1 つの企業内においても、部門間でデータを共有しないことから、社内のデータが互いに見えずに全社的なデータ利活用が進まないケース、データの管理方法として、フォーマットやセキュリティ基準が統一されていないことから、データを統合しようとしたときに基準を合わせるところからやり直す無駄が発生するケース、部門間で交換したデータに対する他社との契約内容が伝わらずに契約違反につながるケース等データ利活用の取り組みを阻害する様々な障壁が発生する可能性がある。

そのため、全社的な横串組織の新設や、知財や法務、システム、セキュリティ等を所管する既存の組織への新しい役割の付与、個人のスキルに合わせた人員配置、社内規程の策定や周知を行うことが社内体制の在り方として望まれる。既存組織に対して横断的な組織を設置したり、既存組織に従来の所管業務を超えた働きを期待したりする際には、経営層によるリーダーシップと、実際の横断的組織や新たな役割を期待される組織のトップによるリーダーシップが不可欠である。これは、新たなことを実施する際には、異なる立場や見解との調整が不可避であり、最終的には経営層や経営層から権限を与えられた組織のトップが意思決定をしていく必要があるからである。



【図30. データ利活用における社内体制の在り方】

#### 4-1. データ利活用を推進する新たな組織の設置

データ利活用を進めようとする際、取り扱うデータが複数の部門にまたがって管理されている場合や、検討事項が複数の部門にまたがることも少なくない。また、データ保護の側面が強調される一方、事業に対するデータ利活用の意義を評価する仕組みが整っておらず、評価する役割を担う者が企業内に存在しないこともある。その場合、部門同士での意思疎通が不十分となる、リスクばかりが提示され建設的な議論が行われない等、意思決定に時間を要するといった弊害が生じている場合もある。実際、この点がデータ利活用のボトルネックとなっていることを指摘している企業もある。

#### 【事例】データ利活用に係る部門横断的な推進組織の無いことがボトルネック

▶ 企業にとってのボトルネックとしては、データ利活用に関する総括部門がないということが 挙げられる。データ保護に関する部門があっても、積極的に利活用の機能を担う部門がない ことが多く、利活用に関する窓口及び推進部門の組成が必要ではないか。当社の場合、デー タ利活用に関して会社全体の代表部門はない。データ利活用に関連する事業部門はあるが、 会社全体のデータ利活用部門ではなく、十分な機能を果たせているとはいえない。(製造業)

こうした事態を回避するためにデータ利活用に係る部門横断的な推進組織を設置することは、製造業・非製造業のいずれにおいても行われ始めている。特に事業部における独立性が高い企業ほど、その必要性を認識している傾向が見られ、横断的な取り組みを行うために経営層自らが旗振り役を務める等して社内の意識変革を並行して進めている企業も見られる。

#### 【事例】データ利活用に係る部門横断的な推進組織を設置

- ▶ 当社は、伝統的に各事業部の独立性が高く、データ利活用についても各事業部がそれぞれに 取り組む傾向にあったが、全社的に見れば無駄も多く発生することから、技術・事業開発本 部に新たに設置されたデータ利活用推進部門で調整・音頭を取るようにしている。(製造業)
- ▶ 弊社の場合、コア事業の他にも多様な関連事業部があり、それぞれ独立して事業を行ってきた。データ利活用については全社で取り組む必要があるため、社内の意識変革も視野に、社長が本部長を兼任する形で、新規組織を設置し、全社の戦略を立てている。(非製造業)
- ➤ データに対する考え方が部門ごとにばらついており、重視するポイントが異なることから社内の議論がままならない状態であった。そこで、データ利活用を推進する全社的な横断組織を設立したことにより、各事業部が共通の基準で議論ができるようになった。部門間等で認識の齟齬が大きかった事項についても、データを介してきちんと議論ができるようになってきた。データで議論ができるようになったことが新組織設立の成果である。(製造業)

また、単純に部門横断的にデータを取り扱えるようにするだけでなく、新企画・新規事業等に係る社内の検討プロセスを、データ利活用型の新企画・新規事業等を見据えたものに改めている企業も見られる。大企業の場合、新企画・新規事業等については、その検討段階に応じて様々な観点から社内審査を経ることが少なくない。例えば、ものづくり企業においては、研究開発段階であればテーマや将来性等を含め投資(社内リソースを活用するという意味も含め)判断的な要素、製品化段階であれば品質管理的な要素が加味された審査が多い。この点、データ利活用型の新規企画・新規事業の場合、個人情報所管部門、知財部門、法務部門、システム部門等、知見を有する部門の協力が必要となることもある。こうした部門の担当者を審査プロセスに関与させることも検討に値する他、データ利活用に係る部門横断的な推進組織を設置する場合においても定期的にこうした部門と情報を共有し、助言を得る機会を設けるといった方法も検討に値する。

#### 【事例】データ利活用に係る新企画・新規事業に係る検討プロセス見直し

➤ データ利活用について各部門で様々な新企画・新規事業に係る検討が行われているが、これらの検討推進・効率的なチェックの実施を目的として、統一的な社内ルールを整備したところである。事業部が新しいデータ利活用型の製品・サービスを検討しようとした場合、この基準に照らして各部(主管部は品質管理部門で、個人情報の所管部門、法務部門、システム部門、知財部門等がサブで共管)が協力して審査を行うこととなった。これによって従前の「個別案件ごとに関係部門が対応・審査を行う」という煩雑かつ機動性の乏しいプロセスが改善された。(製造業)

社内横断的にデータを収集し、分析・解析する組織を立ち上げている例も見られる。当該組織には広い範囲のデータへのアクセス権限を認めており、従前の組織では難しかった社内横断的なデータ利活用を進める起点とするといったことも考えられる。

#### 【事例】社内横断的にデータを分析・解析する組織の立ち上げ

▶ 社内の各部門でデータを管理しているため、部門間におけるデータの流通が滞っていた。そこで、社内横断的にデータを収集し、分析や解析を行う組織を立ち上げ、当該組織に各部門のデータに対するアクセス権限を付与した。これにより、分析に利用可能なデータの種類が増えたため、分析結果の精度向上につながった。また、データを部門外に提供する度に必要としていた部門長の許可を不要としたことで業務の効率も向上している。(非製造業)

#### 4-2. データ利活用における統制に関する取り組み

データ利活用を促進するためには、一定のルールも必要であり、データ利活用に関する社内規程を設けることが考えられる。データ利活用に関する社内規程としては、横串組織の構成や CDO (Chief Data Officer/Chief Digital Officer)の職責、データ取り扱い規程、クラウドを使用する際の規程等が考えられる。こうした社内規程を作成する際には、意思決定の迅速化を確保するため、CDO を含むデータ推進担当者や担当部署に一定のデータ利活用に係る権限を与えること等、データ利活用に対応した枠組みを整備することが重要である。一方で、社内規程の不整備や社員による社内規程の不遵守等によって、情報漏えい等が生じた場合には、企業の信用や価値を失い、事業の継続に影響を及ぼすこともあるため、重要な意思決定に係るプロセス管理や、情報管理の枠組みの見直しを併せて検討することが望ましい。

また、規程については策定するだけではなく、周知徹底することが重要であり、規程を文書で案内するだけでなく、必要に応じて部門における会議や、関連する研修等において取り上げることも含めて検討するべきである。加えて、規程の策定・周知にあたり、経営層から、データ利活用の推進を目的とした規程の策定であることなどについて、メッセージを発信することが望ましい。

なお、既に社内規程が定められていたとしても、企業の実情や環境変化に合っていない場合には、状況 に合わせて見直すことが求められる。特に、データの取扱いにあたっては、既存の著作物取扱規程や発明 取扱規程等を適用しようとする企業もあるが、データと著作権等の従来の知的財産権とはその性質を異 にすることが多いため、前記のとおり、改めて、データの取扱いに関する規程を整備すべきと考えられ る。

#### 4-3. 既存の専門部署に求められる新たな役割

データ利活用型のビジネスの検討に際しては、知的財産、法律、システム等の専門知識を有する既存の 部門に対して、新たな役割が求められるようになってきている。そのため、新たなデータ利活用推進部門 の設置等を検討する一方、既存のこれらの部門をより積極的に関与させる方法やそのために必要なリソ ースを確保すること等も検討に値する。

#### 4-3-1. データ利活用で求められる知的財産部門の役割

データ利活用に係るビジネスを検討する場面においては、総合的な知的財産戦略を検討することが必要かつ有用であることから、データ利活用に係るビジネスを推進するにあたって、知的財産部門が果たすべき役割は大きいと考えられる。

知財財産部門の役割も時代とともに変化してきているが、データ利活用型のビジネスを検討するに際 しても、知的財産部門を関与させる企業が散見される。

知的財産部門が、営業秘密の管理やノウハウライセンス等を所管してきた企業や、データ利活用ビジネス全体を広義の知的財産戦略と捉える企業には、データ利活用に係る契約等も知的財産部門が所管するという場合も見られる。特に、後者のような企業においては、知的財産部門において、さらに、自社のビジネスをオープンクローズ戦略等によりどのように守っていくのか、立ち上げるビジネスモデルが他社の特許権等を侵害しないかどうか、仮に侵害する場合、ビジネスモデルの変更をどのように行うかといった事項についても、検討することが求められている。そのため、全社的な経営会議や企画会議にも参加したり、R&D部門、新規事業や新製品・サービス等を検討する部門とのコミュニケーションを図ったりすることで、情報収集等を行うことが重要となってくる。

#### 【事例】データ利活用に係る契約事項を知的財産部門が所管

➤ 知的財産部門では産業データも担当しており、産業データに関する契約審査や訴訟係争も取り扱っているほか、関連する法解釈についても知的財産部門で行っている。理由としては、当社では産業データを営業秘密管理の派生的事項として捉えており、知的財産部門はデータマネジメントの組織として親和性が高いと理解されているためである。(製造業)

#### 4-3-2. データ利活用で求められる法務部門の役割

データ利活用型のビジネスを検討するに際して、ビジネスモデルを契約や規約によって明文化するこ とは極めて重要である。また、取り扱うデータについて、営業秘密ないし限定提供データとして法的な保 護を求めることも考えられる他、データの取扱いにあたっては、個人情報保護法制等にも留意する必要 がある。このように、データ利活用型のビジネスの検討にあたっては、契約や法律が関係する面が非常に 大きいため、データ利活用の推進に際して、法務部門が果たすべき役割は非常に大きいといえる。

さらに、世界的にみてもコンプライアンス強化の要請、グローバル化、イノベーションの促進といった 事業環境変化を受けて、企業における法務機能の重要性は高まっていることが指摘されているところ94、 特に日本においては法務部門の機能が限定的に捉えられてきた傾向があるが、データ利活用型のビジネ スの推進にあたって、契約や法務は重要な役割を果たすことから、法務部門には、消極的な意味での契約 書チェックにとどまらず、自社の戦略に沿った契約内容をしっかりと固めつつ、契約の相手方と落とし どころを探るといったことも求められ始めている。また、データ漏えい等のリスクが顕在化した場合に 備えた平時・有事の備え等についても法務部門の積極的な関与が求められ始めている。

このように、法務部門における期待役割も変化してきており、法務部門の組織変更によって期待役割に 対応しようと取り組んでいる企業もある。

例えば、法務部門がデータ利活用に係るリスク抑制機能を発揮するだけではなく、製品・サービスを企 画する事業部門と一体的に企画やビジネスモデルの検討を行う場合や、事業部門がデータ利活用を検討 する上で必要となる情報提供・助言機能を果たしている場合も見られる。

#### 【事例】データ利活用に係る企画及びリスク抑制を法務部門が所管

- ▶ 当社ではサイバーセキュリティの領域は IT 部門が担っているが、データ利活用に係る企画 及びリスク抑制については法務部門が重要な役割を果たしている。具体的には近年、法務部 門の中にデータ利活用に関連するラインを新設した。当ラインでは、データ利活用事業の企 画や契約による保護等を推進部門と一緒に担っている。技術開発はもちろん R&D 部門が行 うが、商品やサービスの事業企画的な部分にも法務部門が関与している。(製造業)
- ▶ 最近は事業部門からの相談も増えており、海外の情報提供はもちろん、新たに BtoB のビジネ スを検討しているが、must to do を教えて欲しいといった相談もこの数年多くなっている。 (製造業)

#### 【事例】法務部門がデータ利活用ビジネスのフィージビリティに協力

▶ グローバル対応等の必要もあり、法務部では事業部の企画についてフィージビリティスタデ ィ的な調査(現地の規制や制約等を調査する等)も行っており、一定程度の調査予算も持っ ている。(製造業)

<sup>94</sup> 経済産業省「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」(平成30年4月)、同省「国際競争 力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書~令和時代に必要な法務機能・法務人材とは~」(令和元年11 月)。

#### 4-3-3. データ利活用で求められるシステム部門の役割

データ利活用型のビジネスを検討するに際して、サイバーセキュリティの確保はいずれの立場でデー タを取り扱う場合においても不可欠である。データの漏えいに伴う契約上・法律上のリスクやレピュテ ーションリスクはもちろん、データの存在を前提とした製品・サービスを提供していたり、自社の業務遂 行に必要なデータであったりする場合には、業務自体が停止するリスクもある。

サイバーセキュリティについては社内のシステムインフラの構築や維持を担ってきたシステム部門等 が担うことがこれまで多かったが、従前は社内の IT 環境の整備と保護が中心的な役割であったのに対し て、近年ではデータを利活用する場面が増えたことにより、全社横断的なセキュリティマネジメントを 担うシステム部門等も見られるようになってきている。

また、他社とのデータ共有に際してサイバーセキュリティの観点から、システム部門が必要な社内ル ールの整備や、データ漏えいを含むリスクの観点から助言・点検を行う機能を発揮している企業も見ら れる。

#### 【事例】社内構断的なセキュリティマネジメント

▶ 従来セキュリティといえば、IT インフラを対象としたものであったが、近年は、ファシリテ ィのセキュリティ(複合機等の OA 機器、建物の物理的なセキュリティ)、サプライチェー ンのセキュリティ、生産・製造に係るセキュリティ、開発に係るセキュリティ、社内の IT インフラに係るセキュリティというように、社内横断的にセキュリティマネジメントを進め ることが重要となっており、システム部門の役割も変化している。(製造業)

#### 4-4. データ利活用を進める人員の配置

データの利活用を進めるに際しては、これを担う人材の確保や配置も重要である。データサイエンティスト等の高度な知識や技能を有する人材は世界的に見ても獲得競争が激化しているため、データ利活用を推進したり、データ利活用を前提とした製品・サービスを開発・提供するには様々な階層・職位、職務を担う人材の知識や技能の向上も求められる。

また、データ利活用に関する専門組織を立ち上げはせず、既存の事業部内に、データ利活用の推進やデータ分析・解析を行う担当者を配置する例も見られる。企業の規模にもよるが、データ利活用推進部門とは別途、事業部の組織内にデータ利活用に関する職能の担当者を配置することで、データ利活用にあたり多様な観点からの検討を可能にすることも検討されるべきである。他方、全社的なデータ利活用推進部門を設置できない場合であっても、データ利活用に関わる事業部内にこうした人材を配置することも検討に値する。

#### 4-4-1. CDO (Chief Data Officer/ Chief Digital Officer) 等の担当役員の役割

データ利活用の専門組織や、部門をまたいだ組織編成により、意思決定に時間を要する恐れや、責任の所在が不明確となる恐れがある。こうした問題に対処するため、全社的にデータ利活用やデジタル戦略に関する責任を負う CDO (Chief Data Officer/ Chief Digital Officer) 等の担当役員の任命を行うことも検討されるべきである。

もっとも近年行われた調査研究によれば日本企業における CDO の設置率は欧米主要国に比べると低い水準となっていることや CDO に関する取り組みの認知度自体が低いことがうかがえる<sup>95</sup>。しかし、積極的にデータ利活用に取り組む企業では CDO の設置は確実に進んでおり、外部からデータ自体の性質や法的性質、セキュリティ等にも知見のある人材を採用して CDO を設置する企業もある。

#### 【事例】担当役員の任命

➤ 全社のデータ利活用やデジタル戦略、IT 戦略に責任を持つ担当役員 (CDO) を配置するに あたり、データの性質や法的な性質、セキュリティを理解し、どの事業でどんなことが起き ているのかを把握することができる有識者を雇い入れた。(製造業)

 $^{95}$  総務省「平成 30 年度版情報通信白書」(平成 30 年 7 月) 136、 137 頁。

135

#### 【参考事例】総務省「平成30年度版情報通信自書」より

CDO の設置を起点とした横断的な組織を設置する等の組織改革に取り組む企業も少なくない。そうした企業における CDO の設置事例が総務省「平成 30 年度版情報通信白書」139、140 頁にも紹介されている。

		CIO ·		
類型	企業名	CDO 設	組織改革の内容	
		置時期		
			平成27年5月にデジタルイノベーション推進部を設置。以降、	
	****	平成 26	米国西海岸、東海岸、シンガポールにイノベーションオフィスを	
	株式会社三菱UFJフ	平成 26 年 10 月 1	開設し、現地外部企業と連携して革新的な金融サービスの創造に	
	ィナンシャル・グルー プ	年10月1	取り組む。平成 29 年 5 月には CIO が CDTO(Chief Digital	
		III	Transformation Officer)を兼務し、デジタル企画部を所管する。	
			当該組織は社内外からの更なる人材登用を進める。	
	SOMPO ホールディン	平成 28	デジタル化を推進する CDO 直下組織として、SOMPO Digital Lab	
①社内外か	グス株式会社	年5月	を東京とシリコンバレーに設立し、平成 29 年 11 月にはイスラエ	
らメンバー	クス体共芸化	年 5 月	ルに新設した。詳細はインタビューコラム参照。	
を集め、新			CDO 直下に CDO オフィスという組織を設置した。メンバーには	
しい部署を	株式会社三菱ケミカル	平成 29	様々な専門スキルを持つ人材を集めるとともに、年齢、性別、国	
設置する	ホールディングス	年4月	籍なども多様にする。専任者だけでなく兼任者も受け入れ、事業	
			や生産の現場との接点を持った組織を目指す。	
			CDO をトップとする「デジタルソリューションセンター」を設	
			置し全社横断的にデジタル化を進める。従来の縦割りで部分最適	
	株式会社ブリヂストン	平成 29	になっていたものを、部署を越えて情報を見える化し、各部署が	
	林氏芸化グググストン	年1月	持つ技術・情報を共有できるシステムを構築した。市場ニーズを	
			具体的に把握するため、当該組織には、技術や開発、経営企画な	
			ど、様々な人材が集まっている。	
			当社では事業ごとにカンパニー制を設けているが、CDO (Chief	
②兼任メン	ヤフー株式会社	平成 29	Data Officer) の設置と同時に、カンパニーごとに「データ・ディ	
バーにより	Prince Maked India	年4月	レクター (DD)」という役職を設け、各サービスが協業でマルチ	
仮想的なチ			ビックデータを扱う体制づくりに着手している。	
ームを組成		平成 29	CDOの設置と同時に兼任メンバーからなるチームを設置した。	
する	三井物産株式会社	年5月	メンバーは経営企画部や IT 推進部などに在籍し、現場の知見を	
		, 5 / ,	チームの活動に反映することが求められる。	

(出典)総務省「ICTによるイノベーションと新たなエコノミー形成に関する調査研究」(平成30年)

#### 4-4-2. データ人材の確保

データの加工、分析等により新たな知見を導き出すデータ人材は、将来的に数十万人不足するとも言われており、データ人材の確保や育成、外部リソースの有効活用等を検討することが望まれる。

また、データ人材として、データエンジニア、データサイエンティスト、データアナリストの3つに分けて任命し、以下のような役割を与えている企業もある。なお、定義については、団体や企業によって諸説あることに留意されたい。

- データエンジニア: 大規模なデータの活用を支える基盤構築と運用の専門職であり、クラウドの広範 囲な整備やソフトウェアのリリース、データベースの整備等を得意とする人材。
- データサイエンティスト:統計学の知識等を駆使してデータを深く分析する専門職であり、データを使用するためのツールとして AI 等のモデル作成や、統計的な観点から因果関係を示すことを得意とする人材。
- データアナリスト:データの分析から規則性や将来的なニーズを見いだし、仮説を立てて問題解決の 手段を提案する専門職であり、データの分析に加え、事業の意思決定に影響を与えるインサイトの提 案等を得意とする人材。

#### 【事例】データ人材の採用

➤ データ人材の採用については、基本給を引き上げ、グローバルな人材の確保を行っている。 また、データ人材に求められるスキルを洗い出し、定期的な試験やランク制度を導入することで、社員間の競争を促している。(非製造業)

#### 【事例】優秀なデータ人材の収集

➤ データ人材は、自身が作成したプログラミング等をネット上で公開することを希望する傾向にあるため、セキュリティ部門のチェックを受けた上で、部分的に公開することを許可している。これにより、優秀なデータ人材が集まりやすくなり、企業としての価値向上につながる。(非製造業)

#### 4-5. 全社的な教育・研修による育成

組織的な取り組みの一環として、教育や研修を実施し、企業内の複数事業をまたいだデータ統合・共有にあたり、アクセス権の付与・管理、情報の管理区分を設定する意識づけを行っている事例が見られており、企業間でのデータ共有にあたっても、教育・研修等を通じた意識づけを行うことが有効と考えられる%。本項においては、データ利活用推進にあたり、全社的に共有しておくべき基礎知識として、セキュリティや最新のIT技術動向の概要、法的保護を受けるための管理体制、意図しない侵害行為の防止といった項目に関する教育や研修内容における基本的な留意事項について記述する。

#### 4-5-1. 全社的な情報資産管理に関する教育・研修

顧客や消費者のデータは、ビジネスを推進する上で大きな助けとなるが、こうしたデータが何らかしらの形で流出し、ビジネスの停滞や終了を余儀なくされる例も見られている。そのため、企業間でデータの提供や取得を行うに当たり、情報資産を適切に管理することが必須である。また、管理にあたっては、情報の管理区分を適切に把握することが重要であり、どの情報資産がどの管理区分に該当するのかを適切に理解し、区分に応じた管理ができるよう全社で研修を行うことが必要である。

#### 【事例】不競法における限定提供データに関する教育

➤ 他社から限定的に提供を受けた秘匿度の高いデータについては、特定の端末のみからアクセスできるよう設定されており、この端末から不正にデータを取得する行為や使用、開示を行う行為が不正競争に該当することを e-learning を通じて周知徹底している。(製造業)

<sup>%</sup> 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター「安全なデータ利活用に向けた準備状況及び課題認識に関する調査 調査実施報告書」(令和元年)

#### 4-5-2. 職種別の教育・研修

#### (1) 企画部署向けの教育・研修

技術革新、IoT 化の進展など、経営を取り巻く外部環境が急速に変化している中、データ利活用に向けた取り組みを推進するよう経営層から指示が出るものの、具体的な方法については示されず実行に移すことが難しい、というケースが散見されている。また、データ利活用を推進するため、データ利活用に特化した全社横断的な体制が組まれる場合も見られている。この場合、開発や、知財、法務等の部署との連携も必要となることから、データ利活用に関する工学的、数理的な知見や、保有するデータの保護方法などの論点も踏まえつつ、データを活用したビジネスモデルの検討を主導できるような企画部署向けの教育が求められる。

#### 【事例】サイバーセキュリティに係る教育プログラムの導入

➤ セキュリティ人材育成に関して、近年サイバーセキュリティの社員教育プログラムが導入された。e-learning によって常に受講可能な環境を整備し、定期的な試験によって取得可能なランクに応じた給与を設定している。(製造業)

#### 【事例】統計ソフト・ビジネスインテリジェンスツール(BIツール)の試験的活用

➤ これまでデータ利活用とは無縁だった社員に、データ利活用について理解を深めてもらうきっかけとして、試験的に統計ソフトや BI ツールと契約し、簡易なデータ分析を実施している。(製造業)

また、データに対する適切なアクセス権限を設定することは、営業秘密の漏えいや、不正競争行為を防ぐために極めて重要である。特に、クラウドサービスを利用する場合、サービスの機動的な活用は、データ利活用を推進する際に重要な要素の 1 つであるが、ヒューマンエラーにより、指定された関係者以外にもアクセス権限が指定されてしまい、結果として情報が漏えいしてしまう例もみられる。そのため、一定の裁量を各部門に与えるだけでなく、規程により適正なプロセスを確保することや、適正なプロセスやアクセス権限の設定が行われていることを監査することも重要となる。

#### 【事例】アクセス権限の設定やデータ管理の規定

- ➤ データを取り扱う個別の事業部門に管理権限を付与し、事業部門の権限内で比較的自由なデータ利活用を可能とした上で、管理の実態や管理権限の適切な行使が行われているかどうかかについては年に数回の監査を行い、実効性を確保している。(製造業)
- パブリッククラウドの新規導入及びその権限付与に関しては、役員及び部門長で構成される セキュリティ委員会にて審議されたセキュリティガイドラインに従い付与し、定期的なモニ タリングを実施。(製造業)

#### (2) エンジニア向けの教育・研修

データ利活用の推進にあたり、エンジニアが担う役割は多岐に渡る。例えば、サイバーセキュリティへの対策を行うセキュリティエンジニア、保有するデータを使用しやすいよう管理するデータベースエンジニア、実際にデータの取得や価値の提供を行うアプリケーションを開発するアプリケーションエンジニアなどが挙げられる。このように、エンジニアの中でもデータ利活用に関わる領域内で分業が進んでいることから、データ利活用に係る基礎的な意義や用語の統一、法律の知識、プレゼンテーション力を養うような社内講座や社内勉強会を実施し、エンジニア間での共通言語を作っていくことが望まれる。

また、データ利活用にあたっては、企画部署や、他社との連携も必要となることから、エンジニアとしてのスキルアップだけでなく、経営を取り巻く外部環境についても理解を深めるよう研修を実施していくことが望まれる。

#### 【事例】データサイエンティスト育成に係る教育プログラムの導入

➤ 属する業界のプロセスや特殊性も考慮したうえで、データサイエンティストの育成プログラムを、社内に独自に整備している。グループ内研究所への社内留学をプログラムに盛り込むことで、データドリブンな企画から実用化まで、幅広く課題解決に資する人材の育成を目指している。(製造業)

#### (3) その他行政機関による教育・研修

行政機関が実施する研修や資格試験としては以下のようなものが挙げられる。これらの研修や資格試験の活用や、カリキュラムを参照することにより、自社に足りない知見を補う取り組みを進めることも有益である。

#### 【事例】行政機関が実施する研修や資格試験

- 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験(独立行政法人情報処理推進機構)
- ▶ IPA 情報セキュリティセミナー(独立行政法人情報処理推進機構)
- ➤ AIQuest (課題解決型 AI 人材育成事業) (経済産業省)
- ▶ IP・e ラーニング (独立行政法人工業所有権情報・研修館)

# 5. 懸念事項が顕在化した場合に備えて

データに関連する懸念事項としては、想定外のデータの流出や秘密保持義務違反等といったことが考えられるが、これらの事態が発生してしまった場合、確実・迅速に対応することが求められる。また、訴訟等の責任追及のためにあらかじめ証拠を保全しておくといった対応が重要となる。なお、これらの点については、情報管理という視点から「秘密情報の保護ハンドブック」の「第5章 他社の秘密情報に係る紛争への備え<sup>97</sup>」や「第6章 漏えい事案への対応<sup>98</sup>」等を参考とすることができる。詳しくは同ハンドブックにゆずるものの、ここでは本書の文脈で特に重要となる点について、整理を行う。

#### 5-1. トラブルに備えた対策

### 5-1-1. 証拠保全

営業秘密や限定提供データとして保護されることを意図していたデータが流出してしまったり、データの取り扱いについて当事者間で契約書を通じて合意していたとおりに履行されていないことが発覚したりした場合、相手方に対して法的な主張を行うためには必要な証拠を揃えておく必要がある。

データ利活用を前提とした製品・サービスを継続的に提供するとなれば、相応の責任が発生することから、より十分な検討・配慮が行われる必要がある。意図しない紛争やデータ流出に備える意味でも証拠保全は、平時からしっかり行っておくことが必要である。

また、自社で生成したデータと外部から取得したデータを分けて管理していることを客観的に説明できるようにしておくことが肝要であるが、データの場合には出所を特定しづらい点や、改変可能な点についても留意し、必要に応じて専門家の知見も得ながら必要な証拠を保全することが望ましい。

<sup>97</sup> 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」(平成28年2月)107頁以降参照。

<sup>98</sup> 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」(平成28年2月)121 頁以降参照。

#### 5-1-1-1. 自社が提供したデータであることの主張

データの提供先から提供データが漏えいした場合に、提供先に対して不競法違反や契約違反を主張するには、当該データが、自社が提供したデータであることを客観的に示すことが必要となる。相手方が直ちに非を認めれば良いが、争いになる場合、相手方から「提供以前に保有していたデータである」や「他のルートから入手したデータである」として反論される可能性がある。その場合、訴訟を提起するのであればもちろんであるが、交渉を行ったり、営業秘密侵害について警察当局等に相談を行ったりするのであれば、客観的に当該データが、自社が提供したデータであることを示す必要がある。

潜在的に重要性が高いデータである場合や、ビジネスのコアとなるデータである場合等は、厳重に管理しておくことも視野に入れるべきであるし、個人情報や営業秘密として保護すべきデータが含まれている場合には特に配慮する必要がある。もっとも、試行的な取り組みを行う場合には全てのデータに対してこうした措置を講ずるとコストがかかるため、その必要性については判断が必要となる。

なお、データ利活用を前提としたビジネスが広く知られるようになれば、健全に事業活動を行っている場合であっても国内外の他社から警告、訴訟提起を受ける可能性も否定できない点についても留意が必要である。

#### 【考え方】

- ➤ データの作成・取得の過程や履歴等のログについて、関連する資料(当該データの取得ややり取りに係る文書を含む)を記録しておく。その際、ファイルの履歴管理機能や履歴管理機能を持った情報管理システムの活用等も有用である。
- ➤ 記録の信用力を向上させるため、従前から公正証書が活用されてきたが、データについては 認証タイムスタンプや電子公証を利用することで、特定の日時にその秘密情報を保有してい たことや、その後当該情報が改ざんされていないことを証明できるようにすることも考えら れる。

(秘密情報の保護ハンドブックも参考に一部修正加筆)

#### 5-1-1-2. 共同・受託研究開発におけるデータの分離管理

他社 (大学等の研究機関も含む) との共同研究開発 (PoC を含む) や他社から委託を受けた研究開発 (受託研究開発) に際しては、自社においても同種の独自研究開発を行っている場合も多いところ、他社が独自に進めていた研究開発成果等のデータの開示を受けることもあることから、独自研究開発を行っている場合に比べて、他社データと自社データが紛れやすい状況にある。そのため、他社からデータを取得する場合、有用性だけでなく、リスク面についても一定の配慮を行い、不必要なデータまで取得しない、秘密として保護しなければならないデータが含まれている場合には秘密情報として管理すべきデータの範囲を明確化するといった配慮が必要となる。

秘密情報として管理することが求められているデータを取得し、当該データの不正使用を相手方から 疑われた場合に、そのような事実が無いことを反証するためには取得した秘密情報に該当するデータが 自社データと分離管理されていることが重要となる。こうした点は一般的な秘密情報管理の考え方では あるが、データ利活用を行う場合においても不十分な認識のまま検討が進み、後で問題が生じるという こともあるため、共同研究開発の当初より上記のような認識を持つことが必要である。

#### 【考え方】

- ▶ 他社から情報を得る窓口を設定し、その窓口以外では他社から秘密情報を含むデータを受け取らないようにする(専用のメールアドレスやセキュリティの確保されたストレージ等を活用することも有効)。また、その窓口では、取得した情報の内容、取得した日時、取得の経緯等を記録する。
- ▶ 他社の秘密情報を含むデータは、自社データとは別のフォルダやアクセス領域で保管する。当 該フォルダには関係者以外がアクセスできないようなアクセス制御を行い、アクセスログを記録する。

(秘密情報の保護ハンドブックも参考に一部修正加筆)

- ➤ データ利活用の PoC を行う場合、関与する関係者(他社の秘密情報を含むデータに接する必要のある従業員等)を特定し(必要に応じてリスト化して特定の手続でのみ当該リストを変更可能なものとすることも考えられる)、その全員から、関係する者以外に当該データを開示しない、目的外で使用しないといった旨の誓約書を取得する。PoC が終了した後、誓約書が遵守されたことを確認し、確認書を取得する。
- ➤ 自社における PoC を開始する際、使用するデータの中に他社データが混入してないか厳重にチェックする。また、当該試行に途中から参加する従業員等がいる場合、当該従業員の PC に混入させるべきではないデータが含まれていないか確認する。PoC には専用の初期化した PC を別途貸与することも考えられる。

(秘密情報の保護ハンドブックも参考に一部修正加筆)

#### 5-1-1-3. データのトレーサビリティ

データが他人の手元に渡った後、そのデータの使われ方や流通先を把握すること自体が困難である。また、データが漏えいした場合、そのデータが保有者のデータであることを証明することも困難である。そのため、データの不正流通等に備えて、自社のデータであることを示す証拠を事前に確保することが重要である。

技術的な証拠の保全の手段としては、データのトレーサビリティを確保する手段が挙げられる。データのトレーサビリティ確保の手段として、電子透かし、電子署名、ダミーデータの挿入等の手段が有効である%。もちろん、データの特性に応じて適切・不適切があるので、状況に応じて使い分けることが適切である。また、上記の趣旨と併せてログの取得・保存をすることも重要と考えられる。

5-1-2. 初動対応の規程整備

事件が発生した際に、誰に連絡するか、誰が中心となって対応するか、といった内容を予め規程としてまとめておくと、初動を円滑に遂行することができる。近年では、災害やテロ行為等、通常想定を超える事態が生じた際の対応計画を定める事業継続計画(Business Continuity Planning、BCP)を策定している企業が増えている。近年は情報セキュリティリスクの高まりを受けて、情報セキュリティインシデントに対するBCPも整備されている企業が多い。

BCP は平時ではない事態となった際に、どのような体制でどのような初動対応をするのかという点をあらかじめ定めておくことが、迅速な危機対応を可能とするという趣旨で策定されているもので、本書で想定しているデータ利活用を巡るトラブルやデータの流出といった事態が発覚するという、ビジネス上は平時ではない場面での対応方法をあらかじめ明確にしておくことも適切な初動対応を可能とするという観点から重要となる。

記載しておくべき事項は多岐にわたるが、本書との関係では、5-2. で記載した対応について、あらかじめ具体的な対応ができるよう、対応方針、対応部署・担当者、対応プロセス等を明記しておくことが必要である。また、データの提供先から漏えいした場合に備えて、データの提供先にも同様の規程を整備することを契約上求めたり、記載事項の要点について有事には記載事項に沿った対応を行うことを契約に基づいても要請できるようにしておくことも検討に値する。

<sup>99</sup> 経済産業省「平成30年度産業経済研究委託事業 (データ流通秩序に係る技術及び法令に関する調査) 調査報告書」 (平成31年3月) 33~36頁等参照。

#### 5-2. 懸念事項が顕在化した際の対応

#### 5-2-1. 初動対応

データ流出等が生じた場合、初動を間違えてしまえば、たとえ法令遵守していたとしても企業イメージの悪化や被害の拡大が生じる可能性もあるため、被害拡大防止や企業イメージの保護、迅速かつ適切な法的措置のために、適切な初動をとることが重要である。初動対応を円滑に行うためにも、5-1-2.のように平時に対応をあらかじめ定めておき、その取り組み・組織体制の整備が重要である。

なお、個人情報が含まれるデータが漏えい等した場合には、個人情報保護委員会が示している「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)」等に則り、適切に対応することが必要となる。

#### 5-2-1-1. 社内調査・原因究明

どのような対応を行うにしても、まず、何が起きたのかを正確に把握する必要がある。この点、「秘密情報の保護ハンドブック」では、「いつ」、「だれが」、「なにを」、「どのように」という観点で状況を押さえておくことが提案されている。データ利活用を行う中で、データ提供先から漏えいした場合の対応としては、例えば以下のような考え方ができる。データの提供先からの漏えいの場合と、自社内で漏えいが発生した場合とで、初動で調査すべき事項が異なる。具体的には、相手方に「漏えいの疑いないし漏えいの事実を認識した時点、認識した根拠、認識するに至った経緯(いつ)」、「自社が提供したデータの具体的な内容や提供時期・提供態様等(なにを)」を可能な限り客観的に示すことで、相手に非を認めないし認識させ、「だれが」「どのように」という外部からは調査の難しい事項について相手方に調査を依頼することが肝要である。これに関連して、契約において、調査義務を相手方に負わせておくことも考えられる。

	データ提供先から漏えいした場合の考え方
いつ	データ提供先から漏えいしたタイミングを検知することは難しく、漏えいの疑いないし
V 11.7	漏えいの事実を認識した時点、認識した根拠、認識するに至った経緯を把握。
	データを漏らしたのがデータの提供先であるとの認識に至っても、具体的に誰が漏らし
だれが	たのかを外部から把握することは容易ではない。そこで「いつ」「なにを」の欄に記載し
	た事実を相手に伝えて相手方に調査を依頼する必要がある。
	データ提供先から漏えいした場合、どの範囲かを把握することは難しいこともあるが、少
なにを	なくとも自社が提供したデータの具体的な内容や提供時期・提供態様等が客観的に示す
なにを	ことができれば、特定に役立つ。また、既に触れたトレーサビリティ確保手段によってこ
	の点の客観性を高めることも可能。
	データを漏らしたのがデータの提供先であるとの認識に至っても、具体的にどのような
どのように	方法・原因で漏えいしたのかについて外部から把握することは容易ではない。そこで「い
	つ」「なにを」の欄に記載した事実を相手に伝えて相手方に調査を依頼する必要がある。

#### 5-2-1-2. 初動対応の適切な取り組み

利活用が期待されるデータは、複製が容易であり、一旦不正取得等されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがある。また、データの漏えいがあったという事実のみによって、そのデータの内容如何にかかわらずレピュテーション上のリスクがあるほか、データに個人情報や他社の営業秘密等の機微な情報が含まれていれば法的なリスクも顕在化する。加えて、データ利活用を前提とした製品・サービスを提供している場合には、データ漏えいの態様やその原因によっては当該製品・サービスの提供を中止しなければならないという事態も起こり得る。こうした影響を最小限にするためにも初動対応が極めて重要であることを認識し、例えば次のような観点で迅速に対処することが必要である。

- 更なる拡散の防止
- 法律に基づく手続
- 企業イメージを含む損失の最小化

#### (1) 更なる拡散の防止

データ漏えいの影響を最小化するため、更なる拡散の防止が必要となる。その際、重要となるのは、データ漏えいルートを遮断することで追加的なデータ漏えいを防ぐことと、既に漏えいしてしまった先からの拡散を防ぐことである。こうした対応について、データの漏えいがデータ提供先から生じた場合、データ提供先に対応を求めていく必要があることから、あらかじめ懸念事項が顕在化した場合には下記のような要請に対応しなければならないことを契約上も義務として明記しておくことが望ましい。

	自社内からの漏えいの場合		データ提供先から漏えいした場合
データ漏えいルートの遮断	▶ 偶発的な漏えい(従業員によるミス等)であることが明らかである場合を除き、サイバー攻撃や内部者による悪意の漏えい等が疑われる場合には、ネットワークの一次遮断や、疑わしい内部者の物理的なアクセスの抑制が必要である。	A A	データ提供先に対して原因究明を求めるとともに、サイバー攻撃や内部者による悪意の漏えい等が疑われる場合には、ネットワークの一次遮断や、疑わしい内部者の物理的なアクセスの抑制等の措置を求める。自社から提供しているデータの提供を中止・停止する。 データ提供先が自社の提供するデータを活用して第三者にデータ又はデータを利活用した製品・サービスを提供している場合、これらもの提供も中止・停止する。
漏えい先に対する対応	<ul> <li>漏えい先が特定できる場合、漏えいしたデータの使用・提供を行わないことや削除を求める。当該データが営業秘密や限定提供データとして管理されていた場合には、不競法によって保護が及ぶデータであることも示す必要がある。</li> <li>漏えい先が不特定多数に及ぶ場合、漏えいの事実を開示する際に、漏えいしたデータの使用・提供を行わないことや削除を求める。当該データが営業秘密や限定提供データとして管理されていた場合には、不競法によって保護が及ぶデータであることも示す必要がある。</li> </ul>	<b>&gt;</b>	データ提供先から漏えいした先が特定できる場合、左記と同様の対応を行う。 データ提供先から漏えいした先が不特定多数に及ぶ場合、左記と同様の対応を行う。 上記につき、自社がデータを提供していることが公になっていない場合、データ提供先の名義で対応をすることを要請する。

# (2) 法律に基づく手続

漏えいデータが個人情報の場合、個情法に基づき、個人情報保護委員会等に対する報告等の対応が必要であるほか、各業法などの法令上、監督官庁等との間で、要求されている手続を実施する必要がある。データ提供先との関係やデータ提供の態様によっては協働して対応しなければならない場合もあり、対応窓口となる部署や担当者等を明確し、迅速な対応が必要である。

# (3)企業イメージを含む損失の最小化

企業イメージを含む損失を最小化するためにも初動対応は重要である。初動対応に失敗し、損失が大幅に拡大したり、社会的に信頼を失ったりする事案は少なくない。速やかな漏えいの事実の把握を前提に、対外公表、被害者対応・マスコミ対応、捜査当局への相談を行うことが重要となるが、こうした事項を迅速に行うためにも、事前に手順を定めておくことや、契約上、データ提供先に協力を義務付けておくことが有効である。

	自社内からの漏えいの場合	データ提供先から漏えいした場合
対外公表	▶ 把握している事実につき、速やかな 対外公表(事実経緯、漏えいした情報の内容、漏えいの原因、再犯防止 策、問い合わせ窓口等について)の 実施。	止策、問い合わせ窓口等について) <ul><li>▶ 自社及びデータ提供先がそれぞれ対外</li></ul>
被害者対応・マスコミ対応	<ul> <li>▶ 被害者が特定できている場合等には被害者への事実の連絡及び謝罪を実施。</li> <li>▶ 被害者が不特定多数であって今後の被害拡大の可能性が高い場合には、個別の謝罪に先だって公表。</li> </ul>	● 自社として被害者対応が必要な場合 に、必要に応じてデータ提供先に事実 の速やかな対外公表を要請する。
捜査当局への相談	▶ 営業秘密侵害に該当する場合やその他刑事事件に発展する可能性のある場合には、証拠隠滅や逃走を防止するためにも、警察に事実公表のタイミングや内容について早期に相談することが有効な場合もある。	<ul><li>対動で警察に相談するのに必要な事実の共有・報告や、捜査を実施する場合の捜査協力を要請する。</li></ul>

#### 5-2-1-3. 初動対応の体制

初動対応には様々な部署が関係するが、上記のとおり、被害の拡大が早いので、迅速に体制を整える必要がある。第三者委員会等を設置する、対策チームを設置する、再発防止に向けて社内体制を整備するといったことが考えられる。

もっとも、既に触れたように、平時から、こうした事態が生じたことを想定し、データ漏えいが発生した場合にどのような体制で対応するのかについては、データ提供先等も合わせて事前に取り決め、明文化しておくことが望ましい。特にデータ利活用の場面が試行的なものでなく、継続的に製品・サービスとして行われるものである場合には、顧客対応という意味でも事前にしっかりとこうした事態を想定した体制を検討しておくことが求められる。

### 5-2-2. 責任追及等

データ提供先に、契約違反が認められる場合には、当該契約に基づいて相手方に是正を求めることになる。例えば、提供先が契約で合意したデータ管理を履践していないのであれば、契約で合意したデータ管理の履践を要求することになるであろうし、また、既にデータの漏えい等の発生が認められる場合には、契約に基づく差止請求権等の行使を検討することになるであろうと考えられる。

一方、直接の契約関係にない第三者による不正行為が介在している場合や、提供先が契約に基づく請求に真摯に対応しない場合には、不競法に基づく対応が有効になることがある。すなわち、当該提供データが不競法上の「営業秘密」や「限定提供データ」として保護される場合には、データ提供先や第三者に対して、不競法に基づく差止請求権等の行使を検討すべきと考えられる。また、提供データが不競法上の「営業秘密」に該当する場合には、民事的措置のみではなく、刑事的措置をとることも可能であるため、警察当局等への相談等も含め、検討することになると考えられる。

なお、以上の契約に基づく請求、不競法に基づく請求を行うにあたっては、5-1. に記載の証拠保全を有効に実行できていると、各種請求にも実効性が増し、有効である。

#### 5-3. 未然に懸念事項を防ぐための対応

懸念事項が発生しないように、未然に防止するための取り組みを実施することが重要である。未然防止の取り組みとしては、技術的・物理的な対応、心理的な抑止といった対応が挙げられる。また、同時に組織における信頼関係の維持・向上等も重要となる。こうした観点から整理された詳細な秘密情報の保護方法については、「秘密情報の保護ハンドブック」を参照されたい。また、中小企業・中堅企業等であれば、「INPIT 知財総合支援窓口」、「営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密 110 番)」等に相談することで、秘密情報管理の方法や具体的な対応について様々なアドバイスを受けることが可能である。

#### 5-3-1. 漏えいを未然に防ぐための技術的・物理的な対応

考え方の1つとして、漏えい等を懸念するデータに「接近させない」という対応が挙げられる。具体的には、データを閲覧・利用等することができる者(アクセス権者)の範囲を適切に設定した上で、自らが権限を有しないデータに現実にアクセスできないようにすることで、アクセス権限を有しない者にはデータ漏えい等を実行できないという状況を作り出すことが考えられる。技術的には、データに対し、パスワードやIDの設定、本人認証、データの暗号化等を施すことにより、利用者のアクセスを制限することも有用であるほか、第三者からの不正なアクセスを防止するセキュリティ対策の実施、データの性質によってはアクセス出来る回線を専用回線化するといった方法もある。

また、もう1つの考え方として、「持ち出しを困難化」するという対応も挙げられる。データを PC や記録媒体等に複製をすることの制限や、PC や記録媒体の持ち込み・利用・持ち出し等を制限するといった方法が用いられることも多い。

#### 5-3-2. 漏えいを未然に防ぐための心理的抑止に係る対応

データの漏えいが人を通じてなされることが多いことに鑑みて、心理的な抑止が働くようにすることも重要である。例えば、職場のレイアウトの工夫、資料・ファイルの通し番号管理、録画機能付き防犯カメラの設置、入退室の記録、PCのログ確認等により、データに正当に又は不当に接触する者の行動が記録されたり、他人に目撃されたり、事後的に検知されたりしやすい環境を整えることによって、データの漏えいを行ったとしても見つかってしまう可能性が高い状態であると認識するような状況を作り出すことでデータの漏えいを抑止するといった方法が実施されている。こうした対応をすることで、第三者による不正アクセス等により漏えいした場合に、従業員の身の潔白を証明することも可能となる。

また、秘密情報の取扱い方法等に関するルールの周知、秘密情報の記録された媒体へ秘密情報である旨の表示を行うこと等により、従業員等の秘密情報に対する認識を向上させることで、秘密情報を含むデータに対する認識を向上させるといった対応も重要となる。

#### 5-3-3. 信頼関係の維持・向上

従業員等にデータの漏えいとその結果に関する事例を周知することで、データ管理に関する意識を向上させることにつながる。また、働きやすい職場環境の整備や適正な評価等によって、企業への帰属意識の醸成や、仕事へのモチベーション向上にも寄与しうる。これらの取組みを通じ、職場のモラルや従業員等との信頼関係を維持・向上させることで、データ漏えい等の懸念が発生しにくい組織を作っていくという対応も重要である。

#### 5-3-4. 相談・支援窓口

● 企業同士の紛争や将来的に訴訟となる可能性もあるため、まずは弁護士に相談することが考えられる。また、中小企業や中堅企業等の場合で、社内に専門的な判断を行う担当者や専門部署が無く、弁護士に相談すべきかどうかも含め、判断に迷う場合には下記の公的な相談窓口を利用することも可能である。いずれの場合においても初動対応は迅速性が求められることから、懸念が生じたら迷わず相談を行う姿勢が必要である。なお、下記相談窓口については、社内規程の整備や共同研究契約を相談したい場合には INPIT 知財総合支援窓口を利用することも可能であり、懸念事項が特に営業秘密に関するものである場合には、営業秘密・知財戦略相談窓口を利用することも考えられる。懸念が顕在化する前に相談を行うことで、様々な予防策を講じることが可能である。

INPIT 知財総合支援窓口(全国の都道府県に設置されている)

電話番号 0570-082100 (最寄りの知財総合支援窓口につながる共通番号)

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が開設する相談無料の窓口。窓口の担当者や専門家(弁理士・弁護士等)に相談可能。窓口を訪問しての面談の他、中小企業等の場合であれば必要に応じで企業に担当者が訪問しての相談も可能。詳しくは各県知財総合支援窓口で確認。

○知財総合支援窓口のポータルサイト (https://chizai-portal.inpit.go.jp/) も参照。

※窓口によっては、営業時間がご案内時間と異なる場合がございます。

※回線がつながると「・・・砂ごとに・・・円の通話料金で御利用いただけます」というアナウンスが流れます。お近くの知財総合支援窓口までの通話料は発信者側の負担となります。(相談は無料です)

※携帯電話会社の通話料金定額サービス等でも別途ナビダイヤル通話料金が発生します。また、一部のIP電話、携帯電話、PHS、自動車電話、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。

※相談窓口に直接かけた方が安くなる場合もあります。電話番号は上記ポータルサイトで確認可能。

#### 営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)

電話番号 03-3581-1101 (内線3844)

受付時間 9:00~17:45 (土日祝日及び年末年始を除く)

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) が開設する相談無料の窓口。営業秘密の管理手法や営業秘密の漏えい・流出事案、権利化/秘匿化等の知財戦略に特化した専門スタッフが対応する。直接の相談も可能だが、上記知財総合支援窓口と連携しており、知財総合支援窓口に相談しても必要があれば営業秘密・知財戦略相談窓口 (営業秘密 110 番) の専門スタッフが対応する場合もある。

○営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密 110 番)の Web サイト

(https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/) も参照。

● 個情法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問をする場合には、個人情報保護委員会の個人情報保護法相談ダイヤルを利用できる。また、新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等に係る相談をする場合には、PPCビジネスサポートデスクを利用できる。

#### 個人情報保護法相談ダイヤル

電話番号 03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

#### PPCビジネスサポートデスク

電話番号 03-6457-9771

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

なお、刑事的な責任追及が必要な場合には、警察の関与が不可欠であるため、各都道府県警察本部の営業秘密侵害事犯の担当窓口に相談することが考えられる。

# 6. 参考資料

#### 【不正競争防止法】

#### 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」(平成28年2月)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf

秘密情報の漏えいを未然に防ぎたいと考える企業の参考となるよう、様々な対策例を紹介するハンドブック。自社のデータを利活用する前提として、有用なデータを適切に管理する方法を検討する際に参考になる。

#### 経済産業省「営業秘密管理指針」(最終改訂:平成31年1月23日)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf

不競法における、営業秘密として保護を受けるために必要となる、最低限の水準の対策を示した指針。他社とデータを共有する際も、指針に則って管理することで、不競法による保護を受けることができる可能性が高まる。保護を受けるために必要な管理水準を確認する際に参考になる。

# 経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf

平成 30 年の不競法改正において導入された「限定提供データ」に係る「不正競争」について、各要件の考え方、該当する行為等の具体例を示すもの。データを他社と広く共有する際に、限定提供データとして保護を受ける方法を確認する際に参考になる。

#### 【契約ガイドライン】

#### 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(令和元年 12 月)

https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html

民間事業者等が、データの利用等に関する契約や AI 技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理したガイドライン。AI 及びデータに関する契約上の論点について確認したい場合に参考になる。

# 経済産業省「データ共用型(プラットフォーム型)契約モデル規約に関する報告書」(令和2年3月)

https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(2018年6月策定、2019年12月1.1版公表)に関連して、「クローズ型プラットフォーム」の利用に関するモデル利用規約案を検討した結果を、掲載しており、民間事業者等が、データ共用型(プラットフォーム型)の契約類型の契約上の論点について確認したい場合に参考になる。

#### 経済産業省「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(平成29年5月)

https://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003.html

事業者間でデータの利用権限が明確となっていないが故にデータ流通が進まないという課題を解決すべく、事業者間の取引に関連して創出、取得又は収集されるデータの利用権限を契約で適正かつ公平に定めるための手法や考え方を整理したガイドライン。利用権限を定めるデータの選定、利用権限の決定の際に参考になる。

経済産業省「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版 第2版」(令和元年4月)

https://www.meti.go.jp/policy/safety security/industrial safety/oshirase/2019/4/20190425.html

プラントデータを共有・活用する上での懸念を払拭することを目的として策定された、産業保安版の データ契約ガイドライン及びセキュリティマニュアル。プラントデータに特化して、契約上の論点やセ キュリティ対策について理解する際の参考になる。

【個人情報保護法】

個人情報保護委員会HP (https://www.ppc.go.jp/index.html)

法令・ガイドライン等 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/)

地方公共団体の個人情報保護条例(<a href="https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/local/">https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/local/</a>)

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(最終改訂:平成 29 年 3 月)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(平成 28 年 11 月)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」(最終 改訂:平成29年3月)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

個人情報保護委員会「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」(平成 29 年 2 月)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/tokumeikakouInfo/

#### 【著作権法】

文化庁「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」 (令和元年 10 月)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1422075.html

#### 【独占禁止法】

公正取引委員会「データと競争政策に関する検討会」報告書(平成29年6月)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170606 1.html

公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成28年1月)

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html

公正取引委員会「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態 調査報告書」(令和元年6月)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html

#### 【白書】

独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ白書 2019」(令和元年8月)

https://www.ipa.go.jp/security/publications/hakusyo/2019.html

独立行政法人情報処理推進機構「AI 白書 2019 ~企業を変える AI 世界と日本の選択~」(平成 30 年 12 月)

https://www.ipa.go.jp/ikc/info/20181030.html

独立行政法人情報処理推進機構「IT 人材白書 2019」(令和元年 5 月)

https://www.ipa.go.jp/jinzai/jigyou/about.html

総務省「令和元年版情報通信白書」(令和元年7月)

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html

#### 【ガイドライン】

経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック ver2」(平成 30 年 3 月)

https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005.html

経済産業省/独立行政法人情報処理推進機構「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2」(平成 29年 11月)

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng\_guide.html

独立行政法人情報処理推進機構「組織における内部不正防止ガイドライン第4版」(平成29年1月) https://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/insider/index.html

独立行政法人情報処理推進機構「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 第3版」(平成31年3月)

https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/

独立行政法人情報処理推進機構「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2 実践のためのプラクティス集」(平成 31 年 3 月)

https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html

#### 【調査報告書】

独立行政法人情報処理推進機構「安全なデータ利活用に向けた準備状況及び課題認識に関する調査 西実施報告書」(令和元年年4月)

https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ts research/index.html

経済産業省「平成 30 年度産業経済研究委託事業(データ流通秩序に係る技術及び法令に関する調査) 調査報告書」(平成 31 年 3 月)

https://www.meti.go.jp/meti\_lib/report/H30FY/000768.pdf

独立行政法人情報処理推進機構「データ利活用における重要情報共有管理に関する調査」(平成 30 年 3 月)

https://www.ipa.go.jp/security/fy29/reports/ts\_research/20180329.html

#### 【政府が提供するデータ】

e-Stat (日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイト)

https://www.e-stat.go.jp/

**データカタログサイト**(政府が運用するオープンデータに係る情報ポータルサイト)

https://www.data.go.jp/

#### Tellus

https://www.tellusxdp.com/ja/

日本初のオープン&フリーな衛星データプラットフォーム。政府衛星データの他、民間が提供する 地上・宇宙のデータも多数提供されている。 本書策定にあたり、以下の委員会、独立行政法人情報処理推進機構の委託事業において設置された研究会で御議論いただきました。

# 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 委員名簿

■委員長

岡村 久道 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士

■委員

淺井 俊雄 日本知的財産協会 常務理事

日本電気株式会社 知的財産本部 上席主幹

池村 治 日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員

味の素株式会社 理事 知的財産部長

久貝 卓 日本商工会議所 常務理事

河野 智子 ソニー株式会社 スタンダード&パートナーシップ部

著作権政策室 著作権政策担当部長

近藤 健治 トヨタ自動車株式会社 知的財産部 主査

末吉 万 KTS法律事務所 弁護士

杉村 純子 日本弁理士会 知財戦略推進ワーキンググループ 座長

プロメテ国際特許事務所 代表弁理士

田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

長澤 健一 キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長

林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士

春田 雄一 日本労働組合総連合会 経済政策局長

三井 大有 東京地方裁判所 判事

宮島 香澄 日本テレビ 報道局解説委員

「企業におけるデータ利活用・保護の戦略立案のための手引書(案)の作成」 に係る検討会 委員名簿

#### ■座長

渡部 俊也 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

#### ■委員

井川 甲作 株式会社 LANDLOG 代表取締役

岡村 久道 京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士

近藤 健治 トヨタ自動車株式会社 知的財産部 主査

齊藤 友紀 株式会社 メルカリ 弁護士

立本 博文 筑波大学 ビジネスサイエンス科学研究科 教授

殿村 桂司 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

成松 岳志 アスクル株式会社 BtoC カンパニー 事業企画本部

ビジネスマネジメント&アナリティクス総括本部

ECマーケティングディレクター

西田 亮正 かなめ総合法律事務所 弁護士

西幹 真一郎 株式会社 ゼンリン 本社統括本部

コーポレート本部法務・知的財産部 部長

前田 三奈 株式会社 日立製作所 知的財産本部 知財第三部 部長

森谷 明 株式会社 シップデータセンター 企画・営業部 部長

米岡 励 株式会社 博報堂 DY ホールディングス

マーケティング・テクノロジー・センター

開発3グループ グループマネジャー

敬称略(50音順) 敬称略(50音順)

